

# 第23期文化審議会第2回総会(第93回)

## 議 事 次 第

1. 日 時:令和5年3月27日(水)
2. 場 所:文化庁京都庁舎 本館3階 特別会議室
3. 議 題:
  - (1)各分科会・部会からの報告
  - (2)最近の文化行政の動向について
    - ・文化庁京都移転後の取組
    - ・令和6年度文化庁予算(案)・令和5年度文化庁補正予算
    - ・令和6年度能登半島地震の対応について

### 【配布資料】

- 資料1 国語分科会における審議状況と今後の課題
- 資料2 著作権分科会における審議状況と今後の課題
- 資料3 文化財分科会における審議状況と今後の課題
- 資料4 美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題
- 資料5 世界文化遺産部会における審議状況と今後の課題
- 資料6 無形文化遺産部会における審議状況と今後の課題
- 資料7 博物館部会における審議状況と今後の課題
- 資料8 文化経済部会における審議状況と今後の課題
- 資料9 文化庁京都移転後の取組
- 資料10 令和6年度文化庁予算(案)の概要・令和5年度文化庁補正予算について
- 資料11 令和6年能登半島地震の対応について

## 国語分科会における審議状況と今後の課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○ 国語分野：国語課題小委員会について

国語課題小委員会では、令和5年3月に文化審議会国語分科会が「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」に挙げた検討課題のうち「1 ローマ字のつづり方に関する検討」について審議を進め、今期の審議内容を「国語課題に関する審議経過のまとめ」として示した。

「ローマ字のつづり方」は、昭和29年に年内閣告示として実施され、既に70年近くを経ている。ローマ字は日本語の表記において、欠かせない位置を占めるようになった。

一方で、現状におけるローマ字使用の状況には、内閣告示が示された時点で想定されていたものと、異なる面が生じているとも考えられる。内閣告示が「一般に国語を書き表す場合」に用いることとしてきた訓令式のつづりは、十分に定着したとは言えない状況であり、国際的なローマ字表記の慣用や情報機器への入力等との関係によって、かつては想定されなかった課題も生じてきた。こうしたローマ字使用に関する社会状況は、小学校をはじめとする学校教育におけるローマ字の扱いや、各分野のローマ字表記にも影響をもたらしていると考えられる。

以上を踏まえ、国語分科会では、ローマ字使用の在り方について改めて考え方を示すため、来期も検討を継続することとしている。〈概要については、国語分科会参考資料1を参照〉

#### ○ 日本語教育分野：日本語教育小委員会について

日本語教育小委員会では「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が5月に成立し、令和6年4月の施行に向けて、認定基準等、新制度の運用に必要となる事項について審議を行った。〈概要については、国語分科会参考資料2を参照〉

### 2. 今後の課題

#### ○ 国語分野

- ・国語課題小委員会において、ローマ字のつづり方について審議を行い、令和6年度中を目途に報告の取りまとめを目指す。

#### ○ 日本語教育分野

- ・令和6年度より日本語教育の所管が文化庁国語課から文部科学省総合教育政策局日本語教育課に移管されることとなり、今後の日本語教育分野に関する審議は、中央教育審議会生涯学習分科会の下に新たに設置された日本語教育部会にて行われる予定。

## 国語課題に関する今期の審議経過のまとめ (令和6年3月11日 文化審議会国語分科会)

第23期の文化審議会国語分科会は「ローマ字のつづり方に関する検討」を進めてきた。その結果、国語におけるローマ字を将来にわたって適切に用いていくため、現状を更に調査し整理した上で、改めて考え方を示すべきであるという認識に至った。以下、その経過を示す。

### ローマ字使用の定着

「ローマ字のつづり方」(昭和29年内閣告示第1号)が実施されてから、既に70年近くが経過している。国語に基づく人名や地名、社名、品名などをローマ字によって表示する習慣は、社会生活に広く定着してきた。ローマ字は、日本語の表記において欠かせない位置を占めている。

### 内閣告示の想定とローマ字使用の実際

一方で、国語の文や文章をローマ字だけでつづる習慣までが国民の間に定着してきたとは言い難い。国語に関する世論調査(令和5年3月調査 回答数3579)においては、「日本語をローマ字で書き表す」ことが「ある」と回答した人は全体の27.6%であった。この988名のうち「手紙や日記などの一まとまりの文章全体」を書くことがあると回答した人は3.8%である(参考資料参照)。

現在のローマ字表記は、日本で暮らす外国人や海外からの旅行者・訪問者の増加に伴い、地名や駅名、店名など固有名詞を中心とした日本語を示すため、より一層活用されるようになっている。また、例えばパスポートのように、海外で日本の人名や社名などを伝える際にも用いられている。これらは、主に日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであると考えられる。

その過程において、内閣告示が「一般に国語を書き表す場合」に用いることとしてきた第1表の表記(訓令式)は、十分に定着してこなかった。代わりに、第2表のヘボン式に準ずる表記の方が、はるかに広く使われているという実態がある。第2表は「国際的関係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り」使用しても差し支えないとされているものである。しかし、実際には国の各機関においても、例えばパスポートや道路標識、各種案内表示などで、法令等に基づきヘボン式が採用してきた。

このように、ローマ字によって国語を書き表すまでの現在における習慣は、昭和29年の内閣告示の時点において想定されたものとは大きく異なっている。本来であれば、第1表に示されたローマ字のつづり方が広く用いられるはずであったにもかかわらず、実際の社会生活への定着は果たされなかった。

## ローマ字をめぐる課題

では、日本語のローマ字表記をめぐって、具体的にはどのような課題が生じているのか、以下に整理したい。

まず、将来にわたって用いるためのローマ字によるつづり方を安定させることが必要と考えられる。どのようなつづり方が分かりやすく、実際に使われるものとなるのか、そして、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、できるだけ統一的な考え方を示すことが望ましいであろう。

その際には、つづり方のバリエーションについても注意すべきであると言えよう。特にヘボン式のうちには、長音や撥音<sup>はつ</sup>、促音を示す上で幾つかの考え方があり、内閣告示と異なるものも見られる。各分野でいずれかの方法が随意に選ばれており、結果として様々な書き方が混在する状況となっている。

また、日本語のローマ字表記をめぐる国際的な慣用について留意する必要もある。この間、人名や地名、文化に関わる言葉等の日本語が国際社会に広く浸透し、ローマ字で表記されてきた。それらのうちには、内閣告示によるものとは異なる形で世界中に定着しているものが見られる。

例えば「東京」「柔道」「豆腐」は、内閣告示に基づくならば、それぞれ、「Tōkyō」「zyūdō/jūdō」「tōhu/tōfu」と書かれこととなる。しかし、実際には「Tokyo」「judo」「tofu」という英語に準じたとも言える表記が国際社会で安定的に用いられており、国内にも影響が及んできた。このような表記について、これまでその評価や位置付けが十分に検討されてきたとは言い難い。

さらに、上記とも関連して、ローマ字における長音の表し方が大きな課題となっている。外国語や情報機器への入力との関係により、長音符号を使わない表記が広がってきた。英語をはじめとする外国語には、単純に母音の長短によって語を区別しないため長音符号を用いないものがある。加えて、情報機器で符号付きの文字を使うのは、特殊なキー操作が必要となる場合があり容易ではない。それらの影響で、日本語をローマ字で表記する際にも、長音符号を省略した書き表し方が増えていると見られる。

その結果、別の語であるにもかかわらず、「オノ」と「オオノ」が共に「Ono」、「ユキ」と「ユウキ」が共に「Yuki」と書かれることがあるなど、語の判別に関わる音の長短が区別できないローマ字表記がよく見られるようになった。別の語が全く同じ文字列で書き表され、その違いが判別できないのであれば、表記としての基本的な機能を果たせない状態にあるとも考えられる。

このほか、新たな課題も生じている。平成期以降、ローマ字によるつづり方とは別に、情報機器への入力に用いられる「ローマ字入力」が広く普及してきた。従前とは異なる形で、ローマ字の仕組みに親しみ、それを活用する機会が増えているとも言えよう。ただし、ローマ字入力は、漢字仮名交じり文を書くための手段に過ぎず、日本語をローマ字だけで表そうとするつづり方とは別のものである。例えば「林野庁」と打ち出すには、「RINNYATYOU」又は「RINNYACHOU」と入力することになるが、ローマ字のつづり方においては「ん」を「nn」、「序」を「tyou/chou」と書くことはない。これらが混同されるような場合も見られるようになった。

このように、一般の社会生活におけるローマ字使用の実態は、現行の内閣告示が示すものとは大きく異なっており、分野ごとに異なるつづりが用いられる傾向もある。それとともに、国際的な慣用、英語をはじめとする外国語、そして、情報機器への入力等との関係で、かつて想定されなかった課題も生じてきた。こうしたローマ字使用に関する社会状況は、小学校をはじめとする学校教育におけるローマ字の扱いに影響を及ぼしたり、各分野のローマ字表記の在り方に不統一や混乱をもたらしたりしているおそれもある。

## 国語分科会の認識

以上を踏まえ、今期の文化審議会国語分科会は、ローマ字によるつづり方について、必要な手当てを行うべきであるとの認識に至った。国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑なコミュニケーションの実現に資するよう、改めて考え方を示す必要があると考える。「ローマ字のつづり方」の改定も視野に入れながら、現状を更に調査しよく整理した上で、検討を継続することとしたい。

その際には、これまでどおり柔軟で多様な日本語の表現を重視し、また、各分野の慣用や個々人の表記を尊重しつつも、できるだけ統一的な考え方を示すよう努めることが重要であろう。

( 参 考 )

ローマ字のつづり方 (昭和29年内閣告示第1号)

ま え が き

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 國際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

第 1 表 [ ( ) は重出を示す。]

a	i	u	e	o	kya	kyu	kyo
ka	ki	ku	ke	ko	sya	syu	syo
sa	si	su	se	so	tya	tyu	tyo
ta	ti	tu	te	to	nya	nyu	nyo
na	ni	nu	ne	no	hya	hyu	hyo
ha	hi	hu	he	ho	mya	myu	myo
ma	mi	mu	me	mo	rya	ryu	ryo
ya	(i)	yu	(e)	yo	gya	gyu	gyo
ra	ri	ru	re	ro	zya	zyu	zyo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)	(zya)	(zyu)	(zyo)
ga	gi	gu	ge	go	bya	byu	byo
za	zi	zu	ze	zo	pya	pyu	pyo
da	(zi)	(zu)	de	do			
ba	bi	bu	be	bo			
pa	pi	pu	pe	po			

第 2 表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dyu
kwa			dyo
gwa			
		wo	

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべてnと書く。
- 2 はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に、を入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に^をつけて表わす。なお、大文字の場合は、母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

## 趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

## 概要

## 1. 日本語教育機関の認定制度の創設

## (1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

- 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

## (2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

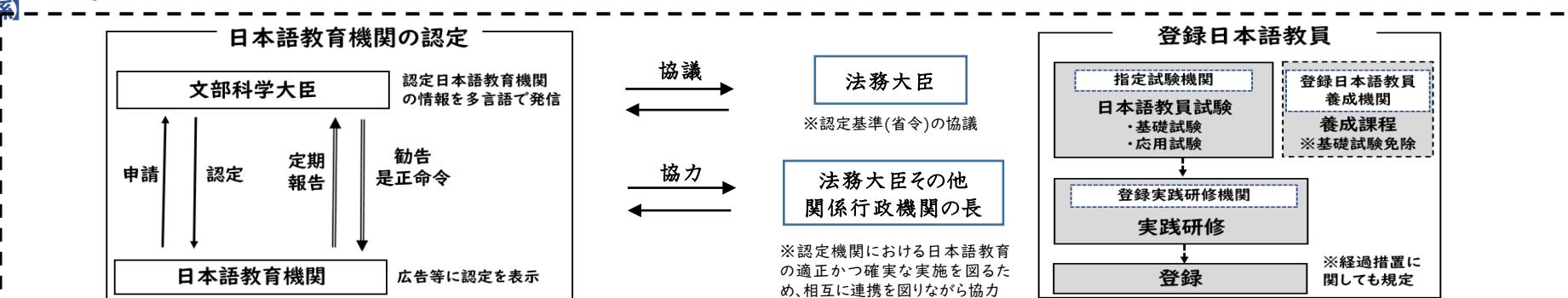
## (3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣との協力【第十六条関係】を規定。

## 2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。【第十七条関係】
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」で構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



## 著作権分科会における審議状況と今後の課題

### 1. 今期の審議状況

文化審議会著作権分科会には、使用料部会を置くとともに、①DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策及び著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について「政策小委員会」、②DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る法制度及び生成AIと著作権に関する論点整理について「法制度小委員会」を設置し、以下の通り審議を行った。

#### ① 使用料部会における審議状況について

著作権法に基づく文化庁長官による文化審議会への諮問事項である著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額等について、審議等を行った。

#### ② 政策小委員会における審議状況について

DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について、前期までに把握された分野ごとの課題や実態等を前提に論点を整理し、当該論点に係る著作権者、著作隣接権者、デジタルプラットフォームサービス事業者等やインターネット上の著作権等侵害に関する関係者からのヒアリング、対価還元の仕組みに係る諸外国の状況や国民意識に関する調査研究等を踏まえて審議を行った。

著作権保護に向けた国際的な対応の在り方については、国内外における著作権保護の推進についての報告、放送機関の権利の保護に関する新たな国際的なルール作りへの対応についての報告、関係者からの海賊版の被害実態や団体等による取組及び課題等についてのヒアリング等を踏まえ、今後の方策等について論点の審議を行った。

### ③ 法制度小委員会における審議状況について

令和5年改正著作権法における新たな裁判制度の円滑な施行に向けて、いわゆる「アウトオブコマース」の取扱いの方向性について審議を行った。

AIと著作権については、クリエイター等の権利者や、AIに関する事業者、AI利用者等の懸念の払拭に向けて、事務局において行った生成AIに関する関係者からのヒアリング等や、本小委員会において行った関係団体や有識者からのヒアリングを踏まえて審議を行い、「AIと著作権に関する考え方について」を取りまとめた。

## 2. 今後の対応

引き続き検討が必要とされた課題を中心に、著作権政策・制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。

(以上)

## ● 文化財分科会における審議状況と今後の課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○第23期文化審議会文化財分科会における答申状況

第23期文化審議会文化財分科会（令和5年4月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、文化財保存活用地域計画・文化財保存活用計画の認定等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり2,526件の答申を得た。

指定・選定等	159件
国宝・重要文化財（建造物）の指定等 ・通潤橋 等	21件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等 ・和漢朗詠集（雲紙） 等	53件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 ・能ワキ方 寶生欣哉 等	19件
重要有形民俗文化財の指定 ・佐野の天明鋳物生産用具及び製品	1件
重要無形民俗文化財の指定等 ・法多山の田遊び 等	4件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の指定等 ・遠江国分寺跡 等	52件

重要文化的景観の選定	1 件
	・佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観
	重要伝統的建造物群保存地区の選定
・宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区	1 件
選定保存技術の選定及び保持者の認定等	7 件
・手織中継表製作者 来山淳平 等	
<b>登録・記録選択等</b>	<b>444 件</b>
登録有形文化財（建造物）の登録	411 件
・島田家住宅主屋 等	
登録有形文化財（建造物）の抹消	21 件
・如宝寺書院 等	
登録有形文化財（美術工芸品）の登録	1 件
・相澤忠洋蒐集考古資料	
登録有形民俗文化財の登録	2 件
・鷹栖の装蹄用具及び関連資料 等	
登録無形民俗文化財の登録	2 件
・庄内の 笹巻製造技術 等	
登録記念物の登録	4 件
・藤川谷 等	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択	3 件
・オンバサマのお召し替え 等	
<b>現状変更等</b>	<b>1, 864 件</b>
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	6 件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	5 件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の現状変更の許可	1, 847 件

重要文化財（美術工芸品）の買取り	6 件
<b>文化財保存活用地域計画・重要文化財等保存活用計画</b>	<b>59 件</b>
文化財保存活用地域計画の認定	43 件
重要文化財（建造物）の保存活用計画の認定	2 件
重要文化財（美術工芸品）の保存活用計画の認定	5 件
史跡名勝天然記念物の保存活用計画の認定	9 件
<b>総計 2, 526 件</b>	

- 『これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）』に基づき、令和5年10月23日に「指定相当の埋蔵文化財」の第一期リスト登載遺跡として42遺跡をとりまとめた。

## 2. 今後の課題

- 来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。
- 来期も引き続き、『これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）』に基づき、「指定相当の埋蔵文化財」の第二期以降のリスト化及び近世・近代の埋蔵文化財保護に係る調査審議を行う。

## ○国宝（建造物）の指定

### 通潤橋 1基

#### 【所有者】

山都町、通潤地区土地改良区（熊本県上益城郡山都町）

阿蘇南外輪山南側の丘陵に広がる通潤用水の一部をなし、嘉永7年（1854）に建設された石造水路橋。四方を谷で隔てられ、水源に乏しい白糸台地を潤すため、近世最大級の石造アーチを渓谷に架け渡し、鞘石垣、裏築等の技術を駆使して耐震性を高めた精緻な高石垣と、耐久性に優れた石管からなるサイホンを一体化した、技術的完成度の極めて高い、近世石橋の傑作。この比類ない技術は、地域社会が社会資本整備を牽引する役割を担った江戸後期及び末期において、企画立案から完成に至るまで卓越した事業遂行能力を発揮した熊本藩領の手永役人と当時最高水準の技術力を誇った石工集団が、実験や藩との協議を繰り返す中で創出したものである。

通潤橋はこれら當みの優れた所産であり、近世水利土木施設の到達形態の一つを示すと共に、江戸末期に九州で興隆した石橋文化を象徴する土木構造物として、深い文化史的意義が認められる。



通潤橋（画像提供：山都町教育委員会）

## ○国宝（美術工芸品）の指定

### 和漢朗詠集（雲紙） 2巻

#### 【所有者】

国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館収蔵）

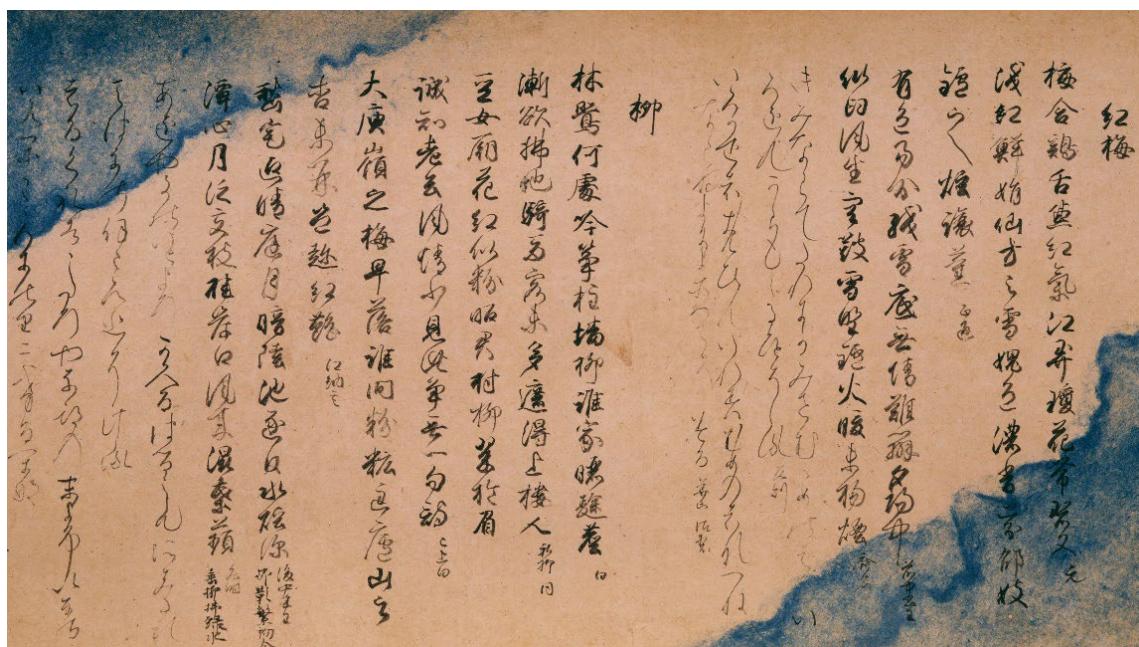
和漢朗詠集は、撰者とされる 藤原 公任（966～1041）が漢詩の秀句と和歌をまとめた詩歌集である。

本巻は、上下2巻からなる完本であり、「粘葉本和漢朗詠集」（皇居三の丸尚蔵館収蔵）とともに和漢朗詠集の最古の遺例として知られている。

本巻の各料紙は、右下と左上の対角の位置に藍の雲形を濾きかけた雲紙を用いている。雲紙の完品の遺品としては現存最古であり、雲紙を対角に配した例は他に知られていない。

本文の漢字・仮名は複数の書体を用いて変化をつけながら書写されている。筆者に比定される 源 兼行（生没年不詳）は、平等院鳳凰堂扉の色紙形を揮毫するなど、11世紀中頃を代表する能書である。

以上のように、本巻は我が国の国文学史、書道史上、極めて貴重なものである。（平安時代・11世紀）



和漢朗詠集 卷上（画像提供：皇居三の丸尚蔵館）

○重要無形文化財の指定及び保持者の認定

こ てんらく ご  
**古 典 落 語**

【保持者】

わかばやし つね お ご かいどう くもすけ  
**若林 恒夫 (芸名 五街道 雲助)**

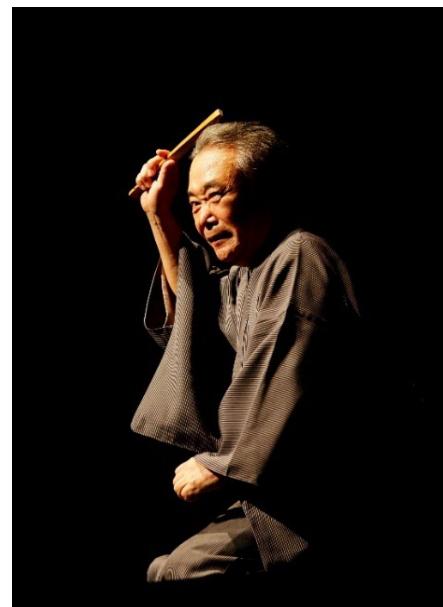
古典落語は、京の露の五郎兵衛、大坂の米沢彦八、江戸の鹿野武左衛門ら17世紀末に三都で活躍した職業的噺家達に始まり、18世紀末から19世紀初頭にかけて上方・江戸双方で寄席興行が定着するなかで、相互に影響を与えながら東西それぞれ独自の発展を遂げ、幕末から明治にかけてほぼ現在のような形に大成したといわれる。

江戸の落語は、江戸っ子の気質を反映して、派手な演出を排し、手拭い・扇子のみで様々な表現を行う「素 噺」の淡泊な味わいを特徴とし、一方、上方の落語は、江戸の落語に比べ全体として派手で賑やかな演目が多く、下座の囃子を噺の中に取り込む「ハメモノ」の演出や、見台を賑やかに叩いて演じる「入れ込み噺」など、大阪弁の味わいとともに独自の特徴を有する。

若林氏は、江戸の古典落語を高度に体現し、長年の研鑽に基づく卓越した技量を数多くの高座で示すとともに、斯界の第一人者として後進の指導・育成にも尽力している。



わかばやし つね お  
**若林 恒夫 氏**



口演中の若林氏

5文序第3445号  
令和5年10月23日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長 殿

文化 序 次 長  
森 田 正 信

### 指定相当の埋蔵文化財の取扱い等について（通知）

この度、文化庁では、「これから埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）」（令和4年7月22日 文化審議会文化財分科会）の指摘に基づき、文化財保護法第109条により、史跡に指定する価値を有する埋蔵文化財（以下「指定相当の埋蔵文化財」という。）を添付のとおり決定しましたので通知します。

埋蔵文化財は土地に埋蔵されており、その存在や価値等を明確に把握・認識することが困難な場合が少なくありません。そのため、開発等に先立って行われる記録作成のための発掘調査において、初めてその価値が明らかになり、結果として、指定相当の埋蔵文化財であっても現状保存ができないこともあります。また、このような埋蔵文化財の発掘調査は、長期間を要し、かつ調査費用が膨大になる場合もある等、開発事業にも大きな影響を及ぼす事例も認められます。

よって、指定相当の埋蔵文化財の早期把握は、その保存という観点だけではなく、開発と埋蔵文化財保護との両立という点においても重要と考えます。

各都道府県におかれましては、上記の趣旨に鑑み、今後とも指定相当の埋蔵文化財の把握に努め、その結果を国と共有するとともに、管内市区町村にもこの旨を周知くださるようお願いします。

なお、指定相当の埋蔵文化財の取扱い等は、下記のとおりです。

## 記

1. 指定相当の埋蔵文化財は、重要な埋蔵文化財包蔵地の把握を促進し、その適切な保護を図ることを目的として設定するものであること
2. 制度上は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、新たに規制を加えるものではないこと
3. 国と地方公共団体は、当該埋蔵文化財の保護のために必要な情報を共有し、協働してその保護を図ること
4. 埋蔵文化財の保護に係る事務は基本的に自治事務であるが、国が必要と認めるときは、その保護のために必要な指導・助言を行うこと

以上

### <参考>

○これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunkazai/3rd\\_chosakai/93742701.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunkazai/3rd_chosakai/93742701.html)

【担当】

文化庁文化財第二課

埋蔵文化財部門 長 直信

e-mail : c-naonobu@mext.go.jp

## 第一期リスト登載遺跡一覧

1. 福島城跡（青森県五所川原市）
2. 早稻田・野口貝塚（青森県三沢市）
3. 南部家墓所（岩手県盛岡市）
4. 黒山の昔穴（岩手県九戸村）
5. 野蒜築港跡（宮城県東松島市）
6. 仙台藩主伊達家墓所（宮城県仙台市）
7. 胡桃館遺跡（秋田県北秋田市）
8. 八十里越（福島県只見町・新潟県三条市、魚沼市）
9. 梵天山古墳群（茨城県常陸太田市）
10. 西方城跡（栃木県栃木市）
11. 唐御所横穴墓群（栃木県那珂川町）
12. 上野国分尼寺跡（群馬県高崎市・前橋市）
13. デーノタメ遺跡（埼玉県北本市）
14. 内裏塚古墳群（千葉県富津市）
15. 松倉城跡（富山県魚津市）
16. 立山信仰遺跡（富山県立山町）
17. 富山藩主前田家墓所（富山県富山市）
18. 北国街道俱利伽羅峠越（富山県小矢部市・石川県津幡町）
19. 戸室石切丁場跡（石川県金沢市）
20. 今北山弁財天古墳群（福井県鯖江市）
21. 曾利遺跡（長野県富士見町）
22. 大桑城跡（岐阜県山県市）
23. 杉崎廃寺跡（岐阜県飛騨市）
24. 坊の塚古墳（岐阜県各務原市）
25. 松倉城跡（岐阜県高山市）
26. 莢山城跡（静岡県伊豆の国市）
27. 普門寺旧境内（愛知県豊橋市）
28. 板倉家墓所（愛知県西尾市）
29. 相谷熊原遺跡（滋賀県東近江市）
30. 佐和山城跡（滋賀県彦根市）
31. 富雄丸山古墳（奈良県奈良市）
32. 金蔵山古墳（岡山県岡山市）
33. 平城貝塚（愛媛県愛南町）

34. 前畠遺跡 (福岡県筑紫野市)
35. 益生田古墳群 (福岡県久留米市)
36. 松山城跡 (福岡県苅田町)
37. 長野城跡 (福岡県北九州市)
38. カラカミ遺跡 (長崎県壱岐市)
39. 南関城跡 (熊本県南関町)
40. 都城島津家墓所 (宮崎県都城市)
41. 与論城跡 (鹿児島県与論町)
42. 沖永良部島の古墓群 (鹿児島県和泊町・知名町)

## 美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題

### **1. これまでの審議状況**

#### (1) 第13期美術品補償制度部会における答申状況について

美術品補償制度部会は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号。以下「美術品補償法」という。）第12条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項として、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約「以下「補償契約」という。」を展覧会の主催者と締結することについての適否を審議している。

今期は申請のあった展覧会3件（下表参照）について、補償契約を締結することが適當である旨の答申を行った。

No.	展覧会名	主催者名	開催施設(開催期間)
1	パリ ポンピドゥーセンター キュビズム展 —美の革命	国立西洋美術館、京都市、ポンピドゥーセンター、日本経済新聞社、テレビ東京、BSテレビ東京、TBS、BS-TBS	国立西洋美術館 令和5年10月3日～令和6年1月28日 京都市京セラ美術館 令和6年3月20日～令和6年7月7日
2	ゴッホと静物画展 —伝統から革新へ	SOMPO美術館 (日本経済新聞社、NHK,NHKプロモーション)	SOMPO美術館 令和5年10月17日～令和6年1月21日
3	マティス —自由なフォルム	国立新美術館、ニース市マティス美術館、読売新聞社	国立新美術館 令和6年2月14日～令和6年5月27日

#### (2) 近年の傾向について

コロナによる影響は脱したものの、原油価格の高騰によって輸送コストが上がり、海外からの輸入展示を見送ったり縮小する美術館もあり、申請数は低調傾向にある。

### **2. 今後の課題**

本法律の運用状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、引き続き補償契約の締結の適否に関する個別審議を行う。

## 資料 5

### 世界文化遺産部会における審議状況と今後の課題

#### 1. これまでの審議状況

- 世界遺産条約に基づく「世界遺産一覧表」への推薦を希望する案件として、昨年度来、調査審議を行ってきた「彦根城」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について、令和5年7月4日に「今後の世界文化遺産への推薦に係る意見」（参考資料）を取りまとめた。

#### 2. 今後の課題

- 引き続き、世界遺産条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

令和5年7月4日  
文化審議会世界文化遺産部会

## 今後の世界文化遺産への推薦に係る意見

文化審議会世界文化遺産部会においては、昨年度来、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載された資産のうち、関係自治体から推薦の希望があった「彦根城」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について調査審議を行ってきた。その結果、それについて別添1及び別添2の課題があることを確認し、以下のとおり意見する。

### 「彦根城」

「彦根城」については、暫定一覧表記載から長期間が経過しており、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（以下「イコモス」という。）による世界遺産の価値に係る評価も多様化している中で、その顕著な普遍的価値について、イコモスとの対話を踏まえ更に検討を進める必要がある。

今年より、ユネスコにおいて事前評価制度（※）が開始されることから、同制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることができると考える。

このため、より物証に基づいた具体的な説明を加えるなど、顕著な普遍的価値の証明に係る課題に更に対応するとともに、上記事前評価制度を活用し、今後の方向性を検討すべきである。なお、イコモスの評価次第では、その指摘に応じて提案内容の見直し、あるいは推薦の可否の検討も視野に入れて取り組むべきである。

### 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」については、世界遺産登録の要件となる資産の保護（文化財等指定）が進められているものの、必ずしも十分でない状況であり、引き続き取り組むべきである。

また、資産の管理・整備に係る関係省庁・関係自治体等による包括的な体制の構築、全体方針の策定、国際的な理解を得るための価値の説明の精査・充実等について更に取り組むべきである。

#### ※事前評価制度（別添3参照）

自国の世界遺産暫定一覧表記載資産の世界遺産登録を目指す締約国が、推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける制度。諮問機関との対話を通じて質の高い推薦を促すことを目的とする。2021年の第44回世界遺産委員会拡大会合において導入が決定され、2023年より試験的に開始。2027年（令和9年）に推薦する資産より、予め事前評価を受けていることが義務化される。ユネスコへの申請締め切りは毎年9月15日。

### 「彦根城」の課題について

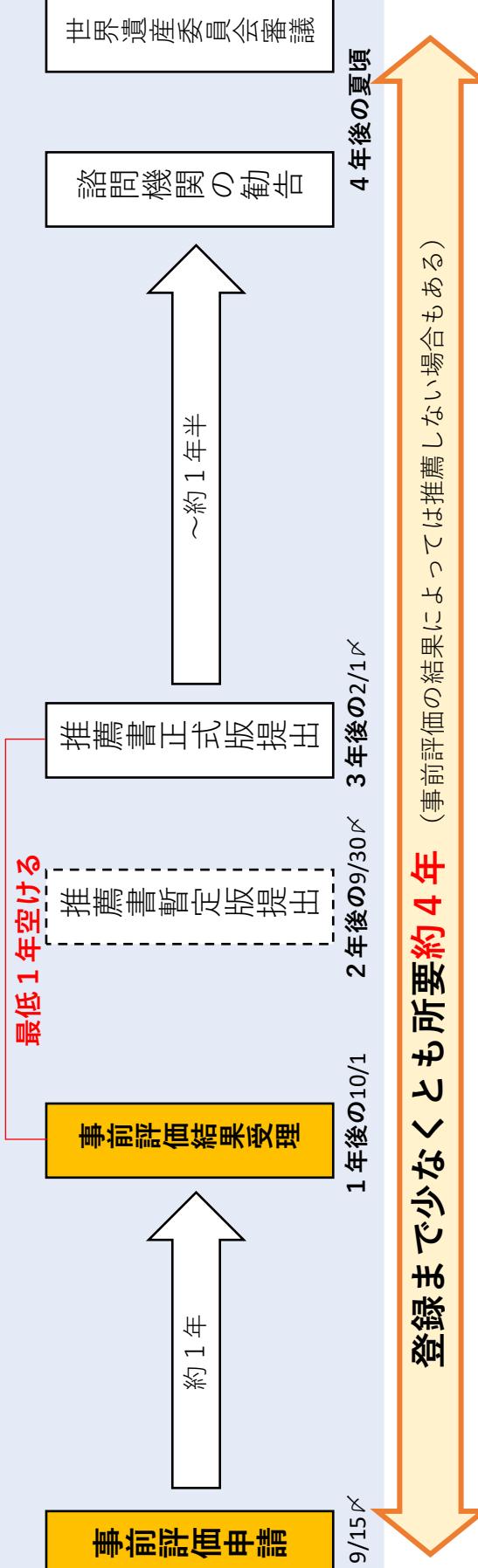
1. 物証に基づいた具体的な記述を加え、「彦根城」が近世日本の統治体制を表わす城郭であることの説明をより深めること。
2. 近世城郭が約180存在した中で、主張する価値に照らし、なぜ「彦根城」がその代表となるのかについて、更に明確に説明すること。
3. 暫定一覧表記載が長期間を経ていることから、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスとの対話を通じて、顕著な普遍的価値を更に明確化すること。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について

1. 文化財の追加指定等、関係自治体において資産の保護を万全とするための取組を継続することが必要。
2. 関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。
3. 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。
4. 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。
5. 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。

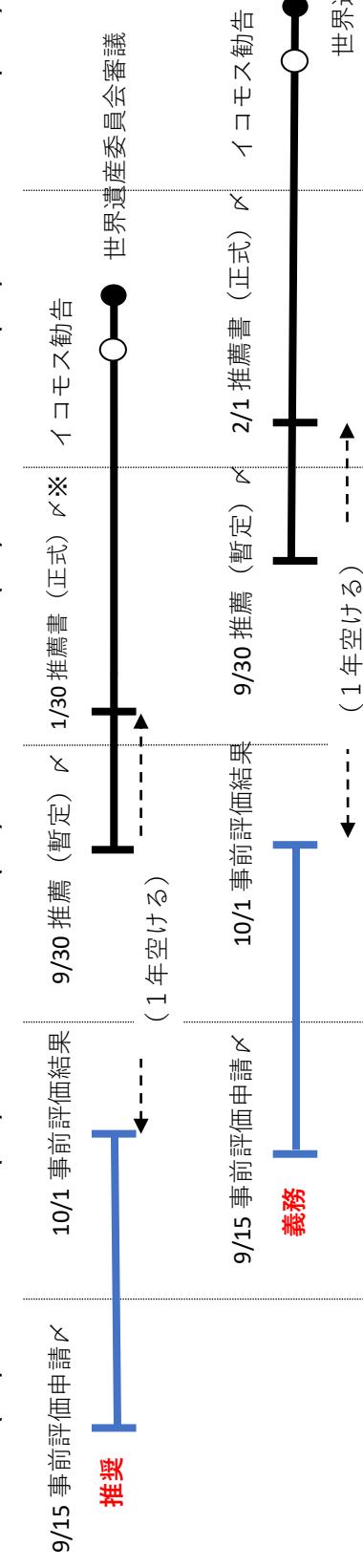
事前評価制度の導入

既存ブローカー



## 事前評価道入後のプロセス

R9 推薦分上に義務化 その場合 B6からの対応が必要



## 無形文化遺産部会における審議状況と今後の課題

### **1. これまでの審議状況**

○令和5年度の無形文化遺産提案候補について、以下のとおり選定した。

- 新規提案候補：「書道」
- 拡張提案候補：「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉢・屋台行事」「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」

### **2. 今後の課題**

○引き続き、無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

### **3. 参考**

○本部会で令和4年度に提案候補として選定した「伝統的酒造り」は、令和6年12月に開催される第19回無形文化遺産保護条約政府間委員会において登録審議がなされる。

○3件の拡張提案案件について、令和5年度までの拡張提案は、ユネスコが定める年60件の審査上限件数の対象外として提案ができる試験的制度運用を活用し、令和7年11月頃に審議がなされる見込み。

○新規提案案件の「書道」については、実質、我が国のユネスコ無形文化遺産の審査は2年に1回となっており、令和7年に再提案の上、令和8年11月頃に審議となる可能性が高い。

(今後の予定)

令和7年10月頃 拡張提案について評価機関による勧告

令和7年11月頃 拡張提案について政府間委員会において審議・決定

令和8年10月頃 「書道」について評価機関による勧告

令和8年11月頃 「書道」について政府間委員会において審議・決定

## 博物館部会における審議状況と今後の課題

### **1. これまでの審議状況**

- 人材確保の方策や資質向上を含む学芸員の在り方や、国立・公立・私立博物館の連携や外部資源の獲得を含む博物館の機能強化に関して審議を行った。また、能登半島地震への対応や、登録制度の周知に向けた方法について審議を行った。
- 学芸員の在り方に関する審議の一環として、令和 4 年 4 月に公布された改正博物館法を踏まえ、「大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について」及び「博物館実習ガイドライン」の改正案文について審議を行った。

#### ・第 1 回(令和 5 年 8 月 25 日)

- (1)部会長の選任等
- (2)学芸員の在り方について
- (3)登録制度の広報・プロモーションについて

#### ・第 2 回(令和 6 年 1 月 11 日)

- (1)部会員の追加について
- (2)博物館の機能強化について
- (3)学芸員の在り方について
- (4)登録制度の広報・プロモーションについて

#### ・第 3 回(令和 6 年 3 月 25 日)

- (1)能登半島地震への対応について
- (2)令和6年度予算について
- (3)学芸員の在り方について

### **2. 今後の検討事項**

- 博物館の機能強化について(「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 23 年 文部科学省告示第 165 号)を含む)
- 学芸員を含む人材養成について
- 登録制度の広報・プロモーションについて

## 文化経済部会における審議状況と今後の課題

## 1. これまでの審議状況

第1期文化経済部会報告書『文化と経済の好循環を実現する文化芸術の「創造的循環」概要』（令和4年3月）を踏まえ、令和5年度は3つのワーキンググループを設置。アート振興WGでは日本国内のアート作品、美術館の運営の在り方等について、基盤・制度WGでは文化芸術活動の基盤整備や制度設計について、文化芸術カウンシル検討WGでは、令和4年度報告書にかかる進捗管理について議論。併せて下記の議論及びシンポジウムを実施。

## 2. 実施状況

## 第1回 令和5年6月1日

1. 文化審議会第3期文化経済部会運営規則（案）について
2. 座長の選任について
3. ワーキンググループの設置について
4. 議事の公開について
5. 令和5年度の検討議題及び実施事業について
6. その他

## 第2回 令和6年3月12日

1. 令和5年度報告及び令和6年度の検討の方向性
2. その他

## 文化庁シンポジウム 令和6年1月30日

「発見される日本から売り込む日本へ—ポスト・コロナ時代を生きる日本文化のサステイナブルな発展と継承—」

## 3. 今後の課題

令和6年度は主に下記について議論する予定。

①文化芸術へ資金が流れる方法

- ・民間等からの金銭的支援へのインセンティブ設計
- ・文化芸術団体が民間等からの支援を受けやすくするための規制緩和／制度設計

②場の活性化

- ・地域経済、行政、開発等における文化芸術の主流化

③人材

- ・文化芸術活動が活性化するための活動基盤
- ・マネジメント等の専門人材が文化芸術領域に参入する仕組み

- アートの振興を図るために、我が国におけるアートの持続的な発展を支えるシステム（アートエコシステム）の構築が重要であり、そのためには、アートが持つ3つの側面、即ち、美術的価値・社会的価値・経済的価値それぞれをバランスよく向上させる必要があるとの認識が進んできたところであるが、さらに一步進んで、アートの振興に必要となる要素は、今や、文化振興政策として重要なだけでなく、経済政策、そして、社会政策としても重要であり、より適切かつ充分な文化的投資を行う方向へと歩を進めるべき時機である。
- これまで、不当に等閑視されてきた経済的価値向上に着目した政策に力を入れ、バランスを図ってきたところであるが、これからは、美術的価値そして社会的価値を支える最も重要なプレイヤーである「美術館（特に、コレクション）」の問題に正面から向き合い、新たな時代の要請に即した美術館づくりを通じて、批評や研究、鑑賞教育といったアートの振興に必要な要素の状況を好転させていくことにも注力していくべきである。

参考：第1期報告書とりまとめ（2022年3月）以降の状況の変化

- ✓ 博物館法の一部改正（2022年4月）
- ✓ 国際博物館会議（ICOM）の博物館定義改訂（2022年8月）  
※「包摂性」「多様性」「持続可能性」「コミュニティ」などの文言が追加に
- ✓ 国立アートリサーチセンター設立（2023年3月）
- ✓ 世界の主要美術館長の協議会「Bizot（ビゾ）」が「Green Protocol」を改訂（2023年9月）
- ✓ ウェルビーイングとアートの関係への注目の高まり（「文化的処方」の登場）
- ✓ 日本企業のアートへの関心の高まり

【前頁の整理を踏まえ、今後以下の諸施策を実践するための方向性として提言】

（1）日本におけるアートコレクションの歴史を確認し、**日本国内に所在する優れたコレクションを可視化**するため、「**名品百選**」等の手法の活用による国内コレクションの可視化とその有効活用を推進する。

同時に、今後、「優れた作品（未来の名品）」をコレクションしていくための戦略を提案する。

（2）アート作品が持つ「文化財」としての価値（批評的価値）を可視化していくことを通じて「文化財として扱っていくべき作品」の可視化と**批評を行う人材の育成を推進**する。

（3）人生のできるだけ**早いタイミングからの鑑賞機会**と持続的な鑑賞体験のため、美術館をもつと開かれた場所としていくと同時に、**学校教育との連携強化を推進**する。

（4）アート振興上の様々な課題を解決していく上で必要不可欠であり、新たな役割が要請され、期待されている**国内美術館の在り方**について、その歴史的経緯も踏まえて検討を行い、これから在るべき姿を体現する**モデルづくりとその実現に向けた具体的な取り組みに着手**する。

同時に、国内美術館に優秀な人材が集まつくる状況の創出に向けた「働く場」としての美術館の実態調査・集約・分析を実施する。

**文化審議会 第3期文化経済部会  
アート振興ワーキンググループ  
論点整理**

令和 6 (2024) 年 3 月 12 日

## 前書き

### 文化経済政策において「アート振興」が果たす役割

#### ■「アート振興」を支える諸施策を通じたより良い社会経済実現への貢献

物事の良し悪しを自ら判断し、数多の選択肢の中からより良い選択ができる、自ら選び取ることができる個人の増加がアートの需要層の拡大につながり、アートの振興を支える力となるが、そういった個人の増加は、より望ましい社会経済の実現を支える上でも大きな力になるものであると考えられる。

そのような力は、人生のできるだけ早い段階から良質のアートに触れ、鑑賞の場数を踏み、自らが好きなアートを選択できる力を養うこと、そして、その選択の理由を説明できる力を養うことによって培われるものであり、批評の充実やコレクションの充実など、アートの持続的な振興の基盤を支える原動力であると同時に、より良い社会経済を築いていく上での原動力ともなるものである。

上記の関係性を念頭に、これから「アート振興」の方向性について、今後の議論及び実践の方向性を以下のように整理する。

## 目次

1. 論点整理概要（今後の議論及び実践の方向性まとめ）	3
2. 本論点整理(案)の目的	5
3. 我が国のアートを取り巻く状況	6
4. これからアート振興の方向性	12
5. まとめ	28
別添1 日本に所在する現代アートの名品（同時代収集の成果）	29
別添2 日本に所在する現代アートの名品の選出方法とその効果	34
別添3 美術館の機能強化に向けたモデル館のイメージ（案）	35
別添4 アート振興ワーキンググループ委員名簿及び検討の経緯	37

## 1. 論点整理概要（今後の議論及び実践の方向性まとめ）

◎アートの振興を図るためには、我が国におけるアートの持続的な発展を支えるシステム（アートエコシステム）の構築が重要であり、そのためには、アートが持つ3つの側面、即ち、美術的価値・社会的価値・経済的価値それぞれをバランスよく向上させる必要があるとの認識が進んできたところであるが、さらに一步進んで、アートの振興に必要となる要素は、今や、文化振興政策として重要なだけでなく、経済政策、そして、社会政策としても重要であり、より適切かつ充分な文化的投資を行う方向へと歩を進めるべき時機である。

◎これまでには、不当に等閑視されてきた経済的価値向上に着目した政策に力を入れ、バランスを図ってきたところであるが、これからは、美術的価値そして社会的価値を支える最も重要なプレイヤーである「美術館（特に、コレクション）」の問題に正面から向き合い、新たな時代の要請に即した美術館づくりを通じて、批評や研究、鑑賞教育といったアートの振興に必要な要素の状況を好転させていくことにも注力していくべきである。

◎上記を踏まえ、今後以下の諸施策を実践するための方向性として提言する。

- (1) 日本におけるアートコレクションの歴史を確認し、日本国内に所在する優れたコレクションを可視化するため、「名品百選」等の手法の活用による国内コレクションの可視化とその有効活用を推進する。  
同時に、今後、「優れた作品（未来の名品）」をコレクションしていくための戦略を提案する。
- (2) アート作品が持つ「文化財」としての価値（批評的価値）を可視化していくことを通じて「文化財として扱っていくべき作品」の可視化と批評を行う人材の育成を推進する。
- (3) 人生のできるだけ早いタイミングからの鑑賞機会と持続的な鑑賞体験のため、美術館をもっと開かれた場所としていくと同時に、学校教育との連携強化を推進する。
- (4) アート振興上の様々な課題を解決していく上で必要不可欠であり、新たな役割が要請され、期待されている国内美術館の在り方について、その歴史的経緯も踏まえて検討を行い、これからのはるべき姿を体現するモデルづくりとその実現に向けた具体的な取り組みに着手する。

同時に、国内美術館に優秀な人材が集まつてくる状況の創出に向けた、  
「働く場」としての美術館の実態調査・集約・分析を実施する。

## 2. 本論点整理の目的

本論点整理は、文化経済部会第3期文化経済部会アート振興ワーキンググループ（以下、「本WG」という。）における議論を整理し、我が国における持続的なアート振興を実現するために必要な取組の方向性等についてまとめたものである。

本WGでは、第1期文化経済部会アート振興ワーキンググループの報告書（令和4年3月）（以下、「第1期報告書」という。）<sup>1</sup>において、検討すべき政策課題として挙げられていた事項をもとに、以下、4つの課題について具体的な検討を行った。

- （1）日本に所在する現代アート作品の可視化・活性化  
(現代アート100選の選定及び活用の推進)
- （2）美術的・学術的価値を形成する批評の充実
- （3）美術館における鑑賞教育と学校教育、家庭、企業などとの連携強化
- （4）美術館の役割の再確認、モデル作りなど支援の方向性の検討

注1) 本論点整理における「アート」は、文化芸術基本法で使われている用語の「芸術」、「メディア芸術」等では想起されにくい新たな表現も包含する概念として使用している。

注2) 本論点整理における「現代アート」とは、原則として、第2次世界大戦後の作品を指しつつ、その前段としてつながりのある20世紀以降の作品も対象とする場合がある。

注3) 本論点整理における「美術館」とは、原則として、20世紀以降の、作家が明確な作品を扱う、いわゆる近現代美術館を指す。

<sup>1</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunka\\_keizai/art\\_working/01/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunka_keizai/art_working/01/)

### 3. 我が国のアートを取り巻く状況

#### (1) これまでの議論の経緯

平成後期から令和初期にかけての日本のアートエコシステムは発展途上にあり、梃入れが必要であったことから、令和3年3月文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループの報告書<sup>2</sup>（以下、「市場活性化WG報告書」という。）において、美術的、社会的、経済的価値をバランスよく向上させるためのエコシステム上の機能をマッピングし、それぞれどのような課題があるか整理した。（図1）

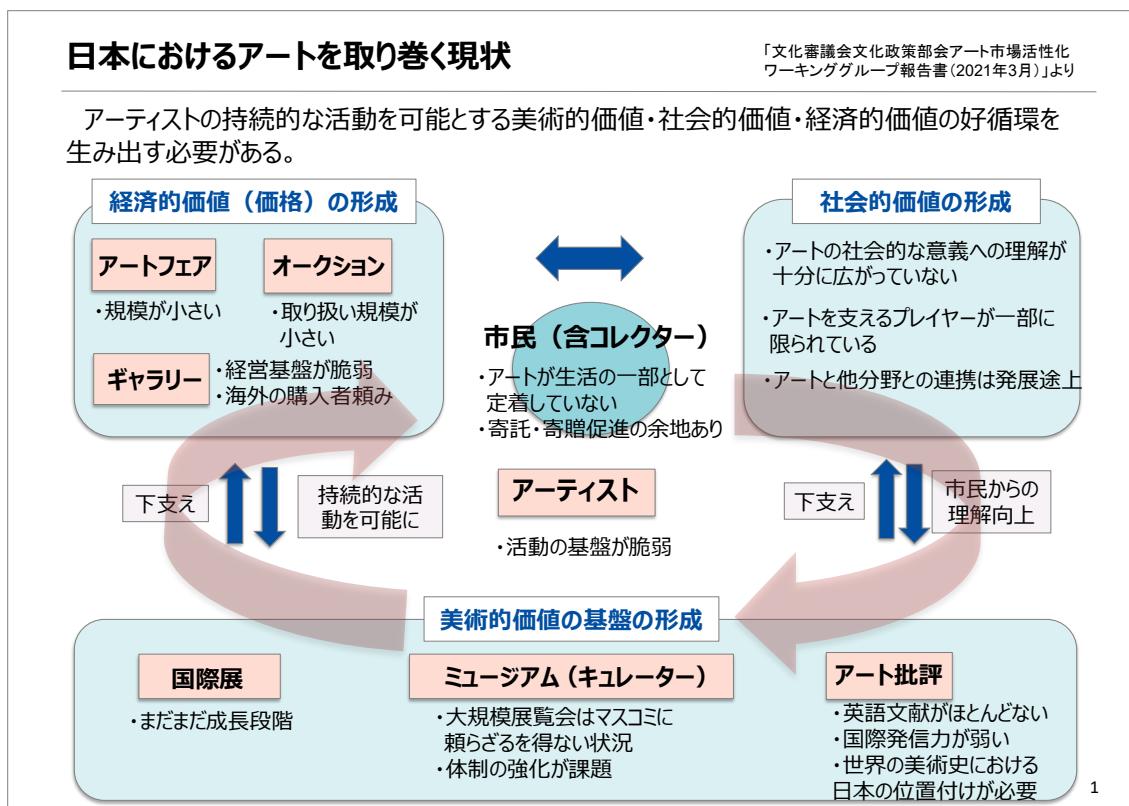


図1 日本におけるアートを取り巻く現状（市場活性化WG報告書より抜粋）

令和3（2021）年の段階の我が国においては、アートが持つ3つの価値（美術的、社会的、経済的）すべてにおいて、その価値を高める装置・機能それぞれに課題が山積していることが露呈してきていた。美術的価値においては、ミュージアム（美術館）は、企画展の実現において、新聞社などの文化事業部門との協力

<sup>2</sup> アート市場活性化ワーキンググループ『アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による「文化芸術立国」の実現に向けて』（令和3年3月31日） [https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/92929401.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/92929401.html)

体制をベースとする運営を続けてきた結果、体制の強化に課題を抱え、国際展は世界的な影響力を持つものは少なく、アート批評においては、英語文献が限られ、その国際的な流通も限られているために国際発信力という観点からは脆弱であり、世界の美術史における日本のアートの位置付けが弱いという明確な問題があった。経済的価値を形成するギャラリーは小規模なものが多く、メガギャラリーなどグローバル展開するビジネスモデルが拡がる国際状況と比較すると経営が脆弱であるという課題を抱え、オークションハウスも小規模なものが多く、アートフェアは国際的なコレクターが集まる規模のものは近年まで存在しなかった。また、社会的な価値を形成する他分野との連携や市民のアートの価値に対する理解は進んでいなかった。その結果、国の政策における優先度も低い状態が続き、アーティストの活動もごく一部を除いてその基盤が脆弱な状態であった。しかしながら、ここ数年で日本におけるアートを取り巻く状況は変化し始めている。

## （2）我が国のアートを取り巻く状況の変化

まず、社会的な状況は、第1期報告書が出された令和4（2022）年から今日（令和6（2024）年3月）の2年間で大きく変化した。令和4（2022）4月には、博物館法が一部改正され<sup>3</sup>、8月には国際博物館会議（ICOM）の博物館定義が改定<sup>4</sup>。新たな博物館定義には、「包摂性」、「多様性」、「持続可能性」、「コミュニティ」などの文言が加えられ、社会的な課題の解決が博物館の目的の一部となった。この動きを踏まえ、我が国においても、翌令和5（2023）年3月28日には独立行政法人国立美術館本部に国立アートリサーチセンターが発足。国立初のアートの振興主体として、日本のアート政策は、新たな局面を迎えた。

世界的な潮流や社会との関わりとしては、先ず、気候変動への対応が挙げられる。ルーブル美術館をはじめとする、世界の主要美術館約50館が加盟している館長の協議会「Bizot Group（ биз・グループ）」が「Green Protocol<sup>5</sup>」を提言。2023年9月には当該ガイドラインが刷新され、輸送の方法や展示設営におけるバーチャル技術の活用推進などが盛り込まれた<sup>6</sup>。これにより、今後、日本の美

<sup>3</sup> 文化庁「博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）について」[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/shinko/kankei\\_horei/93697301.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html)

<sup>4</sup> ICOM日本委員会「新しい博物館の定義、日本語訳が決定しました」<https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/>

<sup>5</sup> [https://www.cimam.org/documents/238/Bizot\\_Green\\_Protocol\\_-\\_2023\\_refresh\\_-\\_Sept\\_2023.pdf](https://www.cimam.org/documents/238/Bizot_Green_Protocol_-_2023_refresh_-_Sept_2023.pdf)

<sup>6</sup> CIMAM “Bizot’s refreshed Green Protocol 2023,” <https://www.cimam.org/sustainability-and-ecology-museum-practice/bizot-green-protocol/>

術館も美術品の借用等の際に対応が求められる可能性が高い。

また、ウェルビーイングとアートの関係への注目が日本でも高まっている。2018年にカナダ・モントリオールで、医師が薬だけでなく美術館へ行くことを処方する「美術館処方箋」が行われはじめ<sup>7</sup>、2019年には欧州WHO（世界保健機関）が『健康とウェルビーイングを改善する際のアートの役割のエビデンスは何か』<sup>8</sup>を報告。世界的にも健康やウェルビーイングにおけるアートの役割への注目が高まっており、日本においても、令和5（2023）年から東京藝術大学と京都大学<sup>9</sup>や国立アートリサーチセンターにおいても社会的処方の一環としての「文化的処方<sup>10</sup>」の取り組みが始まっている<sup>11</sup>。

日本国内のマーケット関連の状況も変化の兆しが見える。令和3（2021）年に開始されたアートウィーク東京（AWT）は、アートバーゼルとの連携により、国際的な評価が高まり、ほぼ同時期に開催されるアートコラボレーション京都（ACK）とともに世界のアートカレンダーに掲載されるアートイベントとして定着し始めた。加えて、令和5（2023）年7月に海外発のアートフェアである東京現代がパシフィコ横浜において初めて開催された。こうした動きを承けて、令和5（2023）年4月に公表された「The Art Market 2023 (Art Basel & UBS)」において、日本は世界のマーケットシェアランキングの8位（1%）にランクインし、国際的なアートマーケットにおける日本の位置付けも明確化されつつある。

### （3）アートエコシステム改善の方向性

このように、我が国のアートを取り巻く環境は、これまでにない変化が次々と起きている状況にあり、これらの状況をいかにより良い方向へと変化させ、将来にわたる持続的なアートエコシステムとして成立させ得るかという非常に重要な局面を迎えている。

<sup>7</sup> AFPBB News（2018年10月26日）「世界初、治療として患者に美術館訪問を「処方」 カナダ医師会」 <https://www.afpbb.com/articles/-/3194788>

<sup>8</sup> World Health Organisation（2019），“What is the evidence on the role of the arts in improving health and well-being?”

<https://www.who.int/europe/publications/i/item/9789289054553>

<sup>9</sup> 京都大学大学院医学研究科 社会疫学分野「ニュース：「文化的処方」に関する東京藝術大学等との大規模共同研究開発事業スタート」（2023年3月16日） <https://socepi.med.kyoto-u.ac.jp/blogs/6122>

<sup>10</sup> 文化的処方とは、「イギリスで実践されている『社会的処方』を基にした造語。社会的処方とは人とコミュニティを結び付けることで健康と幸福の向上を促進する仕組みを言いますが、それを文化の力で加速させる」もの 大谷道子「芸術でウェルビーイングを実現「文化的処方」とは何か」東京藝術大学広報誌『藝える』第13号、2023年、pp.24-30。

<sup>11</sup> 国立アートリサーチセンター「健康とウェルビーイング」 <https://ncar.artmuseums.go.jp/activity/learning/healthandwellbeing/>

これらの状況の変化を鑑み、本WGにおける議論も踏まえて、今後のアートエコシステムの方向性を示すと、図2のような循環が想定できる。

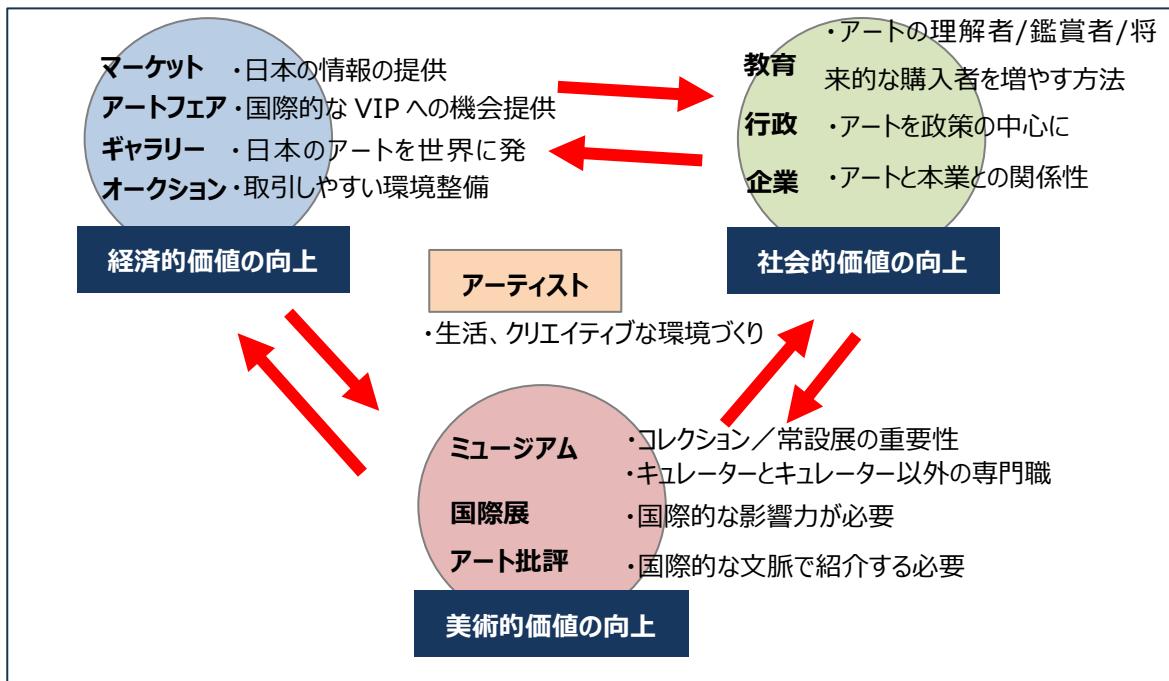


図2 アートエコシステムとそれぞれの改善の可能性

美術的価値の向上では、ミュージアムのコレクションの形成／常設展の重要性が再認識された。しかし、現状は、作品購入費が長期にわたって計上されていない公立美術館が大勢を占め、購入経験のない学芸員が多くなってきている。また、多くの美術館では、「学芸」と「運営（自治体）」との両輪のみの体制で運営しており、レジストラー、コーディネイター、コンサバター、広報、マーケティング、ファンドレイジングといった学芸員以外の専門職については、学芸員資格を持たない場合は採用しづらい状況も存在する。こういった組織の構造的課題を見直し、再構築して、様々な人材が関わるような体制、組織、制度を整備する必要がある。世界の美術館の資金構造を見ても、民間資金を獲得するための営業部門を充実させており、まずは、世界の美術館が取り組んでいることを学び、同時に、制度的な課題を解決していくことが重要である。特に、近年、その重要性が認識ってきた「キュレーター」にも同様の問題が存在する。日本では、「学芸員」が上記に述べた美術館にあるべき多岐にわたる職種を兼ねている実態が

あり、さらに、美術館の社会的役割の増大に伴って、学芸員に期待される役割が過大となってきていることから、学芸員の業務を分解し、専門職を加えた分業制に移行していく必要がある。本来、キュレーターの業務は、美術面における調査研究、収集や展覧会制作に向けた作家・作品選定、文脈づけなどである。様々な価値観が多様化するなかでは、“誰が選んだのか”が重要になってきており（「キュレーター」という言葉が美術以外にも使われるようになっているのはそのためである。）、こうした状況においては、キュレーターの価値や実力を高めていく必要がある。批評については、アートマーケットへの大きな影響もわかり、国際的な文脈作りができるような支援が必要になる。

社会的価値の向上については、公立美術館のコレクションがパブリックなものである、という意識を高めていく必要があり、まず、教育の役割が挙げられる。鑑賞教育、特に、現代アートに係る鑑賞教育においては、“見たい時に見られない”という問題を解消しない限り、改善は難しいと考えられることから、美術館の常設展（コレクション展）の役割が非常に重要である。行政においてもアートを自治体の政策の中心に据え、「写真の町」を前面に押し出し、人口の増加につながっている北海道東川町<sup>12</sup>の例にあるように、住民がアートを自然に生活の中に取り入れていく状況が起こるような事例を増やすことが重要である。また、企業においては、国際的な指向を持つ企業がアートを単に支援対象とするのではなく、マーケティングやインナーブランディングなど、本業に近い関係での取り組みを進めている例が増えている。実際、世界のアート関係者でその名前を知らない人がいないと言われる程の存在となった「NAOSHIMA（ベネッセアートサイト直島）」の例のように、企業イメージの向上に大いに貢献することが明確化されつつあり、今後も企業がアートに投資するための土壌作りが重要になってくると考えられる。

経済的価値の向上においては、日本の情報が海外になかなか届いていない状況の改善から始める必要がある。そのためには、アートの国際発信のための取り組みが重要である。例えば、2021年に創設されたアートウィーク東京では、アートバーゼルとの提携により、日本のアートシーンを国際的なアート界の主要層に効果的に発信することに成功している<sup>13</sup>。最近では、国際的なオークション

<sup>12</sup> 写真の町東川町 <https://higashikawa-town.jp/>

<sup>13</sup> The Art Newspaper (2023年11月7日), “Where the museum and the market blend’: third edition of Art Week Tokyo attempts a more holistic way to measure success” <https://www.theartnewspaper.com/2023/11/07/third-edition-of-art-week-tokyo-attempts-a-new-way-to-measure-success>

ハウスやメガギャラリーがアカデミックな領域やミュージアムとの連携（あるいはそれらの機能を代替すること）を模索しており<sup>14</sup>、営利と非営利の領域の繊細な関係性に留意しながら、日本においても活動しやすい環境を作ることが重要であると考える。

以上を踏まえると、美術的・社会的・経済的価値の3つをバランスよく向上させるためには、これまで実施してきた施策に加えて、コレクション、批評、鑑賞教育などの重要性の向上を図るとともに、それらに欠かせない美術館が自らの価値を発揮できるような仕組みづくりが重要である。

<sup>14</sup> Washington Post (2023年9月22日), “First the megadealers conquered the art world. Next up, museums.” <https://www.washingtonpost.com/style/interactive/2023/art-galleries-dealers-museums-power/>

## 4. これからのアート振興の方向性

### （1）日本に所在する現代アート作品の可視化・活性化

#### （現代アート 100 選の選定及び活用の推進）

我が国において優れた美術館のコレクションを形成するため、まずは、既存の収蔵作品の活用を進めることが重要である。国内所在の海外作家・日本人作家による美術品を可視化するためには、「現代アート 100 選」のような方法は有効であると考えられ、選定方法等や選定された作品の活用方法など、具体策を直ちに検討すべきである。

日本には、福岡市美術館、富山県美術館、いわき市立美術館、滋賀県美術館、DIC 川村記念美術館など、良質なコレクションや、「名品」を保有する美術館が多くある。しかし、これまでの国公立美術館の収蔵品の総体を「まとめて見せていく」視点はなく、国内に名品が点在しているだけで、国や地域全体として、日本のアートコレクションが可視化されることはほとんどなかった。アジアでは新たな現代アートの美術館の建設や展覧会が盛んに行われており勢いがある。日本においては近代化以降の博物館や美術館発展の長い歴史や蓄積があり、他国にはない、質の高いアートコレクションを体系的に見せることができれば、台頭するアジア諸国とは異なる形でアジア地域全体に貢献することも充分に可能である。そのため、従来の「各館のコレクション」という捉え方ではなく、日本全体のコレクションを見せていくため、名水百選<sup>15</sup>を模した「現代アート 100 選」のような、一体的なアピールを図る取り組みを検討する。その取り組みにより、コレクションを形成したストーリーや重要性を可視化し、国内外にアピールすると同時に、地域の人々の誇りにつながることを目指す。なお、こうした取り組みは“誰が選んだのか”によって異なる結果になるため、継続的な事業として多様な視点を取り入れる仕組みも求められるだろう。

また、近年、ニューヨーク近代美術館やグッゲンハイム美術館で採り上げられたことで日本の戦後の現代アートも評価が高まっていることから、まずは 20 世紀以降の海外作家の作品を選定しつつ、これらに影響を受けて生まれてきた戦後日本の現代アート 100 選の選定にも取り組むべきである。

リスト化は、美術館職員が作品の意義を再認識する機会にもなる。現役学芸員の多くは、購入予算が削減されていく中で採用されており、購入経験がない学芸員も多いため、美術作品が持つ価値の複層性を再認識する機会が必要である。ま

<sup>15</sup> 環境省「名水百選」<https://www.env.go.jp/water/meisui/>

た、同時に、収蔵品の価値を再検証していくことは「常設展示」の価値を高めることに繋がるという観点からも重要である。ただし、現在は重要な日本のコレクションが全国に点在しているので、グループ化し、可視化するとともに、コレクションの長期相互貸与等、コレクションの再編成や魅力向上を同時に図ることも検討に値する。例えば、美術史上の時代やカテゴリー、動向に基づき、さまざまな館の所蔵品を再編成して各館の専門性を高めることで、魅力を明確にするとともに、各館ごとに当該分野の専門家を育てて、最終的には、アジアでこの時代、このカテゴリーの美術を研究するなら日本のこの館に行けば全てが分かる、といった高水準の研究レベルを構築する、といった手法も考えられる。

具体的な展覧会に向けて選考方法や規模、開催場所などについて検討するなか、第一段階はオンライン上で上記 100 選をベースにしたバーチャル美術館に取り組むということも考えられるだろう。実行のプロセスにおいては、自治体内で、複数の美術館が共同するネットワーク型の運営や、共同倉庫、コレクションの共有、企画の共有・連動、寄贈および寄託情報の共有、といった相乗効果を高める取組みも検討する必要がある。

## （2）美術的・学術的価値を形成する批評の充実

アート批評は、アートの価値づけに必要不可欠な要素だが、日本においてはメディアをはじめ、批評家が活躍する場が少なく、この状況を改善していく必要がある。批評を充実させるための方策としては、①既存の批評家を国際的に育てていくこと、②批評に必要な情報をアーカイブ化し、アクセス可能な状態にすること、③批評家が育つ環境を整備すること、が重要である。

①については、すでに文化庁による事業（アートクリティック事業）が開始されており、若手批評家を海外に派遣し、国際的な活動につながるように支援。併せて、国内における美術批評を振興する取組を開始している。今後はさらに、海外ではフィンランドなどですでに行われている *Critics in Residence*<sup>16</sup> という批評家をアートイベントなどに招聘し、批評を書いてもらう試みを国内の芸術祭やアートフェアで実施することも一考に値する。また、美術館・研究機関、大学機関、マーケット、批評が連携し、アートを価値づけていく仕組みを構築していくことも重要である。

②については、批評において、作品の評価をする際には、作家の関連資料が重要なことから、それらが散逸せずにアーカイブとして収集されていく仕組

<sup>16</sup> Association for Art Critics (2022), “Five Residencies for Art Critics in Finland,” <https://aicainternational.news/agora/2022/2/11/five-residencies-in-finland-for-art-critics>

みの構築が重要である。実際に海外のミュージアムやアーカイブが積極的に関連資料を収集するなかで、すでに世界的な日本の建築家の資料が海外に流出していることもあり、日本においても関連資料がアーカイブされやすい環境を整備することは喫緊の課題である。

③については、批評や研究をより日常化することから始める必要がある。日本の学芸員や批評家の言葉は、一般の来館者にとって理解が難しく、それ相応の知識がないと分からぬことが多い。日本の美術批評は、専門家向けの批評だけではなく、初心者にも理解できる内容も心掛ける必要がある。批評のみならず、アートに関する解説も、作品の価値を一般の人に認識してもらうためには、一般の人にわかる説明とすることが必要である。芸術祭についても同様で、芸術祭が何を表現し、どのような未来図を描こうとしているのか、どんな問題提起をしようとしているのか、という説明がなされておらず、単にイベントとして消費されるだけの現象が起こっている。市民参加の地域おこし的な面があると批判しづらいが、芸術祭とする以上は、展示の内容は問われるべきである。しかし現状は、評価されるべきものとそうでないものが混在し、どれも同じように見えてしまっているため、批評の充実が望まれる。

美術史＝思想史であり、新しい発想や思想が、作家や作品を批評するときに重要な。日本においては、メディアが展覧会を企画・主催するケースが多いこともあり、記事や番組は当該メディアが関連する催事の宣伝的な紹介に留まる傾向がある。違いを示していくのが批評であり、批評家が独立性を担保して活動することができる専門性の高い土壤をどのように深めていくかが課題になる。

一方で、批評は誰でもできるものであり、批評は偏在しているという観点もある。また、これまで難解だと言われてきたアート批評を、一般に向けた分かりやすい解説を整備してアートの裾野を広げていくことも重要であり、その双方の環境整備が必要である。

### （3）美術館における鑑賞教育と学校教育、家庭、企業などの連携強化

アートのエコシステムを支えるため、アートに関わる「アート関係人口」の拡大を目指すべきである。具体的には、鑑賞教育、アートの日常化の両面を考えていく必要がある。

鑑賞教育は、個人的な鑑賞だけに閉じず、学校における図工・美術の授業はもちろんのこと、教育全般に関わる問題として、学校教育との連携を強化する必要がある。現場で鑑賞授業を行うことに困難を覚える教員が多いことや研修費の

捻出が難しいなどの問題があるため、教員への教育等のためのツールを研究・開発・提供することは検討されるべきものであり、国立アートリサーチセンターが既に行っている「鑑賞のための指導者研修」<sup>17</sup>などの拡充も期待される。また、鑑賞教育における国公立美術館の役割を明確化し、大学など鑑賞教育研究に関わる機関との連携を構築することが必要である。

アート作品鑑賞は、作品との対話、自己との対話、そして他者との会話、という3種類の対話と会話を生み出すため、自己を客観視する力と他者とのコミュニケーション力が培われる。アート作品は、五感を通してアート作品の情報を得る非言語的な「一次情報」、調べて得る言語的な「二次情報」、そして五感でも調べても分からぬ「想像情報」という3種類の情報を発信している。特に、3つの「想像情報」をたくさん発信していることがアート作品の強みである。このようなアート鑑賞の効用を共通認識とし、英国のように、「アート、美術館が社会資源であり、文化資源であり、みんなが活用できるものである」というアートを巡る理念、思想、哲学をアート鑑賞の根本に位置付けていくことが必要である。

一方、鑑賞の現場である地方美術館等では、「現代アートを見たい、見せたい」というニーズはあるが、「現代アート作品（実物）が収蔵されていない」というミスマッチが起きている。そういうニーズ・状況に応えられるように、ナショナルコレクションを貸与できる仕組みを作るなど、コレクションの管理と一体で検討していく必要がある。なお、国立アートリサーチセンターでは、国立美術館のコレクション活用事業「コレクション・ダイアログ」、「コレクション・プラス」<sup>18</sup>を実施しているが、これを起点に更なる拡がりが期待される。また、教育の場におけるアーティストとの接触が全国規模で促進されると、鑑賞体験の拡がりを培っていくと考える。

実物の鑑賞への入り口として、あるいは物理的な美術館へのアクセスが難しい場合は、オンライン鑑賞も検討できる。ただし、オンラインの場合、著作権が課題となる。特に現代アートの場合は著作権処理が事実上必須となるので、例えば国立美術館の所蔵品画像をウェブサイト上で活用できる「鑑賞素材 BOX」<sup>19</sup>のような利用可能な教材を増やしていく、といった対応が必要と思われる。

今後、アートの日常化の中心のひとつは企業が担っていくと予想される。世界では、各企業が、富裕層顧客を集めるために、あるいは、企業イメージをアップ

<sup>17</sup> <https://ncar.artmuseums.go.jp/activity/learning/trainingandlectures/>

<sup>18</sup> <https://ncar.artmuseums.go.jp/activity/collections/>

<sup>19</sup> <https://box.artmuseums.go.jp/>

させるために、企業自身もアートを保有し、アーティストと市民を結びつける役割を担っている。日本の美術館も、こうした変化をきちんと踏まえつつ、企業との連携や企業との新しい関係構築に取り組んでいくべきであると考えられる。

アートの日常化のもうひとつの中心が家庭である。人が成長する最初の場所は家庭であり、人生のできるだけ早い段階からアートに触れる人を増やしていくためには、一般の人々が美術館やギャラリーを訪問することに加え、アートを購入していくことで、家庭の生活の中にアートを取り入れていくことを促進する必要がある。

総務省は「関係人口」を「移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々」と定義している<sup>20</sup>が、アート分野でも同様の「アート関係人口」が考えられる。自分の人生や生活に自由にアートを取り入れ、アートの価値が「分かる」人たちを「アート関係人口」と定義すると、アートの専門家やアート愛好者はもちろん大事だが、それだけではなく、より多様な方法でアートと関わる人々を包含する「アート関係人口」が増えない限り、日本のアートの持続的な発展は難しい。

アート関係人口を増やすためには、「アート“無”関係人口」へのアプローチが必要になる。作品を描けない、アートの知識がないなど、自分の人生にアートは関係がないと思っている人たちを取り込むためには、できるだけ人生の早い時期にアートとの接点を作ることが重要である。漫画やアニメはすでにアートの一部となりつつあり、アートの入口として有効である。

さらに、美術館へのアクセスが難しい人口の方が多い状況で、そういった人たちとアートをつなぐにはアウトリーチを活発化する必要がある。未就学児の段階で、「アートって面白いな、アートっていいな、関わっていきたいな」と思ってもらう状況を生み出していくためには、学校や保育園・幼稚園等との連携強化が必要である。アート作品の鑑賞体験では、見えない・分からぬ・知らないことを想像し、楽しむ力、自ら情報を知覚し、得た情報を他者に共有する力、自分の感情を解放し、好奇心を自由に発動させる力、自らと他者を認識し、受け入れる力、オープンエンドに思考するため、可能性を広げていく力、そして、創造的に生きる力を培うことができる。アートが自分には無関係だと考えている人、これからアートと長く付き合い生きていく人たちを対象に、アート鑑賞を通して、真の意味でアートの価値が分かる「アート関係人口」を増やしていく取り組みを

<sup>20</sup> 総務省「関係人口ポータルサイト」<https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html>

考えることがアートの日常化につながると言える。

#### （4）美術館の役割の再確認、モデル作りなど支援の方向性の検討

美術館の在り方を考える際、設置主体の政策における位置づけや、館のミッションなどの運営の方向性が明確であることは必須である。それを踏まえた上で、海外のベンチマークとなりうる美術館などを参考に、どのような仕組みが必要で、何が足りていないのかを考え、我が国における理想的な美術館の在り方を検討するとともに、問題点の可視化、共有のため、全国から複数の「モデル美術館」などを選定し、政策として支援していくことを検討する。

その際、現状の問題点として、①マネジメント、②コレクション（②-1 コレクションポリシー、②-2 ナショナルコレクション）、③人的資源（③-1 学芸員、専門人材、③-2 職場環境）、④資金・企業連携、のそれぞれについて、今後の方針を以下通り検討する。

##### ① 21世紀型の美術館マネジメント・美術館政策

美術館、特に国立館はナショナル・アイデンティティに関わってくるため、「国民のもの」という意識が重要である。そのため、次節で取り上げるコレクションポリシーはじめ、より情報をオープンにし、国民的な議論、広い意味でのコミュニケーションが必要だと思われる。運営については、まず、美術館として何をしなければならないのか、何を収集するのかという部分を明文化していくべきである。ICOM（国際博物館会議）の新しいミュージアムの定義にもあるように、美術館は単に展覧会を行うだけではなく、教育をはじめ、地域において多様な役割を発揮する文化機関であり、社会全般から支持される存在になることが不可欠である。そのため、予算や購入方針含め、情報をできるだけオープンにし、美術館運営の透明性を高めることが重要となる。それがあつてこそ、そこに必要な人材や予算の必要性を訴えられる。

さらに、気候変動など世界的な課題への対応も国際的な美術館ならびにギャラリーなど美術セクター全体での問題提起や議論、具体的なアクションが始まっている。我が国の美術館運営マネジメントにおいても早急な対応策が求められている。

そのうえで、リーダーシップや意思決定のプロセスなどを検討していく必要があるだろう。日本の美術館の運営を開いていくためにも、既存の枠組みの運用

を改善していくことが重要である。例えば、海外の美術館館長の諮問機関や収集委員会には、外国人やコレクターなどの多様な人材を加えている事例もある。日本人として、大林剛郎氏<sup>21</sup>や森佳子氏がニューヨーク近代美術館など海外の美術館の諮問委員会に入っている。国内の美術館でも海外美術館の専門家を諮問機関に入れている事例が無いわけではないが、ごく限られているのが現状である<sup>22</sup>。

美術館評価は、観客動員数だけでなく、地域アイデンティティ、観光への貢献、教育への貢献など幅広い視点が必要である。そのため、各館に評価を効果的に導入するためには、全国的な調査や評価軸を定めたガイドラインなど、国として支援できることも多々あると考える。まずは、海外の著名美術館について、予算、寄付、企業との関係、展覧会予算、観客数、コレクション、職員体制、教育との連携などについて、調査し、日本は何を目指すのか、自分の美術館はどういうタイプの美術館を目指すのか具体化していく。そして、その流れを補助金などで政策誘導し、美術館の仕組みを変えていく。その際、「美術館」とひと括りにするのではなく、美術館の規模や目的により、課題ごとに対象を明確にして検討すべきである。例えば、コレクションポリシー（収集方針）に「同時代の美術」を設定している美術館とそうでない美術館では、大きく方針が異なるはずで、それぞれどのような支援が必要か検討する必要がある。

海外主要都市のように、東京など国内の都市にも国際レベルの常設展、具体的には、20世紀以降の日本のアート、建築やデザイン、ファッションや音楽、マンガ・アニメなど、日本の文化を概観できる常設展が必要である。現状は、新聞社等による展覧会が多いが、新聞社に頼り切ったビジネスモデルが持続的かどうかを真剣に検討しなければならない段階に入っている。海外のギャラリーが日本に進出し始めているが、海外のギャラリーやオークションハウスは主に日本のアーティストを発掘し、海外に紹介することでビジネスを成立させており、その結果、日本の作家の良い作品が日本国内で見られない状況も起り始めている。今こそ、美術館としての本来の活動を活性化させていく必要がある。

また、市場やアーティストとの関係では、中堅のアーティストをもっとサポートする仕組みが必要である。美術大学を卒業した後、貸画廊で活動している作家

<sup>21</sup> その他にテートやポンピドゥーなどの委員も兼任している。Arty (2022), “Inside Collector Takeo Obayashi’s Sanctuary for Art in Tokyo,” <https://www.artsy.net/article/artsy-editorial-inside-collector-takeo-obayashis-sanctuary-art-tokyo>

<sup>22</sup> 森美術館にはインターナショナル・アドバイザリー・コミッティがある  
(<https://www.mori.art.museum/jp/about/organization/index.html>)

が日本は相当数存在するが、貸画廊から海外へ直接的に発信される仕組みには強度はない。海外とのネットワークのあるコマーシャル・ギャラリーがアートフェアなどで紹介する、国際展への参加を支援する、など、国際的なアートシーンにおけるギャラリーの役割も視野に入れながら、日本人作家を広く世界へプロモーションできる仕組みは検討・可視化されるべきであろう。

今、日本のアート業界の弱さは、美術館等のアカデミズム的な分野にもある。グローバルなアートシーンの中で、パワフルなプレイヤーとして存在感を放つにはどのような方法があるのか。美術館の側もマーケットの原理を理解し、適切なアプローチを考えるべきであろう。現状は、企業やマーケットに近付くことを忌避する、強く警戒する、ということが未だに存在するが、企業やマーケット側の人たちの行動原理が分かれば、適切な関係性を築くことも可能と考えられる。

美術館の影響力の源は、①「コレクションを持っている」こと、②「自主企画での展覧会を開催することできる」という点にある。その2つの要素をうまく活用することができれば、非常に強い影響力を発揮することができる。そういうた世界のアート界の状況があるにもかかわらず、日本の美術館は人員が不足し、予算も十分でないことから、実際にはそのメリットを享受できていない状況にある。国内美術館がアート業界に対してもっと影響力を発揮できるようにする必要がある。

科学技術の世界において、基礎研究費の重要性は広く認識されているところであるが、美術館において基礎研究費に当たるものは「作品購入費」と「旅費」であり、これがなければ学芸員にとって不可欠な眼識を養うことができない。バブル経済の崩壊以降、30年超という長期にわたってほとんどの美術館において作品購入費が措置されない状態が続いている。その結果、学芸課長クラスでも作品購入の経験がない学芸員が増加し、学芸員の資質にとって危機的な状況が続いている。今後、アートの振興において極めて重要な美術館が期待される役割を果たしていくためには、「作品購入費」と「旅費」を復活させ、学芸員に作品の価値を的確に判断できる能力を体得させることが急務である。

## ② コレクション

### ②-1 コレクションポリシーの策定推進

我が国美術館コレクションの形成において、問題となるのは、購入予算、収蔵庫、コレクションポリシーであり、それぞれ検討が必要である。

令和元年度の博物館総合調査によると、公立美術館のうち、購入予算ゼロの割合は 62.8%、収蔵庫が満杯あるいはほぼ満杯の割合は 62.4%、コレクションポリシーがない割合は 49.5% であった<sup>23</sup>。これらの結果は一定程度連関すると考えられ、収蔵庫が満杯のため、購入予算はつかず、そのため、コレクションポリシーは必要ない、という悪循環も考えられる。

コレクションの形成については、購入と寄贈・寄託という方法があるが、コレクションポリシーがあいまいだとどちらもうまくいかない。各美術館のコレクションポリシーを収集する、もしなければ、コレクションポリシーの作成を義務付けることも、博物館法改定などのタイミングで必要だと考えられる。

購入については、現在はそれほど高額でない作品も、その需要が高まると、将来的には収集が困難になるため、予算が制約される中では、今、買える作品を買う方向に転換していかざるを得ないと考えられる。その場合、「何故その作品を買ったのか」、「何故その作品が公立美術館のコレクション（パブリック・コレクション）として価値があるのか」と問われた時に、作品自体が持っている固有の価値を歴史的、理論的に説明できる人材も必要となる。その際、どのようにマイノリティー作家を収集していくか、例えば、日系人の作家の収集方針など検討する必要もある。

なお、コレクションの形成にあたっては、近年、地域やジェンダー・バランスの是正などを通したコレクションの多様化、美術史的な視点の多様化が欧米の美術館を中心に拡がっている。こうした潮流のなかでは、我が国の美術館においても、女性作家、LGBTQ+など多様な性的指向のアーティスト、南米・北米などを中心とする日系人作家、アジア圏のアーティスト、アールブリュットのアーティストなど、より幅広くグローバルな観点からコレクションポリシーを再考すべき時機を迎えていると言えるだろう。

公立美術館においては、購入予算が一般財源から年度予算として措置されると、基本的には継続的な予算となることから、財政当局や議会も慎重になるという現実がある。一方、毎年の予算ではなく、基金を取り崩して購入している美術館が多く存在するが、基金の取り崩しは機動性に欠けるため、市場のスピーディーな動きとは別のところでしか作品を選べないという実態がある。また、基金は名目予算であり、ボトムアップでは使えない場合がある。

コレクションポリシーは外部のメンバーを入れて検討すべきである。方針に

<sup>23</sup> 公益財団法人日本博物館協会（2018）『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』，p. 232, 233 <https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/R2sougoutousa.pdf>

ついて外部の意見を聴いていないのは、恐らく、「この作家の知名度を上げたい（＝値段を上げたい）」と思っている人の介入を懸念していると思われ、収集委員会の委員も、年度が終わってメンバー改正のときによく発表されるシステムを取っている館が多い。しかし、デートなど海外ではコミッティーが収集方針の策定に関わるなど、一種のシンクタンクのように活用されている。日本の公立美術館では、コミッティー（運営協議会、運営委員会、外部評価委員会）は、基本的に運営全般について総花的に意見を述べるものとなっていて、個別の事柄について活動するシステムにはなっていない。今後日本の美術館がエコシステムを実現していくためには、コレクションという行為に対して提言することに特化した組織を持つことが必要であり、特に、国レベルでは必須であるともいえる。

購入予算が限定されている状況では、寄贈、遺贈、寄託などの方法も検討すべきであろう。海外の美術館の事例では、長い間美術館のメンバーだった人が、美術館が自分の人生を豊かにしてくれたお礼として、コレクションの寄贈や現金の寄附もあるという。寄贈、遺贈、寄託には様々な条件も検討される必要があるが、こうしたプロセスを明快にし、日本の美術館における収集の可能性が開かれていくような環境を作る必要がある。

その他にも、共同でコレクションを持つ試み、収蔵作品を手放して別の作品に買い換える（de-accession）といった新しい考え方について、その是非も含めて議論する時が来ている。

なお、作品の売却に関しては、米国では美術館収蔵品の売却は事例が相当数あるものの、日本の美術館と米国の美術館とではコレクションの厚みにかなりの差があり、現時点では安易に日本に持ち込まない方が良いという意見も多い。米国の美術館は豊富な類例作品を所蔵しており、作品を売却しても、何かしら補足できる作品を所有している状況があり、また、印象派をはじめとするモダンマスターの作品などは、今、美術館に来るようになっている若い鑑賞者の嗜好と年代的に合わなくなってきており、新規購入費の獲得のために売却されている状況がある。収蔵品の蓄積があり、印象派などの古い作品を売却してもコレクションとしての強度が落ちないだけの収蔵品の蓄積があるからこそ採り得る手段であるが、日本の美術館のコレクションは欧米に比べると遙かに脆弱なので、安易に売却という手法を持ち込むことは危険性を伴うと考えられることから、どのように取り組むべきなのか、まだ議論が必要な段階と考えられる。なお、米国の

美術館における de-accession は物故作家に限定され、その売却益は別の作品を収集するために使われることが原則で、近年ではコレクションの多様性のバランスを正のために使われる例もみられる。

実際に美術館が作品を売却しようとする場合において、コレクターが購入したいと思うような作品は、美術館としてもメインとなる作品であることが多く、美術館が売却したいと考える作品は、コレクターも購入を希望しないという事態が起きることがしばしば起きることから、購入予算捻出のための売却は簡単ではないということにも留意が必要である。

コレクションポリシーの策定推進と並行して、「収蔵庫問題」にも道筋をつけていく必要がある。収蔵庫の問題は、多くの美術館にとっての課題であり、コレクション収集を継続していくためには不可避な課題である。常設展を充実させる、貸出を増やすといった方法も考えられるが、それらは極めて限られた部分的な対応に過ぎない。収蔵庫問題は 20 年、50 年といった長期的な試算をもとに計画を立てるべきものである。

コレクションの基本的な考え方として、先ず、美術作品は、生まれ出た時はその当時の現代アートであり、初めから評価の定まった古典的作品は存在しないということを共通認識とする必要がある。現在、評価されている作品は、様々な新しさがあるが為に発表当時は反発を招いたりしながら、時を経て、それまでにない新しい価値を創造したという点で評価され、美術史に位置づけられていくという流れを辿ってきたものである。これを踏まえると、コレクションの方向性は 2 つに分かれる。ひとつは、「評価の定まった作家の収集」。これは「過去の古典」と言えるもので、知名度はあるが、予算が限られている中では、二級品を高額で買うことになりがちである。もうひとつは、「同時代の作家の収集」。これは「未来の古典」と言えるもので、購入時点での知名度は余りないが、一級品をリーズナブルな値段で購入できる。つまり、今後評価される、高騰すると見込まれる同時代の作家の作品を、まだリーズナブルな値段のときに収集すれば良いということになる。この実例として高松市美術館のコレクションの形成が挙げられる。

### 高松市美術館でのコレクションの実例

2001 年、時を同じくして村上隆（東京都現代美術館）と奈良美智（横浜美術館）の回顧展が開催されたが、このタイミングで購入した国公立美術館はゼ

口であったが、2003 年のクリスティーズのオークションにおいて、村上隆の等身大のフィギュア作品が約 5,800 万円で落札されて大いに話題となった。

その状況から、このまま購入を躊躇していると、村上作品、奈良作品ともに購入できなくなる事態が予想されたことから、高松市美術館では、2004 年に村上隆、奈良美智の作品をそれぞれ約 500 万円で購入した。その後、2008 年には村上隆の「マイ・ロンサム・カウボーイ」が約 16 億円、2019 年には奈良美智の「Knife Behind Back」が 27 億円で落札されることとなり、日本の公立美術館は手を出せなくなってしまう事態となった。

何故、村上、奈良だけが短期間のうちに億単位の作家になったの。その要因は、村上はペロタン、奈良はペース・ギャラリーといいわゆるメガギャラリーの採用アーティストになっていたことにあることが後に判明した。

世界には、カゴシアンやペース、ハウザー&ワースといった「メガギャラリー」と呼ばれるギャラリーが 14 社存在すると言われているが、これらのギャラリーはゼロから作家を育てるのではなく、ある程度育った作家をスカウトして市場に出し、作品価格を押し上げていくという手法を採っている。また、サザビーズやクリスティーズなどのオークション会社、そして、現代アートを主力とするアメリカの主要美術館とが有望アーティストを選別し、美術史的な位置付けを行うとともに、相乗的に作品の価格を高騰させていくという「三位一体の構造」が存在している。

このような現実を踏まえたコレクションの戦略として、いわゆるメガギャラリーの新規採用アーティストに狙いを定め、まだ価格的に手の届く範囲の作品かつ急騰率の高い作品から購入を進めていくことが非常に有効な手段と考えられる。

作品のターゲットとしては「代表作（＝最も画像の露出度の高い作品）に絞る」ことが重要であり、そういった代表作を 20 点収集することができれば、それがコレクションの核を形成することとなり、100 点規模に拡大していくことが成功すれば、対象となる作家の回顧展をどこかの美術館が開催しようとした場合、どうしてもその代表作の借用依頼を日本の美術館にしなければならないことになり、日本の美術館が他国の有力美術館から一目置かれる存在となっていく。こうしたことを積み重ねることで、「未来の古典」コレクションの集積で構成された、世界に誇る「ジャパン・コレクション」が形成されることが可能となる。

## ②-2 ナショナルコレクション

ナショナルコレクションの考え方は2つあり、1つは国立美物館のコレクション、もう1つは国内美術館のコレクションを「ナショナル」の観点から捉えなおすということである。

前者については、その目的から再考する必要があるのではないかと考えられる。まずコレクションを通して我が国の美術を歴史化していくという観点からは、国立美術館のコレクションにおいて不足しているものを収集する必要がある。現状は国としての国立館のコレクションポリシーがあいまい<sup>24</sup>、あるいは表に出していないことから、より具体的なポリシーとするべきである。所蔵作品と美術史的に重要な作家の作品を比較し、不足を埋めていくような取り組みが必要ではないか。例えば、東京国立近代美術館においては、2014年の時点で、オノ・ヨーコや川俣正、大竹伸朗といった重要作家の作品が入っていない一方で、一度収蔵された作家はその展開を示すという名目で追加で購入されるという状況になっていた。また、年代別に収蔵作品を並べてみると、1960年代の作品が18%を占める一方で1980年代は6%、1990年代は4%しかないといった実状もみられた。そういう数値化と見える化の方法を導入することで、コレクション方針をより論理的に決めていくという取組みを進めるべきである。

イギリスのテートでは、「ミッシングピース・オブ・ザ・ヒストリー（歴史上、あるべきだが欠けている作品）」を埋めるためにコレクションしている。その作品が今、自分たちのコレクションにどう役に立つか、その作品を加えることで歴史がどのように豊かになるのかという議論をしている。また、フランスのポンピドゥーセンターでは、コレクターだけを集めた会議があり、そこでチーフキュレーターが館のコレクション方針を示す。コレクターは作品を買って寄附してくれるから情報をオープンにしている。このような“コレクター限定”の集まりがあり、そこでは、「実は今こういう方針で集めている」とか、「フランスのモダニズムがどう継承されているかということに注目しているから」とか、建築では、例えば「日本人建築家の中でどういう人に注目しているか」といったことを全部スライドで見せてくれる。そういう情報を全てコレクターにはオープンにして

<sup>24</sup> 東京国立近代美術館・収集方針「19世紀末から今日に至る日本の近現代美術の流れを、国際的な関連を交えつつ通史的・体系的に示すために、その十全な展開に必要不可欠な歴史的価値を有する作品・資料の収集に努める。またジェンダーバランスや地域性といった同時代的に重要な視点を常に踏まえ、将来的にその時代を象徴しうるような先駆的作品の確保に努める」 <https://www.artmuseums.go.jp/media/2023/05/独立行政法人国立美術館-作品収集方針.pdf>

いて、そのコレクターたちとともにアートバーゼルなどのアートフェアに赴き、その美術館が関心を持っている作家の前で説明もする。市場に近い世界だが、ディーラーのようなマーケットそのものには情報を開示しない。そういう区別をしながら、購入以外の方法でもコレクションを集めている。

日本の美術館は、福岡アジア美術館などその地域に特化した美術館など数例を除いては、アジアのコレクションをほとんど収集していない。日本か欧米か、でコレクションが出来上がっている。そういう意味でも、コレクションポリシーが必要不可欠である。国立美術館の次の中期目標の5年間に収集する方向性がもう少し具体化して示されれば、買いやすくなるし、評価もしやすくなる。

また、フランスの「政府がコレクションを形成して各地方の美術館にレンタルする」制度のような、“ナショナルとして持ち、それを各地方の美術館に長期でレンタルしていく”ことで現代アートへの関心を深めていくことも考えられる。

一方、日本の美術館全体を見て、「ナショナルコレクション」と捉える方法では、日本全体としてどのようなコレクションがあるのか、何がないとまずいのかということをオープンに議論することが重要である。日本の美術館がどのような購入をしているのか調査し、実態はどうなっているのか、時代が途切れることなく収集がなされているのかを確認すべきと考える。

### ③人的資源

#### ③-1 学芸員・専門人材

学芸員が「雑芸員」であってはならない。海外や一部の国内美術館でも行われている専門職を推進し、学芸員が学芸業務に集中できる体制を構築することが美術館の発展には欠かせない。日常業務に忙殺されて研究ができないという声も聞くが、ICOM(国際博物館会議)の博物館定義<sup>25</sup>では、研究が最初に来ている。ファンドレイジングをする開発部門や広報、ラーニング、デジタルといった機能も強化していく必要がある。ICOMの定義に「多様性」も入っているように、美術館も学芸員と事務職員だけではない、多様な職種が必要である。各館単位で考えるだけでなく、もう少し国全体や広域で検討していく必要がある。これまでの美術館形成の長い歴史のなかで、新聞社等によるブロックバスター展に依存する慣習が常態化し、広報宣伝や海外の美術館との交渉など、経験の蓄積が本来重要な業務は新聞社等メディア企業の事業部が肩代わりしてきた。そのため、館

<sup>25</sup> ICOM「博物館定義」<https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/>

にプロジェクト・マネジメントなど専門性のある人材が限られた例を除いては育っておらず、メディア企業等に頼らざるを得ない環境になるという構造が固定化している。

学芸員として必要とされる専門性が学芸員資格と乖離してしまっている。美術史の専門性だけでなく、マーケットの動向や作家のキャリア形成などにも敏感でなければならないが、その意識が低いことが多い。作家のキャリアにとって展覧会として何をやるべきか。展覧会を開催することによって作家の評価があがることについての意識、展覧会を経ることで作家のステップアップになるとという意識が希薄、作品購入が作家や市場に与える影響力を理解していない学芸員が多い。

このような学芸員の資質を向上させが必要だが、現状ではうまく機能しておらず、そもそも学芸員のステップアップの機会が少ない。また、日本にはキュレーションを評価する制度がない。芸術選奨は、芸術振興という分野で地域振興した人は賞賛されるが、キュレーションそのものが評価の対象になっていない。美術館の展覧会づくりはキュレーターひとりの功績によるものではなく、美術館組織全体の共同作業であるが、芸術選奨で舞台芸術の演出家などは評価の対象になっていることを考えると、キュレーターを評価する仕組みを、現状の限られた制度のほかに検討することも必要である。

キュレーターの業務としては、物故作家のみの展覧会と作家が生きている現代美術の展覧会では全く感覚が異なり、やるべきことも全く違ってくる。今後、専門的な研修や、専門性の枠をさらに拡げるような場をつくり、積極的に学んでいる人を評価していく取り組みが必要だと考える。

### ③-2 働く場としての美術館の在り方の検討

美術館に優秀な人材が集まる前提として、職場としての魅力と同時に、労働環境も充実している必要がある。現在は美術館の労働環境の基礎情報の体系的な把握ができていない。そのため、実態の調査を実施し、理想とする美術館の在り方と比較することが必要である。組織的にも、事務と学芸系だけではない様々な仕事が必要になっている中で、21世紀型の美術館のモデルを示す必要がある。主要な海外美術館の組織モデルを調査し、結果をまとめることができれば参考になると考えられる。とりわけ、アジア地域において、この10年の間にシンガポールのナショナル・ギャラリーや、香港のM+など、幾つもの大型美術館が開

館していることから、その組織の構造と予算規模をより精緻に把握することができれば、日本の実態調査と併せて比較検討できる。日本では、社会教育調査は文科省が5年に一度、博物館総合調査（文化庁委託）を日本博物館協会が3年に一度実施しているが、労務環境改善に向けた提言に当たってはさらなる調査が必要であると考える。

#### ④資金・民間企業との連携

民間コレクションの継承は、税制で「世代を超えていく」状況をうまく創っていくことが必要である。その時に、コレクター個人や富裕層だけがメリットを受ける仕組みではなく、プライベートからパブリックにうまく移転を促せるような税制にしていく必要がある。メリットは経済的に受けられるが、作品はパブリックに集まっていき、みんなで享受することができるというロジックに持っていくことが重要である。また、寄附の相談ができる窓口があると良いと考えられることから、国立アートリサーチセンターにその機能が早期に整備されることが望まれる。

企業がアートプロジェクトに取り組む動き自体はこの数十年の歴史があるものの、継続性に乏しく、若手支援が過度に多く見られる。本来は、美術館の作品購入費や学芸員の出張費をはじめとする、美術館界での様々な資金ニーズに対して企業が支援を行うような循環を創出することが理想的であり、そのような循環の仕組みづくりが必要である。

また、企業がアートに関わる場合には、その企業の中にアートに関心が高い個人が存在する、あるいは経営者の関心が高い、という状況があつて成立する場合が多くあるが、“企業から継続的なサポートを得る”ためには、企業の担当者が何度も交代したとしても、社内で説明しやすく、対処しやすい、普遍的な企画書を作ること、そして、世界の様々な実例を見せることが重要である。日本国内においてアートに関心を持つ企業人が飛躍的に増えている現在は、美術館にとってまたとない絶好の好機とも言え、これまでの発想を転換し、新たな一步を踏み出すことが重要である。

## 5. まとめ

以上のように、我が国におけるこれからアート振興の方向性について検討してきた。そこで多くの意見を集めたのは、アート振興の中核としての美術館の重要性である。美術館の中でもコレクションの在り方に議論が集中しており、次年度以降、これをさらに深堀りし、具体的な政策や事業に結びつけていく必要がある。

別添1 令和5年8月8日アート振興ワーキンググループ（第2回）資料抜粋

日本に所在する現代アートの名品（同時代収集の成果）

No.	美術館	作家	タイトル	制作年
1	大原美術館	ジャン・フォートリエ	「人質」	1944
2	大原美術館	ジャクソン・ポロック	「ブルーー白鯨」	1946
3	大原美術館	ジャクソン・ポロック	「カット・アウト」	1948-50
4	大原美術館	ルチオ・フォンタナ	「空間概念 MT364」	1961
5	大原美術館	アメデオ・モディリアーニ	「ジャンヌ・エビュテルヌの肖像」	1918
6	大原美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「黒い数字」	1958
7	大原美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「グレーフラッグ」	1957
8	大原美術館	フリーデンスライヒ・フンデルトワッサー	「血の雨の中の家々」	1961
9	大原美術館	アンリ・マチス	「女の戦」 「混血の女」 「肘つく東洋の女」 「マルティニックの女」	1935 1945 1944 1947
10	大原美術館	パブロ・ピカソ	「頭蓋骨のある静物」	1942
11	アーティゾン美術館	パブロ・ピカソ	「腕を組んですわるサルタンバンク」	1923
12	アーティゾン美術館	パブロ・ピカソ	「女の顔」	1923
13	アーティゾン美術館	パブロ・ピカソ	「ブルゴーニュのマール瓶、グラス、新聞紙」	1913
14	アーティゾン美術館	パウル・クレー	「島」	1932
15	アーティゾン美術館	ピエト・モンドリアン	「砂丘」	1909
16	アーティゾン美術館	ポロック	「ナンバー2、1951」	1951
17	出光美術館	サム・フランシス	「ホワイト・ライン」	1959
18	草月美術館	イサム・ノグチ	「フェンス」 「前兆」 「オカメ」 「ひまわり」 「三本足の花器」 「フトツタツボ」 「かぶと」	1952 1952 1952 1952 1952 1952 1952

19	原美術館	ポロック	「ナンバー9、1952:黒、白、茶」	1952
20	原美術館	ラウシェンバーグ	「間に合わせもの」	1964
21	原美術館	ロイ・リキテンスタイン	「フレーム IV」	1968
22	セゾン現代美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「標的」	1974
23	セゾン現代美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「薄雪」	1982
24	セゾン現代美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「アルファベット」	1960— 62
25	セゾン現代美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「M」	1962
26	セゾン現代美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「0-9」	1965
27	セゾン現代美術館	ロイ・リキテンシュタイン	「赤ワインのある静物」	1972
28	セゾン現代美術館	イヴ・クライン	「海面レリーフ(RE50)」	1958
29	セゾン現代美術館	ワシリー・カンディンスキイ	「軟らかな中に硬く」	1927
30	セゾン現代美術館	ワシリー・カンディンスキイ	「分割—統一」	1934
31	セゾン現代美術館	ジャクソン・ポロック	「ナンバー 9」	1950
32	セゾン現代美術館	マーク・ロスコ	「ナンバー 7」	1960
33	セゾン現代美術館	フランク・ステラ	「カトー・マノール」	1962
34	セゾン現代美術館	サイ・トオンブリー	「ディアナが通る」	1962／ 77
35	国立西洋美術館	ジョルジュ・ブラック	「静物」	1910— 11
36	国立西洋美術館	ジャクソン・ポロック	「黒い流れ」	1951
37	国立西洋美術館	サム・フランシス	「ホワイト・ペインティング」	1950
38	東京国立近代美術館	ジョルジュ・ブラック	「女のトルソ」	1910— 11
39	東京国立近代美術館	パウル・クレー	「山への衝動」	1939
40	東京国立近代美術館	フランシス・ベーコン	「スフィンクス-ミュリエル・ベルチャーの肖像」	1979
41	京都国立近代美術館	アンリ・マティス	「鏡の前の青いドレス」	1937
42	京都国立近代美術館	ピエト・モンドリアン	「コンポジション」	1929
43	京都国立近代美術館	ピエト・モンドリアン	「コンポジション (プラスとマイナスのための習作)」	1916 備
44	池田21世紀美術館	アンリ・マチス	「ミモザ」	1949
45	国立国際美術館	アンディ・ウォーホル	「4フィートの花」	1964

46	国立国際美術館	バーネット・ニューマン	「夜の女王 I」	1951
47	国立国際美術館	ロバート・ラウシェンバーグ	「至点」	1968
48	ひろしま美術館	パブロ・ピカソ	「酒場の二人の女」	1902
49	草月会館	イサム・ノグチ	花と石と水の広場「天国」	1977
50	福岡市美術館	ジョアン・ミロ	「ゴシック聖堂でオルガン演奏を聞いている踊り子」	1945
51	福岡市美術館	サルバドール・ダリ	「ポルト・リガトの聖母」	1950
52	福岡市美術館	アンディ・ウォーホル	「エルヴィス」	1964
53	富山県美術館	ジャスパー・ジョーンズ	「消失 II」	1962
54	富山県美術館	ジョアン・ミロ	「パイプを吸う男」	1925
55	富山県美術館	ポール・デルボー	「夜の汽車」	1947
56	富山県美術館	ゲルハルト・リヒター	「オランジェリー」	1982
57	富山県美術館	マルセル・デュシャン	「トランクの箱」	1946
58	富山県美術館	ジャクソン・ポロック	「無題」	1946
59	富山県美術館	フランシス・ベーコン	「横たわる人物」	1977
60	富山県美術館	トム・ウェッセルマン	「スモーカー #26」	1977
61	宮城県美術館	ワシリー・カンディンスキイ	「E.R.キャンベルのための壁画 No.4 の習作」	1914
62	いわき市立美術館	ジェームズ・ローゼンクイスト	「成長計画」	1966
63	いわき市立美術館	アンディ・ウォーホル	「16のジャッキーの肖像」	1964
64	いわき市立美術館	ロイ・リキテンシュタイン	「二つの円のある現代絵画」	1966
65	いわき市立美術館	イヴ・クライン	「人体測定 ANT 66」	1960
66	滋賀県立美術館	マーク・ロスコ	「ナンバー 28」	1962
67	滋賀県立美術館	トム・ウェッセルマン	「グレイト・アメリカン・ヌード#6」	1961
68	滋賀県立美術館	ステラ	「イスファハン II」	1967
69	滋賀県立美術館	クリフォート・スタイル	「PH-386」	1955
70	滋賀県立美術館	ロバート・ラウシェンバーグ	「ダート・シュライン・北 (「日本でのクレイ・ワーク」シリーズ)」	1982
71	高松市美術館	アンリ・マチス	「ジャズ」	1947
72	高松市美術館	マックス・エルンスト	「博物誌」	1926
73	横浜美術館	マックス・エルンスト	「少女が見た湖の夢」	1940

74	横浜美術館	サルバドール・ダリ	「幻想的風景」	1942
75	横浜美術館	ジョアン・ミロ	「花と蝶」	1922— 23
76	横浜美術館	イヴ・タンギー	「風のアルファベット」	1944
77	DIC 川村記念美術館	マーク・ロスコ	「無題」	1959
78	DIC 川村記念美術館	ジャクソン・ポロック	「緑、黒、黄褐色のコンポジション」	1951
79	DIC 川村記念美術館	フランク・ステラ	「トムリンソン・コート・パーク」	1959
80	DIC 川村記念美術館	フランク・ステラ	「フリン・フロン II 」	1968
81	DIC 川村記念美術館	サイ・トロンブリー	「無題」	1968
82	DIC 川村記念美術館	トム・ウェッセルマン	「ベッドルーム・ペインティング#6」	1968
83	DIC 川村記念美術館	マルク・シャガール	「ダビデ王の夢」	1966
84	徳島県立近代美術館	アンディ・ウォーホル	「多色による4つのマリリン)」	1979-86
85	ベネッセハウス ミュージアム	ジャクソン・ポロック	「黒と白の多面画」	1950 年 頃
86	ベネッセ・ ホールディングス	ダヴィッド・ホックニー	「ホテル・アカラン 中庭の回遊」	1985
87	愛知県美術館	グスタフ・クリムト	「人生は戦いなり(黄金の騎士)」	1903
88	高知県立美術館	ジャン=ミシェル・バス キア	「フーイー」	1982
89	東京都現代美術館	ロイ・リキテンシュタイン	「ヘア・リボンの少女」	1965
90	東京都現代美術館	ロバート・ラウシェンバ ーグ	「オーヴァーキャスト I 」	1962
91	東京都現代美術館	トム・ウェッセルマン	「バスタブ・コラージュ#2」	1963
92	東京都現代美術館	ダヴィッド・ホックニー	「スプリングラー」	1967
93	東京都現代美術館	エルスワース・ケリー	「赤・黄・青」	1966
94	東京都現代美術館	ケネス・ノーランド	「ヴァージニア・サイト」	1959
95	東京都現代美術館	ゲルハルト・リヒター	「エリーザベト」	1965
96	豊田市美術館	グスタフ・クリムト	「オイゲニア・プリマフェージの肖像」	1913— 14
97	豊田市美術館	ルネ・マグリット	「無謀な企て」	1927— 28
98	豊田市美術館	エゴン・シーレ	「カール・グリュンヴァルトの肖像」	1917
99	広島県立美術館	サルバドール・ダリ	「ヴィーナスの夢」	1939
100	金沢21世紀美術館	レアンドロ・エルリッヒ	「スイミング・プール」	2004

101	金沢21世紀美術館	レアンドロ・エルリッヒ	「見えない庭」	2014
102	金沢21世紀美術館	デミアン・ハースト	「無題(バースデー・カード)」	2000
103	ポーラ美術館	パブロ・ピカソ	「海辺の母子像」	1902
104	宇都宮美術館	ルネ・マグリット	「大家族」	1963
105	メナード美術館	ジェームス・アンソール	「仮面の中の自画像」	1899
106	長崎県美術館	サルバドール・ダリ	「海の皮を引き上げるヘラクレスが恋をめざめさせようとするヴィーナスにもう少し待ってほしいと頼む」	1963
107	三菱一号館美術館	オディロン・ルドン	「グラン・ブーケ」	1901
108	イサム・ノグチ庭園美術館	イサム・ノグチ	「エナジー・ヴォイド」	1971
109	札幌市市緑化推進部 (大通西8丁目、大通公園)	イサム・ノグチ	「ブラック・スライド・マントラ」	1988
110	大阪中之島美術館	アメデオ・モディリアーニ	「髪をほどいた横たわる裸婦」	1917
111	大阪中之島美術館	ルネ・マグリット	「レディ・メイドの花束」	1957
112	大阪中之島美術館	ウンベルト・ボッチョー	「街路の力」	1911

## 別添2

### 日本に所在する現代アートの名品の選出方法とその効果

#### 現代アートの名品の選出のコンセプトについて

「日本に所在する現代アート（同時代収集の成果）」を選出にあたってのコンセプトは、次の4点。

- ・代表作、他の同作家の作品と1線を画した決定的な作品
- ・日本における同作家の受容を考える上で重要な作品
- ・購入時に話題となつた、トピック性の高い作品
- ・海外に売却されると影響の大きい作品

また、選出にあたっての参考項目については次の4項目。

- ・プロヴァンス（作品の所有者の来歴）
- ・海外からの借用依頼、貸出歴
- ・海外での主要展覧会（特に回顧展など）の出品歴
- ・オークションの落札価格

※参考項目については、例えば、海外からの貸出歴があれば基準を充たすので選出するのでなく、あくまで選出作品の意義付けを図り、補完する目的で参考すべき。

#### 現代アートの名品の選出の効果について

「日本に所在する現代アート（同時代収集の成果）」の選出による効果としては、次の3点が考えられる。

- ・どのような作品を購入すべきか、という指標が明確になり、日本のアートコレクション全体の質的な向上への好循環が生まれる。
- ・所蔵する美術館の学芸員や地方公共団体や公益社団法人など設置主体に名品に対する重要性を認識し、理解を深めることができる。
- ・海外に売却されて流出した場合、その経済的損失に対する自覚を促すことができる。

## 別添3

### 美術館の機能強化に向けたモデル館のイメージ（案）

2022年8月、ICOM（国際博物館会議）は下記のミュージアムの定義を新しく採択した。

“博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。”

従来の研究機能、美術教育的な機能に加え、包摂性、多様性、持続可能性といったグローバルな課題への配慮、コミュニティの参加の奨励など、美術館には美術的役割から社会的役割まで、多岐にわたる機能が期待されている。

また、この10数年間にはアジア地域に韓国（韓国国立近現代美術館ソウル館 2013年）、シンガポール（ナショナル・ギャラリー、シンガポール 2015年）などの国立美術館、ならびにMAIIAM現代美術館（チェンマイ、タイ、2016年）、MACAN美術館（ジャカルタ、インドネシア、2017年）などの私立美術館、香港M+（2021年）のような大型美術館が創設されている。

美術館の世界基準が高度化し、そうした基準に準ずる美術館がアジア地域にも増加しているなか、歴史的にはこの地域における先進国であった我が国の美術館は、今日のグローバルスタンダードからは遅れをとっている。

こうした状況を更新するためには、全国にすでに400館以上ある美術館<sup>26</sup>のなかで、いくつかの特徴ある美術館の機能を強化し、より持続可能性の高い運営モデルへの転換を図り、それを全国へ波及させる政策は、試してみる価値がある。

#### ◎21世紀型美術館に求められる基本機能

##### ①ミッション・ステイトメント

美術館の存在意義、使命について明文化する。

##### ②コレクションポリシーと購入予算

現在、わが国の美術館の2/3はコレクションポリシーが整備されていないと言われている。コレクションの対象とする時代やコレクションポリシークション・ポリシーを持ち、長期的な収集計画に基づいた購入予算を確保する

<sup>26</sup> 全国美術館会議会員館410館(<https://www.zenbi.jp/>)

③ 美術館が果たすべき美術的・社会的役割を担える組織体制

学芸員、事務系職員に加え、作品管理（レジストラー）、プロジェクト・マネジメント、ラーニング、広報、デジタル担当、ファンドレイジング担当、オーディエンス・エンゲージメント、アクセシビリティ、運営担当、コミュニティ担当など、美術館が果たすべき美術的・社会的役割を担える組織体制を整える

◎基本機能を踏まえたうえで、各館の特徴を磨く

モデル1：我が国を代表する美術館として近現代の歴史を一望できる

- ・ 収蔵品の常設展示をもって我が国の近現代美術の歴史を通史的に学ぶことができる
- ・ 上記を実現するために求められる、わが国の美術史に基づいた収蔵品を有する

モデル2：我が国を代表する美術館として国際的なネットワークを有し、グローバルな動向を反映した作品収集および展示を行う

- ・ 日本の美術に限定せず、グローバルな動向のなかに日本の美術を位置づける

モデル3：我が国の美術をアジア地域の歴史的文脈に位置づける

- ・ アジア地域の近現代美術について幅広いコレクションを有し、通史的な総覧ができるような常設展示を行う

モデル4：地域の中核となる美術館として、近現代の美術に関する総合的な収蔵品を有しつつ、地域のアーティストあるいは地域をテーマにした収蔵品を充実させ、常設展示する

モデル5：地域の中核となる美術館として、近現代の美術に関する総合的な収蔵品を有しつつ、特徴あるコレクション形成

- ・ 他館にはない特徴的なコレクションポリシーを有する

モデル6：地域の中核となる美術館として、地域のアーティストあるいは地域をテーマにした収蔵品を充実させ、常設展示する。また、地域コミュニティの積極的な参加を重視する。

- ・ コミュニティメンバーが参加できる参加型作品、ワークショップなどを特徴とし、アートを通した地域コミュニティの活性化も視野に入れる

## 別添4

### 文化審議会 第3期 文化経済部会 アート振興ワーキンググループ委員名簿

(令和6年3月1日現在)

大胡 玄	大胡アートアドバイザリー合同会社代表
○片岡 真実	森美術館長／国立アートリサーチセンター長
黒澤 浩美	金沢 21 世紀美術館学芸部長／チーフ・キュレーター
沢山 遼	美術批評家
杉浦 幸子	武蔵野美術大学芸術文化学科教授
住谷 晃一郎	香川県文化芸術局美術コーディネーター
田口 美和	タグチ・アートコレクション共同代表
保坂 健二朗	滋賀県立美術ディレクター（館長）

※○：座長

### 検討の経緯

令和5年7月4日	第1回アート振興ワーキンググループ会議
令和5年8月8日	第2回アート振興ワーキンググループ会議
令和5年10月11日	第3回アート振興ワーキンググループ会議
令和6年3月1日	第4回アート振興ワーキンググループ会議
令和6年3月12日	文化経済部会会議

# 公的な鑑定評価制度の検討について（令和6年3月）

## 令和4年度までの経緯

- アートの価格評価の客觀性・信頼性を担保するとともに、恣意性の排除と検証可能性の向上等により、アート市場を活性化することを目的として、公的な鑑定評価制度についての検討を開始。
- 令和3年度のWGにおいて、①過去の取引価格の見える化に取り組むこと、②鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法を念頭に価格評価機関の公的な認定制度の創設に向けた検討を進めることができた。また、その際に美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討を進めた。
- これを受け、令和4年度の作業部会において、評価者がとるべき手法、手順等について整理を行い、「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版」として公表。令和5年度以降に検討すべき論点等について、「中間とりまとめ」において報告した。

## 令和5年度の検討・実施内容

- ガイドライン試行版の運用開始・精緻化（目的に応じた評価手法・手順の差異抽出、手法の追加等）  
→ガイドライン（案）の追記・修正等
- WGにおいて鑑定評価における価格評価機関の公的な認定に向けた議論を実施（認定方法、満たすべき要件等）  
→美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度実施要項（案）を策定
- 上記（ガイドライン、実施要項）について、パブリックコメントを実施（1/24～2/23）

今春（令和6年3月末頃）

「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」

# 「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度（案）」概要 (令和6年3月)

「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」は、我が国の美術品市場における流通促進のための基盤整備の一環として、価格評価の信頼性を高めるために、透明性・客観性の高い方法で美術品の価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供することを目的とするものです。

## 事業者 認定要件等

国として一定の基準を示す必要性と同時に、価格評価の透明性を高めようとする事業者や業界全体の取組を支援するものとして、全体を通して事業者の自律性を尊重した要件を設定

価格評価ガイドラインを  
遵守した評価の実施



※価格評価ガイドラインに則った前年度  
評価実績の提出

認定要件の充足と  
その宣言等

- ガイドライン遵守についてのHP上で  
の宣言
- 公平性・客観性等を担保した価格  
評価実施に向けた組織内規範の  
策定、一般公開
- 実績開示 等

## 今後のスケジュールイメージ(令和6年3月時点)

令和6年3月末頃

制度決定

令和6年10～11月頃(予定)

認定申請受付

令和6年12月頃(予定)

認定実施

## 1. 美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度実施要項（案）

令和〇年〇月〇日  
文化庁長官決定

### （趣旨）

第1条 我が国の美術品市場における流通を促進するためには、美術品の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供し、美術品の価格評価の信頼性を高めることが必要である。また、美術品の価格評価の適正を担保することは、美術品の価値を高め、又は安定させることで作家等の保護を図ることに繋がるものであり、消費者のみならず流通関係者等美術品市場に関わる者に裨益するものである。このため、透明性・客観性の高い方法で価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供することを目的として、本制度の実施に関して必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 「認定価格評価事業者」とは、透明性・客観性の高い方法で美術品（近現代分野）の価格評価を行う事業者として文化庁長官に認定されたものをいう。

2 「美術品（近現代分野）」とは、おおむね 1870 年代以降に制作された国内外作家の美術品をいう。

### （認定の対象と単位）

第3条 認定価格評価事業者の認定は、日本国内で美術品（近現代分野）の価格評価を行う事業者を対象として行う。

2 認定価格評価事業者の認定は、価格評価を行う事業者ごとに行う。

### （認定期間等）

第4条 認定期間は、認定日から同日の属する年度の末日までとする。

2 本制度における年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

### （認定手続）

第5条 認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、この要項及び実施細則に従い、必要な書類を文化庁長官に提出して申請しなければならない。

2 文化庁長官は、前条の規定による申請があった場合には、次条に規定する認定要件を申請者が満たしているか否かを確認し、第三者委員会（弁護士、公認会計士その他の外部有識者であって、実施細則で定める者により構成するものとする。以下同じ。）への意見聴取を行う。

3 第三者委員会は、認定の可否について、文化庁長官に対して所定の期間内に意見を提出するものとする。

4 文化庁長官は、申請者が認定要件を満たすことを確認し、かつ、第三者委員会から当該申請者の認定

を可とする旨の意見が提出されたときは、認定価格評価事業者の認定を行う。

5 文化庁長官は、前項の規定による認定を行ったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なくこれを公表する。

(認定要件)

第6条 認定の要件は、申請者が次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 法令及び「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン」（令和6年3月●●日文化庁長官決定。以下、「ガイドライン」という。）の遵守を宣言し、その内容を自己のホームページ等に一般に閲覧可能な状態で掲載していること。
- 二 守秘義務や価格評価における公平性・客観性・独立性の担保、偏見や利害を持った評価の排除について、組織内規範を定め、所属する鑑定士等へ遵守を求めていること。また、当該規範等について自己のホームページ等に一般に閲覧可能な状態で掲載していること。
- 三 申請者及びその役員等が反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- 四 官公庁等による指名停止措置を受けていないこと。
- 五 申請者（その役員を含む。）が罰金以上の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年が経過していること。
- 六 申請者が第9条第5項の規定により認定を取り消されたことがある場合にあっては、その取消しの日から起算して5年が経過していること。
- 七 申請者が過去に第9条第5項の規定により認定を取り消された法人の役員等であった場合にあっては、当該取消の原因となった事由が生じたときに当該法人の役員でなかったこと又はその取消の日から起算して5年が経過していること。
- 八 申請者が法人である場合にあっては、その役員等のうちに前2号のいずれかに該当する者がいないこと。
- 九 文化庁長官から第9条第4項の規定に基づき是正又は改善の求めがあった場合には、適切にそれに応じる意思が示されていること。
- 十 申請時、文化庁長官の定める期間の間に、ガイドラインに則った価格評価実績があり、その評価書を文化庁長官へ提出すること。
- 十一 当該事業者専門分野や価格評価の実績について、一般向けの情報開示を行っていること。
- 十二 前各号に定めるもののほか、実施細則に定める事項に適合していること。

(更新)

第7条 認定は、更新することができる。

2 第5条及び第6条の規定は、認定の更新に準用する。

(認定内容の変更)

第8条 認定価格評価事業者は、申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに文化庁長官に報告しなけ

ればならない。

2 認定価格評価事業者が破産手続きを開始したとき又は死亡、解散若しくは消滅したときは、直ちにその旨を報告しなければならない。

(認定解除及び取消等)

第9条 認定価格評価事業者は、認定の解除を申請することができる。

2 前項の申請があった場合において、文化庁長官は、第5項の規定により当該事業者の認定を取り消すことが相当であると認める事情がないときは、当該事業者の認定を解除する。

3 認定価格評価事業者は、実施細則で定める非違行為が生じたときは、すみやかに文化庁長官に報告しなければならない。

4 次のいずれかに該当する場合には、文化庁長官は、当該事業者に対し、期間を示して、是正又は改善のため必要な措置を講すべきことを求めることができる。

一 前条又は前項に規定する報告を受けたとき

二 認定価格評価事業者が正当な理由なく次条に規定する報告を行わないとき

三 実施細則で定める遵守事項を遵守していないことが判明したとき

5 次のいずれかに該当する場合には、文化庁長官は、第三者委員会の意見を聴取した上で、当該事業者の認定を取り消すことができる。

一 認定価格評価事業者が偽りその他の不正の手段により認定又は更新の申請を行ったことが判明したとき

二 認定価格評価事業者が官公庁等による指名停止措置を受けたとき

三 認定価格評価事業者（その役員を含む。）が罰金以上の刑に処せられたとき

四 前項の規定による求めを受けた認定価格評価事業者が必要な措置を講じないとき

6 文化庁長官は、前項の規定による取消を行ったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なくこれを公表する。

(事業実施状況等の報告)

第10条 文化庁長官は、必要に応じ、認定価格評価事業者に対して事業実施状況等についての報告を求めることができる。

(情報提供受付窓口の設置)

第11条 文化庁内に、本制度に係る不適切な事案について広く情報提供を受け付ける窓口を設置する。

(留意事項)

第12条 この要項は、認定を受けない事業者が美術品（近現代分野）の価格評価を行うことを制限するものでないことに留意するものとする。

(実施細則)

第13条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に実施細則として定める。

附 則

この要項は、令和6年●●月●●日から施行する。

## 美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についての ガイドライン（案）

令和〇年〇月〇日  
文化庁長官決定

### ● ガイドラインの目的

我が国の美術品市場における流通を促進するためには、美術品の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供し、美術品の価格評価の信頼性を高めることが必要である。また、美術品の価格評価の適正を担保することは、美術品の価値を高め、又は安定させることで作家等の保護を図ることに繋がるものであり、消費者のみならず流通関係者等美術品市場に関わる者に裨益するものである。

このため、本ガイドラインは、透明性・客観性の高い方法で価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供する「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」（※）において、認定を受ける価格評価事業者がとるべき価格評価の手法、手順等について整理を行うものである。

（※）本制度は、価格評価に関する制度であり、国が個々の美術品について真贋鑑定を行うことや、真贋鑑定の適正性を担保するものではない。また、文化財保護法などの枠組みで既に行われている「歴史上、芸術上、学術上価値」を評価するための制度でもない。

### ● 近現代美術の鑑定評価における価格評価の手法と手順等

#### 1. 価格評価の基本的事項

美術品の鑑定評価における評価額については、他国の例を見ると、その評価目的（相続や寄付、保険契約等における価格の算定等）に応じて異なる価格（適正市場価値、再取得価格、取得価格等）が採用されている。本ガイドラインにおける価格は、適正市場価値（Fair Market Value）とする。これは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち客観的な交換価値を示す価額をいうものとし、買い進みや売り急ぎがなかったものとした場合における価額をいう。その評価にあたっては、その価額に影響を及ぼすべきすべての事情が考慮される一方で、主観的な要因は排除される。

#### 2. 価格評価の手法

##### （1）取引事例比較法

取引事例比較法とは、多数の取引事例を収集の上、そのうち評価対象品と比較するのに適当と認める事例を選択し、当該事例に係る取引価格について、事情補正及び時点修正を行い、価格を求める方法である。具体的な内容については3.

（3）②イにて記載。

##### （2）精通者意見価格

精通者意見価格とは、精通者（専門家）の知見を用いて価格を求める方法である。本ガイドラインにおいては、「ガイドラインの目的」に鑑み、価格決定要因の明示や複数の精通者の関与による意思決定等、要件を新たに求めることとする。

具体的な内容については3. (3) ②口にて記載。

### (3) その他

現行の評価実務では（1）（2）以外の手法をとっている例は極めて少ないものの、今後、市場拡大に伴う美術品の資産としての在り方の変化により、新たな価格評価手法が一般化する可能性がある。その際にはそれら新たな手法の利用を排除することなく、本ガイドラインへの記載を検討することとする。

## 3. 価格評価の手順

美術品の価格評価にあたり、評価実務の基本的な手順は①評価対象となる美術品の確認、②評価関係資料の収集・分析、③評価者の決定、④評価価格の算定、⑤評価書の作成となる。なお、③評価者の決定については、①と同時に行われる場合もある。

評価書の作成の後に評価依頼者から異議申し立てがあつた場合等においては、異議の根拠となる資料を含む周辺資料の再収集や検討、価格形成要因の分析を反復して行う等して適正な評価価格の算定に努める。

### (1) 美術品の確認

美術品を実際に確認して、その存否及び内容を物的に照合する。確認にあたっては、実態と確認資料（（2）①参照）との異同、特に保存状態や修復履歴、作品来歴等について詳細に確認し、事績を明らかにしておくことに留意する。

### (2) 評価関係資料の収集・整理

評価関係資料は、当該美術品の評価価格を客観的かつ合理的なものとするための重要な基礎となるものであり、その収集及び整理は、後の評価作業への活用に支障がないよう、計画的かつ合理的に行う。

また、収集、整理した評価関係資料の活用にあたっては、その資料が偏向的なものではなく、信頼できるものであるかどうかについて十分に検討及び分析する必要がある。

#### ① 確認資料

確認資料は、美術品の物的確認に必要な資料であり、下記の情報について確認できるものを指す。

- ・作家名と生没年
- ・作品名と制作（印刷）年  
(ブロンズ作品等の場合は鋳造年、版画作品の場合は印刷年、エディション等)
- ・モチーフ（題材）
- ・メディウム（媒材）とサイズ
- ・来歴、入手方法
- ・文献所在歴
- ・展覧会歴、受賞歴
- ・保存状態、修復履歴
- ・サイン・印章

- ・指定鑑定機関証明書、鑑題シール
- ・共箱、共シール・共板 等

② 事例資料

事例資料は、評価方法の適用に必要とされる現実の取引価格に関する資料であり、具体的には取引事例比較法の適用に必要な取引事例等を指す。

③ 要因資料

要因資料は、価格形成要因の根拠となる資料で、取引事例比較法における価格調整要因の根拠資料や、精通者意見価格における価格評価の根拠等を指す。

(3) 評価者の決定、評価価格の算定等

①評価者の決定

評価者は、評価対象となる美術品の保有者及び評価依頼者、作家と一定の利害関係がないことが求められる。評価過程において客観性を損なうような他の者からの不当な圧力に屈せず、その独立性に疑義を持たれるような態度をとることのないようにしなければならない。

②評価方法の適用

イ 取引事例比較法

事例資料が収集可能な美術品については、基本的に取引事例比較法を適用する。

その際、可能な限り複数の事例を収集して当該美術品との類似性を検討し、評価根拠として採用すべき事例を少なくとも3点以上収集し、その選定理由を評価書に明記する。評価対象作品と最も類似している作品の取引価格を基準値とし、基準値より高く（又は低く）評価する理由を、他の事例資料や要因資料を用いた事情補正によって説明する。コンディション良好、来歴に問題がないことを前提として、最終的な評価価格は、基準値の上下20%以内に収まることが望ましい。

事例資料については、資料となる事例の売買時の事情（買い進みや売り急ぎといった事由）を考慮して選定し、必要に応じて事情補正をする。また、一般に公開されている資料を選定することが望ましいが、現時点で非公開の資料の場合はその写しを評価書に添付する。

事情補正及び時点修正が必要となる場合には要因資料を根拠として示す。

ロ 精通者意見価格

取引事例比較法をとることができない美術品については、精通者意見価格を適用する。その際、取引事例比較法をとることができない理由について、評価書に明記すること。

評価にあたっては、2年以上の評価実績を持つ評価者（精通者）が2人以上で評価にあたることとする。

価格評価にあたっては、まず評価作品の作家の展覧会歴等により参考価格を示すとともに、要因資料等により算定根拠を示してその評価価格に関する合理的な説明を明記する。示すべき資料がない場合には、その理由を併せて明記する。

(4) 評価書の作成

評価書は、公平かつ透明な評価がなされたこと（本ガイドラインに記載の基本的事項や手順に則って評価がなされたこと）を客観的に検証可能な形で明記する必要がある。

取引事例比較法を採用する作品については、以下の情報を明示する。

- ・査定価格の妥当性を示す類似作品（比較対象作品）の情報（作品選択理由、作品名、制作年、モチーフ（題材）、メディア・サイズ、来歴、入手方法、展覧会歴、価格、参考資料等）
- ・評価者の名前、所属、経歴（鑑定実績）、評価基準日

精通者意見価格を採用する作品については、以下の情報を明示する。

- ・評価根拠（参考資料等）
- ・評価者（精通者）の名前、所属、経歴、専門分野

#### 4. 再評価が必要となる場合

評価依頼者は、評価にあたり見落とされていた、もしくは新たに発見された資料（事例資料もしくは要因資料）をもって合理的な説明ができる場合に限り、異議申し立てを行うことができる。その場合、評価者は、再評価を行う必要がある。その際は、異議の根拠となる資料を含む周辺資料の再収集や検討、価格形成要因の分析を反復して行う等して適正な評価価格の算定に努める。

#### 5. 美術品の種類毎の方法論・留意点

美術品に関しては様々な分類が存在しており、その評価実態も様々である。本ガイドラインにおいては、価格評価における真贋鑑定の必要性が相対的に少ないとされる、近現代分野の美術品（おおむね 1870 年代以降に制作されたもの）について評価手法・手順を整理するものである。その他の分類において、本ガイドラインの手法・手順を適用することが評価の信頼性に繋がるとは限らない点について留意する。

#### 6. 本ガイドラインについて

本ガイドラインについては、我が国における美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の実態を踏まえ、市場拡大と価格評価の透明性・客観性担保の観点から、価格評価実務の実態も踏まえた不断の見直しを図ることとする。

# 文化庁シンポジウム「発見される日本から売り込む日本へ」 概要 1

文化庁シンポジウム

## 発見される日本から売り込む日本へ

—ポスト・コロナ時代を生きる日本文化のサステナブルな発展と継承—



日時：2024年1月30日[火]

15:00-18:00 (開場14:30)

会場：SHIBUYA QWS

(渋谷スクランブルスクエア 15階)

登壇者（敬称略・五十音順）

### 生駒 芳子

ファッション・ジャーナリスト／伝統工芸開発プロデューサー

### Seva Phillips

Head of Arts and Culture Finance, NESTA  
[National Endowment for Science, Technology and the Arts]

### 細尾 真孝

株式会社細尾 代表取締役社長

### 盛岡 笑奈

LVMH メティエダール・ジャパン ディレクター  
LVMHモエ ヘネシー・ルイ ヴィトン・ジャパン株式会社  
コーポレート アフェアーズ ディレクター

### 柳井 友一

secca 取締役 Chief Creative Officer

### 吉見 俊哉

國學院大學教授／文化経済部会座長

主催：文化庁

共催：SHIBUYA QWS (渋谷スクランブルスクエア株式会社)

80

協力：ブリティッシュ・カウンシル



# 文化庁シンポジウム「発見される日本から売り込む日本へ」 概要 2

## 【基調講演】

### 「文化芸術の創造的循環について」

吉見俊哉國學院大学教授

- 人口減少時代を迎える日本において文化芸術が課題解決に重要であり、それが文化芸術の循環となり、持続可能な発展にもつながる



### 「文化芸術団体のオルタナティブな資金源」

Seva Phillips, Head of Arts and Culture Finance, Nesta

- 文化芸術団体へのインパクト投資の実例 (Arts and Culture Impact Fund等) の紹介
- 投資経験から見たこと
  - ・文化芸術団体は野心的で柔軟性があり、資金を活用する意欲がある
  - ・インパクト投資への理解促進の必要性
  - ・事業計画や財務モデリングなどの運営支援の必要性
- 日本への導入に当たっては触媒的な（民間のリスクを低減する）政府資金の拠出、民間の投資家、コーディネーター役、文化芸術団体のニーズ調査等が必要



## 【パネルディスカッション】

- 日本の伝統工芸は世界で評価されているが、後継者不足など問題も多い
- 世界の舞台に乗るために、多様な専門性を持った人材によるチーム編成や、それらを長期スパンで支援できる体制作り、ファッションやデザインと結びついた新たな価値づけや、産業構造自体の転換等が必要
- 文化と経済は一体であり、他業種との連携・協業などによる文化芸術の価値づけによる発展が重要

# 文化芸術活動 と 経済 の 好循環 を 実現する 「創造的 循環」

# 文化芸術活動を一つの循環的生態系として見る。

見えてくるのは、

活動を産む「土壤」を豊かにする第1の創造的循環と、  
活動の価値を市場で高めていく第2の創造的循環が  
連動する未来の生態系だ。

文化審議会文化経済部会座長

吉見俊哉

國學院大學教授

東京大学名誉教授

古来、日々の生活の中で育まれてきた文化や、時代を超える美を表現してきた芸術は、その時代の経済や政治とも結びつきながら社会の豊かさの基盤をなしてきました。そこでは常に、二つの創造的循環、すなわち文化芸術を産む「土壤」を豊かにする第一の循環と、文化芸術の価値を市場の中で高めていく第二の循環が連動してきたことが見て取れます。「大地の耕作」を原義とする文化は本来、持続可能な社会への道の本流をなすもので、その本質は「土壤」を豊かにすることにあります。そうした「土壤」は、地域の町並みや価値ある建築から伝統的美術工芸、伝統芸能の営みまで、様々なジャンルの舞台芸術、楽器や演奏、大衆的な視覚表現の担い手たちの生活、さらには現代美術、映画、アニメーションやインターネット上の多様な芸術行為をめぐる権利処理などまでを含みます。

他方、そのような「土壤」が豊かであり続けるためには、そこから産み出された作品が市場で価値を持ち、広く世界に流通していくことが不可欠です。この二つの循環の結びつきこそが、文化と経済の好循環を可能にし、資金の確保から再投入への余地を生み出します。そして経済領域からすれば、この文化的循環を積極的に取り込んで、持続可能性や環境リスクへの対応を、文化芸術を介した新たな事業機会とすることもできるはずです。

文化芸術は、文化芸術基本法において「国民共通のよりどころとして重要な意味を持つ」とされているように、全ての人間活動の基盤です。気候変動や貧富の格差拡大、子供たちの教育機会やウェルビーイングへの関心の高まりなど、地球的課題を解決する必要性が認識されています。そうしたなかで、これまでの成長主義とは異なる、持続可能な社会を築く道筋をつけていくことが喫緊の課題です。まさにそのために、文化芸術はあらゆる政策の中核に据えられなければなりません。そのためには、我が国は文化芸術活動の「土壤」を整え、そこから生まれる循環を価値の高いものにし、二つの創造的循環を育成・強化し、最大効果を生む政策展開をしていくべきだと考えます。

# 世界の潮流「文化芸術を社会・経済の課題解決の中心に」

文化芸術は、経済だけでなく、社会的課題解決に重要という認識が世界的に広がっています。

## 1960年代 文化経済学

文化芸術は他の産業と比べて生産性の向上の余地が低く、相対的に高コストであるが、波及効果が高いので、その差額を支援する必要がある。ボーモル&ボーエン(1966)

→文化芸術は「守るもの」という認識が定着

## 1980年代 ニューパブリックマネジメント(NPM)の発展

行政のコスト削減と民間の活力の導入

→文化芸術への助成は削減対象へ

## 1990年代 クリエイティブ産業論

文化芸術は経済の源。文化芸術を振興することが経済の発展に寄与

→文化芸術の外部波及効果(手段的価値=本質的価値ではない)が重視される

文化芸術を中心(コア・核)に、  
クリエイティブ産業、関連産業、  
その他産業に広がっていくイメージ図

## 2010年代 ウェルビーイング

文化芸術は人々の幸福度を高める

→文化芸術の本質的価値自体を  
社会的価値・経済的価値と併せて高めていく方向に

Core creative arts  
Literature / Music / Performing arts / Visual arts

## 日本における展開

### 文化芸術を社会の中心に据える必要

文化芸術の基盤を形成し、  
社会に根差した持続的な発展を目指す必要

Other core cultural industries  
Film / Museums / Galleries / Libraries / Photography



文化を新たな成長産業としてとらえ、  
「文化と経済の好循環」の創出に向けた  
取り組みが進んでいます

Wider cultural industries  
Heritage services / Publishing and print media /  
Television and radio / Sound recording /  
Video and computer games



Related industries  
Advertising / Architecture / Design / Fashion

我が国の産業構造の成熟化に伴い、グローバル競争の中でいかに新たな付加価値を創出し、差別化を実現していくかが我が国産業競争力を決定づける重要な要素

となっている。文化を活かした新しいビジネスモデルやイノベーションの創出、自由で創造的な発想に溢れた人づくりなど、我が国産業競争力の強化という観点からも文化の重要性は増している。他方、人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化の影響等により、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足が指摘されている。昨今の経済情勢などからも、地域の文化を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっていることから、文化への投資を充実させていくためにも、文化が生み出す価値や社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や解決につなげていくことが重要である。

(文化経済戦略 2017)

文化芸術は、(略)全ての人間活動の基盤であり、21世紀の我が国は、この文化芸術からの視点をあらゆる政策の中核に据えていかなければならない。(略)気候変動や感染症パンデミック、災害リスクの増大、貧富の格差拡大や食糧危機、世界各地での紛争の多発、そして子供たちの教育やウェルビーイングへの関心の高まりという諸変化は、地球規模での近代化や経済成長が限界まで達し、私たちがこれまでの成長主義とは異なる仕方で持続可能な社会を築いかなければならないことを示している。

(文化経済部会報告書 2022)

韓国  
2017年12月  
金大中大統領就任演説  
“文化は、文化産業を起こし膨大な高付加価値を創出する21世紀の重要な基幹産業”  
1999年2月  
文化産業振興基本法制定  
2030年までにクリエイティブ産業をさらに500億ポンド成長させ、100万人の雇用を創出することを目標に掲げる政策ビジョンを発表。

フランス 2020年9月  
France Relance  
コロナ禍、2030年のフランスを築く「フランス復興計画」として発表。総額1000億ユーロの投資計画の2%（20億ユーロ）を「文化」に割り当てた。

UNCTAD  
Creative Economy Outlook 2022  
UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development)では、国連総会決議に基づき2021年にクリエイティブ産業とクリエイティブエコノミーに関する調査を実施、「クリエイティブエコノミーの社会的・政治的・経済的重要性の増大を認識し、その発展を支援するために世界各国で様々なアプローチが適用されている」とことを発表。

# “文化と経済の好循環”とは？

文化を起点に産業等他分野と連携した創造的活動によって新たな価値を創出し、その新たな価値が文化に再投資され持続的な発展につながるもの。文化芸術活動の基盤となる第1の創造的循環と、文化芸術の価値を高め広めていく第2の循環の連動により、継続的に資金が流れ込むことで、持続的・発展的に文化芸術が定着・深化していく。

## 第1の「創造的循環」

文化芸術が育つ舞台となる大地「土壤」の整備に関する循環。文化芸術を通じて社会を耕すことで「土壤」を作り、様々な活動の「場」を醸成し、「樹木」に当たる文化芸術やその担い手が豊かに育つ循環を作り上げる必要があります。日本は、様々な場所が固有の文化資源や文化芸術活動とともに息づいています。この中から文化芸術資源を発掘し、それを維持・活用していく仕組みを整え、その基盤である「土壤」を守り、豊かな国土を作っていくことにより、文化芸術資源を活性化させることができます。

### 1 創造的人材の持続的な育成

- ①文化芸術関係のワザを学修する仕組みの検討
- ②アーティストの就労環境の向上、活躍の場作り
- ③プロデュース人材の育成

### 2 「土壤」としての地域、場所

- ①地域芸術祭等の取組についてエコシステムを検証し、形成・活性化に有効な要素を補う方策の検討
- ②歴史的・文化的建造物を芸術文化活動のために的に活用し、地域に持続的に産業を育成する仕組みの整備
- ③(文化芸術カウンシル機能強化の一環として)歴史的建造物・文化的建造物等を活用して活性化のエコシステムを創る中間支援組織形成支援の検討
- ④海外富裕層の誘致・滞在・体験の促進の取組

### 3 マーケティング、プランディング、プロモーション

- ①発信強化の観点からの取組
- ②文化芸術カウンシル機能の強化によるグローバルなマーケティングの仕組みへの適応
- ③民間ベースの有力なプランディング活動の促進
- ④海外富裕層の誘致・滞在・体験の促進の取組
- ⑤世界を惹き付ける場作り、機会作り
- ⑥鑑賞者教育の強化の検討

### 4 ファンドレイジングと税制措置

- ①文化芸術領域への寄附促進パッケージ
- ②ファンドレイジングの観点から文化芸術施設と企業のマッチングを推進する実証的取組の推進
- ③美術館等とコレクターの関係強化（共同購入推進等も視野）の検討
- ④動画分野における制作拠点としての競争力向上のためのインセンティブの検討

### 5 文化芸術DXの推進

- ①デジタル化に伴う世界のコンテンツ消費構造の変化に対応した文化ビジネスのグローバル展開推進
- ②新たなテクノロジーの潮流（NFT、メタバースを含む仮想空間等）を捉えた、文化芸術振興に資する具体事例の創出や活用策の検討
- ③ブロックチェーン技術を活用した美術品の来歴情報等の蓄積に向けた取組

### 6 文化芸術活動と担い手に関する公的統計・データの充実とアーカイブ

- ①文化芸術関係の統計・データを政策目的に応じて段階的に充実
- ②国内アーカイブの連携及び「国立映画アーカイブ」の強化
- ③ナショナルコレクションの形成推進
- ④（アート市場の活性化を図るため）美術品価格の信頼性を高める市場インフラとして公的な鑑定評価制度の創設

### 7 グローバル市場への積極的な関与

- ①グローバルな「トップレベルのアーティスト等育成プラットフォーム」事業の確立・実施
- ②文化関連ビジネスのグローバル展開推進事業（CBXプロジェクトの推進）
- ③国立文化施設における国外文化施設とのパートナーシップ強化と国際的な認知度の向上
- ④世界展開を見据えた東アジアワードでの芸術発信・赤込み強化方策の検討

### 文化芸術のエコシステム作りの基盤

#### 文化芸術カウンシル機能の確立・強化

文化芸術の持続的発展のために、文化芸術事業を実施する事業主体が、自律的で持続可能な発展できるよう、課題の解決に向けた伴走型支援を実施。組織や事業に対し、集中的にコンサルティングを行い、効果を高める。その際、アカデミアやビジネスがもたらす経営やマネジメントなどの広い視点を取り込み、各国の事例を含め、文化芸術カウンシル機能についての調査・検証を行いながら、課題の解決方法を開発・実装していく。

プロモーション活動を強力に推進するための横断的な連携強化

日本の文化芸術およびソフトパワーの魅力をグローバルに広め、世界からの「憧れ」を生むとともに、国内において“担いたい”という意識が醸成されるよう、輸出型のプロモーション活動を推進。日本からの発信により、世界から高評価を得る流れを作る。関係省庁・機関、国内外の産業界との連携を強化し、それら各々の知見やネットワークを十分に活用しながら一丸となって横断的に取り組む。

## 第2の「創造的循環」

「樹木」（文化芸術）の価値を伸ばし、見える化し、国内外でその価値を更に高め、広めていく循環。

「樹木」の価値が高まり、果実が実ることで、社会全体が「樹木」を育てる意欲を燃えさせます。

そのためには、「樹木」の価値を評価し、情報を公開し、得られる利益が担い手や基盤に還元されいく仕組みの整備が急務です。

重要なことは、循環全体をエコシステムとしてデザインしていくことです。

そして、「土壤」の中に、国籍、性別、人種を問わず優れた人々を受け入れ、土壤の豊穣化とグローバルな発信を同時に進めることができるはずです。

（文化経済戦略 2017）

## グローバルで進む「文化芸術への資本投入」

経済社会の持続的な発展を目指す上で、文化に対する投資はこれまでなく重要となっていることから、民間資金による文化への投資を飛躍的に拡充させるとともに、文化への理解が高まることにより、跨文化の拡大を図っていく必要がある。すなわち、経済的なメカニズム、を文化振興のために効果的に活用することによって、文化の有する潜在性を開花させ、文化の継承や発展により確かなものとすることで、文化芸術立国に向けて国力を高め、国際社会において尊敬される存在としてのプレゼンスを確立していく必要がある。

（文化経済戦略 2017）

OECD  
The Culture Fix  
Creative People, Places and Industries 03/2022

“CCS (Cultural and creative sectors) は大きな成長の可能性を秘めた重要な経済分野”であり、経済全体のイノベーションに貢献することが、されている。また、“CCSの復興のために”CSから得る利益を最大化するためには、国や政府は、横断的なアプローチにより、①文化をコストではなく投資とらえること、②クリエイティブな専門家や企業に対して雇用や社会保障、イノベーション、ビジネス支援策の面で公平な競争の場を用意することなどが必要であるし、③社会的な結束やノーベル賞、健康、ウェルビーイング、環境や持続可能性等のより広い政策課題に不可欠な部分としてその主流に組み込む必要がある」とした（文化庁による翻訳）

経済・社会・テクノロジーの変遷を踏まえた新たなエコシステムの構築  
(文化芸術とビジネス・アカデミアの協働)へ

創造的循環を生み出すエコシステム作りのためには、具体的な課題を定め、経営マネジメントなど広い視点から知見の関与を促し、課題の解決方法を開発・実装していく活動が必要、アーティストや文化芸術事業者と、アカデミアとビジネスが協働する仕組みを作り出すことが必須です。（文化経済戦略報告書 2022）

## 参考URL

### 文化経済戦略

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunka\\_keizai/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunka_keizai/index.html)

### Creative industries sector vision: a joint plan to drive growth, build talent and develop skills

<https://www.gov.uk/government/publications/creative-industries-sector-vision/creative-industries-sector-vision-a-joint-plan-to-drive-growth-build-talent-and-develop-skills>

### France Relance

<https://www.gouvernement.fr/les-priorites/france-relance>

### UNCTAD Creative Economy Outlook 2022

[https://unctad.org/system/files/official-document/ditctsce2022d1\\_overview\\_en.pdf](https://unctad.org/system/files/official-document/ditctsce2022d1_overview_en.pdf)

### OECD The Culture Fix Creative People, Places and Industries 03/2022

<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/991bb520-en.pdf?expires=1705309924&id=id&accname=guest&checksum=80694C071D11F98CC39CF01C1F9D9D72>

## 文化審議会文化経済部会

文化審議会令(平成12年6月7日政令第281号)第6条第1項及び  
文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化審議会決定)第4条第1項の規定に基づき、  
文化審議会に文化経済部会を設置し、  
我が国の文化と経済の好循環に資する事項について調査審議を行う。



[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunka\\_keizai/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunka_keizai/)



# 文化庁京都移転後の取組

令和 6 年 3 月



# 文化庁 京都移転の経緯

平成28年3月

## 文化庁の京都移転が決定

「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）

- 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。

平成29年4月

## 文化庁地域文化創生本部を京都に設置【先行移転】

### 文化庁の京都移転の規模・移転先を決定

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（文化庁移転協議会決定）

- 文化庁・本庁を京都に置く。その職員数（定員及び定員外職員の数）は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むものとする。
- 現京都府警察本部本館を文化庁の移転先とする。

### 京都移転を想定して、文化庁の組織を再編（部制の廃止など）

### 京都移転シミュレーションを実施

### 京都府における文化庁の新庁舎整備工事の竣工



令和5年1～3月

### 京都府より京都庁舎を借り受け、執務環境の整備等を実施（庁内ネットワーク整備や机・椅子等の設置など）

令和5年3月27日

### 文化庁が京都に移転

令和5年5月15日

### 京都移転部署の職員の大半が京都で業務開始（京都で本格稼働）

# 「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」の設置と検討状況

**文化庁の京都移転を契機として、2025年大阪・関西万博への貢献も見据え、文化庁における食文化・文化観光施策それぞれについて、文化庁長官のリーダーシップの下、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、令和5年3月27日に、食文化推進本部・文化観光推進本部を京都に設置。**

## 食文化推進本部

### 【本部員】

本部長：文化庁長官  
本部長代理：文化庁次長  
副本部長：文化財鑑査官、審議官、文化戦略官  
事務局長：参事官（生活文化創造担当）  
本部員：参事官（生活文化連携担当）ほか関係課長  
オブザーバー：農林水産省 外食・食文化課長、  
近畿農政局経営・事業支援部長 ※ 農林水産省と連携

## 文化観光推進本部

### 【本部員】

本部長：文化庁長官  
本部長代理：文化庁次長  
副本部長：文化財鑑査官、審議官、文化戦略官  
事務局長：文化資源活用課長  
本部員：参事官（文化拠点担当）ほか関係課長  
オブザーバー：観光庁 観光資源課長 ※ 観光庁と連携

令和5年3月28日 食文化推進本部会合開催

4月 4日 文化観光推進本部会合開催

4月19日 「地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について」（各都道府県・指定都市宛 文化庁長官通知）  
→ 各地方公共団体に対し、両本部の設置について周知するとともに、関係部局横断での推進体制や特色ある取組について、文化庁との連携の観点から、情報提供を依頼

6月27日 食文化推進本部・文化観光推進本部合同会合開催（石川県、京都府、京都市からヒアリング）

令和6年2月 5日 食文化推進本部・文化観光推進本部合同会合開催

（主催イベント）

令和6年1月12日 シンポジウム「京都から日本の夜の価値創造を考える」の開催（文化観光推進本部、京都市と共に）

1月27日 和食ユネスコ無形文化遺産登録10周年記念セミナー（食文化推進本部主催）

2月～3月 京料理の体験イベント開催（食文化推進本部主催）

# 食文化推進本部を核とした食文化振興施策の加速化による地方創生の促進

ユネスコ無形文化遺産登録を目指す「伝統的酒造り」や「大阪・関西万博」等を見据え、文化庁京都移転を機に設置した**食文化推進本部**を核として、日本の食文化の更なる振興や魅力の発信を図り、**地方創生に繋げる**。

## 1. 食文化の魅力発信等の強化

文化庁食文化推進本部において、**我が国の食文化の明確化・価値化をより一層推進**するとともに、食文化振興の機運醸成に関する主催・共催型イベント等を開催するなど、**国内外への我が国の食文化の魅力発信を強化**する。

- ・ユネスコ無形文化遺産への登録実現も見据え、「伝統的酒造り（日本酒、焼酎・泡盛等）」の魅力発信を強化（著名人を用いた発信、他のユネスコ無形文化遺産とコラボしたイベントの実施等）
- ・各地域における食文化振興に向けた機運を更に高めるため、食文化推進本部を設置した地方公共団体等と連携し、情報提供・発信を強化
- ・日本各地の食文化について引き続き文化財登録や発信を積極的に推進するとともに、食文化分野での重要無形文化財指定も視野に入れた調査研究を実施



「伝統的酒造り」シンポジウム



登録無形文化財  
「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」

## 2. 食文化に関する顕彰の充実

食文化の更なる振興に向け、**食文化関係者の地位向上**を図るとともに、**国民の食文化への「気づき」を提供する**観点から、食文化の顕彰に係る調査研究を開始し、食文化に関する顕彰の充実に向けた取組を進める。



文化庁長官表彰に加え、食文化に関する顕彰制度の充実

※この他、全国各地の食文化の調査・認定事業等の継続的な推進や、食文化を活用した観光コンテンツの創出等に取り組む。



日本テレビ  
「世界一受けたい授業」での紹介



パリでのおぼろ昆布かきの  
実演・試食

# 文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ



歴史・文化の豊かな京都の地から文化庁ならではの地方創生を実現するため、地域の宝である文化財について、官民連携で新しい価値を創造し、持続可能な活用を推進

## 文化観光推進本部の機能強化

- 京都文化庁に、関係課で連携して、文化財の活用（観光活用、資金調達等）に関する民間人材を配置。官民連携で新たな価値を創造するため、文化財の専門職員である文化財調査官とともに、全国各地への伴走支援の実施に向けて機能強化
- 京都文化庁に、文化財の活用に関する相談窓口を設置するとともに、活用に関するセミナーを全国で開催

## 文化財を高付加価値化する事業の創設

- 機能強化した京都の文化庁が旗を振って、文化財を高付加価値化して活用するためのコンテンツ造成事業を創設 → ①
- 活用のために必要な文化財建造物の改修、多言語化などインバウンドの滞在快適性等向上する整備の支援を充実 → ②
- これらの活用を一過性で終わらせないため、民間人材によるコーチング、資金調達（寄付や融資）への伴走を実施し、持続可能な好循環の構築を実現

## サステナブル・レスポンシブルな観光に資するモデルを 京都の文化庁から 構築、発信



### （参考）観光と文化の「京都モデル」

文化と地域コミュニティの継承・発展に向けて、観光を好循環を生み出す「プロモーター」となるべきものと位置づけ、行政による下支えのもと、観光と文化の力でSDGsの達成を目指すモデル。

（国連 観光・文化京都会議2019で発信、世界から高く評価）



#### 京都モデルの実践例



##### 二条城（世界遺産・国宝）

官民連携のユニークベニュー活用により、新たな客層を開拓。収益を文化財修理に充当。



##### 旧三井家下鴨別邸（重要文化財）

地域の老舗料理屋による朝食体験や、夜間開館、一棟を貸し切る高付加価値化で収入拡大、地域へ経済波及。

# ①全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

令和6年度予算額（案）

724百万円（国際観光旅客税財源）



※詳細調整中

機能強化した京都の文化庁が伴走し、文化財を高付加価値化して活用するためのコンテンツ造成を支援します！

## 背景・課題

- インバウンドの地方誘客を進める上では、我が国の宝である文化財は観光立国推進の切り札であるが、
  - ・これまで活用に取り組んでいない文化財の掘り起しや、
  - ・これまでない内容・方法で堪能できるコンテンツなど、高付加価値旅行者の知的好奇心を満たすような上質で思い切った活用が進んでいない。
- 文化庁京都移転を契機として、文化庁ならではの地方創生を実現するため、官民連携により文化財の高付加価値化を推進する必要。

## 事業内容

- 国宝・特別史跡などの国指定等文化財について、上質で思い切った活用（特別な歴史体験、夜間活用、ユニークベニュー等）を図り、インバウンドの旺盛な知的好奇心を満たす高付加価値なコンテンツ造成を実施し、活用から保存への再投資を図る。
- その際、活用が表面的なものに終わらないように、文化庁（本質的価値との両立等の観点）や専門家（具体的な活用プランや資金調達等の観点）が伴走支援を行いつつ、所有者等の意識改革のためのセミナー等を実施するなど、パッケージで取組を推進。

補助

伴走支援



- 文化財調査官による専門的助言（本質的価値と活用の両立等の観点）

文化庁

委託



- セミナー開催
- 成果とりまとめ
- コーチング（将来的な商品化の観点）

特別な歴史体験

京都府 | 二条城



二之丸御殿においてAR・VRを活用し、大政奉還を多言語で再現することで、史実に基づく歴史体験（Living History）を提供。

夜間活用

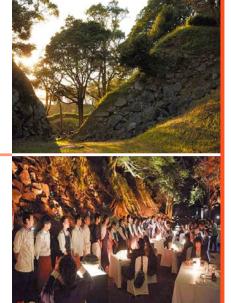
愛媛県 | 大洲城



復元された木造天守に宿泊し、滞在を通じて地域の伝統芸能・工芸・食を堪能。雇用創出・文化財への収益還元を実現。

ユニークベニュー

佐賀県 | 名護屋城跡



城跡で地域の食材や有田焼を活用した野外レストランを実施、厳しい規制のかかる特別史跡の積極的な活用に挑戦。

取組イメージ

## ②高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

令和6年度予算額（案）

946百万円（国際観光旅客税財源）



※詳細調整中

活用のために必要な文化財建造物の改修や、美観向上整備、活用環境の強化を支援します！

### 背景・課題

- モダン建築をはじめとする文化財を活用した宿泊施設や、美術館・博物館等の文化施設は、外国人旅行者を満足させる上質な施設としての整備が期待されている。
- また、伝統的建造物群保存地区や史跡など、外国人旅行者が滞在する文化財において、宿泊機能の整備、多言語対応、洋式トイレの整備等が進んでおらず、上質な体験やエリアの魅力を十分に伝えきれていない。

### 事業内容

- 国指定等文化財の魅力向上につながる高付加価値化改修、美観向上整備、活用環境強化を支援することで、建造物自体の魅力向上、美術工芸品の公開活用、観光客の滞在快適性向上を図る。



### 1 文化財の高付加価値化改修

高付加価値化された宿泊・飲食・集客施設として活用するため、計画の策定から改修工事までを支援

#### 補助率・ 上限額

- 補助対象経費の1/2、条件に応じて最大2/3まで加算
- 上限は2億円（付帯設備の新築はそれぞれ上限2千万円）

#### 主な要件

- 国指定等文化財建造物であること
- 観光関係者と共同で計画を策定すること

#### 補助率・ 上限額

- 補助対象経費の1/2、条件に応じて最大2/3まで加算
- 上限は5千万円（付帯設備の新築はそれぞれ上限2千万円）

#### 主な要件

- 国指定等文化財であること
- 外国人観光客の入れ込み数の目標値等を設定していること

### 2 文化財の美観向上整備、活用環境強化

外観等の美装化、内装等の活用整備、鑑賞環境の整備を支援（活用に必要な付属施設の整備は、新築も可能。）

明治生命館  
(重要文化財・東京都千代田区)



元々執務室だった空間に美術館を移転。古典主義様式の傑作を活用した東洋古美術の魅力的な鑑賞空間に。



【写真提供】  
株式会社TOREAL  
藤井浩司

### 高岡市・金屋町重伝建地区



築100年の古民家をリノベーションし、特産の鑄物作品の魅力を体感できる一棟貸しの高付加価値ホテルを整備。



【写真提供】  
STUDIO DUCK  
内山昭一

# 京都移転を契機とした地方公共団体等における文化庁と連携した主な動向

地方公共団体において、独自の文化芸術を推進するための計画策定等を通じ、地方の実情に即した文化芸術活動に関する施策を積極的に推進することが重要であり求められている。**京都移転を契機に、文化庁との連携を一層深め、地方創生・地域活性化に資する文化芸術を振興する取組が進められている。**

## 文化庁とともに実施した取組

### 京都府・京都市

若手職員による共創・連携活動の開始（令和5年7月14日）

国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興の観点から、文化庁は京都府・京都市の若手職員と一緒に共創・連携活動を開始。  
その後、10月には丹波漆の産地訪問、2月には、専門家による漆の講義を実施。

### 関西広域連合・関西経済連合会 文化庁連携プラットフォーム

文化庁と関西の自治体・経済界との間で共同宣言を採択（令和5年7月20日）  
関西全体で、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組む。

- ・観光と文化芸術～文化資源を磨き上げてインバウンドの中核コンテンツに
- ・産業と文化芸術～文化によるインパクトある新たなものづくり
- ・暮らしと文化芸術～日本の暮らしの文化の継承・発展
- ・まちづくりと文化芸術～文化芸術は地方創生の起爆剤

関西経済連合会に対し、共同宣言を踏まえ、アートと音楽フェスの融合的取組など、文化芸術分野での連携した取組の推進を提案（令和5年11月30日）

### 滋賀県

若手職員による意見交換の開始（令和5年11月27日）

国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興の観点から、文化庁は滋賀県・大津市の若手職員と一緒に石山寺を訪問し、文化資源を生かした観光振興について意見交換。

## 独自に実施した取組

### 石川県

「石川県文化観光推進本部」「石川県食文化推進本部」の設置（令和5年4月14日）

文化庁の文化観光推進本部、食文化推進本部の設置に呼応し、新幹線県内全線開業を控える中、部局間の連携により、DXやGXも進めつつ、石川の特長である文化の厚みや食文化を最大限活用し、インバウンド需要拡大も含めた観光振興、産業振興を図ることで、**石川型の地方創生を目指す**。

### 滋賀県

「国・県文化連携担当」を設置（令和5年4月18日）

文化庁の京都移転を契機に、文化庁と緊密に連携して関係する取組を効果的に進めるため、新たに「国・県文化連携担当」を3名設置（次長級1名、課長級1名、参事級1名）。

# 京都移転を契機とした文化振興の新たな展開

文化庁の京都移転を契機とし、2025年大阪・関西万博に向け、食文化や文化観光をはじめ、“伝統×創造”により新たな価値を生み出すなど、**京都を中心に新たな文化振興を展開し、地方創生を図るとともに、広く世界に発信**

## 文化観光の推進

【予算額（案）：24億円】

[+補正5億円、国際観光旅客税財源81億円]

地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進等を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出

- ・文化観光拠点・地域の整備等を促進
- ・日本遺産の魅力向上・発信による地方創生を推進
- ・大阪・関西万博に向けた文化資源の活用推進【補正】  
(国際観光旅客税財源事業)
- ・全国各地の魅力的な文化財の高付加価値化
- ・高付加価値化された文化財への改修・整備  
※文化観光推進本部の機能強化と併せた文化財活用パッケージの展開
- ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 etc

## 食文化など生活文化振興

【予算額（案）：17億円】

[+国際観光旅客税財源も活用]

食文化を含む生活文化の継承、新たな価値の創造や魅力の発信による振興

- ・食文化機運醸成事業  
※食文化推進本部による地域・省庁と連携した発信と併せて推進
- ・生活文化創造・戦略展開事業 etc

## 地域文化の振興

【予算額（案）：100億円】

[+補正20億円、国際観光旅客税財源も活用]

地域における特色ある文化芸術拠点の形成や、地域伝統行事の取組の推進による地域活性化

- ・地域文化共創基盤の構築
- ・現代的課題に対応した劇場・音楽堂の総合的な機能強化の推進
- ・地域伝統行事等への支援 etc

## 芸術文化の振興

【予算額（案）：152億円】

[+補正71億円]

舞台芸術、映画・マンガ・アニメ等のメディア芸術、アート等の振興・発信強化を通じ、国際的な評価を向上

- ・舞台芸術等総合支援事業
- ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進
- ・クリエイター育成・文化施設高付加価値化支援【補正】etc

## 文化財の保存と活用

【予算額（案）：445億円】

[+補正196億円、国際観光旅客税財源も活用]

地域の誇りである文化財について、保存と活用の好循環を促進し、地方創生を推進

- ・国宝重文建造物保存修理
- ・重文等防災施設整備
- ・文化財の強靭化【補正】 etc

## 国内外への発信強化

【予算額（案）：2億円】

[+補正5億円、国際観光旅客税財源も活用]

全国の文化資源の魅力を国内外に発信し、より多くの人の文化体験につながる環境を整備

- ・日本文化の魅力発掘・発信
- ・文化遺産オンライン構想の推進
- ・舞台芸術のデジタルアーカイブ化の推進 etc

※予算額については一部重複計上あり。

我が国文化の魅力の再発見・磨き上げ・発信  
▶インバウンド・地方誘客の拡大による地方創生

# 參考資料

---

## 【参考】関連文書抜粋

---

### 「政府関係機関移転基本方針」（抜粋）

（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）

外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。

### 新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて（抜粋）

（平成29年7月25日 文化庁移転協議会）

#### 4. 本格移転に向けて

##### （1）本格移転における組織体制の大枠

本格移転後は、本庁・京都と東京とで、おおむね以下のように業務を分離するものとする。

- ・文化庁・本庁を京都に置く。
- ・本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- ・本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

具体的には、文化政策の新たな展開を目指し、(a)長官直属の企画・発信、(b)国内外への日本文化の戦略的発信、(c)大学との連携を生かした文化政策調査研究、(d)科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽支援など新文化創造、(e)食文化等の生活文化振興、(f)文化による地方創生、(g)文化財、(h)宗務等に関する政策の企画立案及び執行に係る業務を本庁で行うこととし、その職員数（定員及び定員外職員の数）は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得<sup>96</sup>がら、250人程度以上と見込むものとする。

# 文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について (令和5年3月8日 文化庁移転協議会)

## 1. 移転に向けた準備状況

文化庁の京都移転については、平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）において政府の方針として決定された後、文化庁移転協議会において、具体的な移転の時期や場所、体制等について確認しながら準備を進めてきたところである。

このうち、移転の時期については、2018（平成30）年から設計・建設が進められた庁舎整備の工期延伸の影響を受けたものの、令和4年度中の本格移転へ向けて準備を進めた結果、京都の新庁舎において、2023（令和5）年3月27日から文化庁長官をはじめとする一部職員が、残る職員が大型連休明けの5月15日から、それぞれ業務を開始することとなった。

現在、昨年12月28日に庁舎が竣工し、本年1月4日から、文化庁において庁内ネットワークの構築や机・棚その他機材等の搬入・設置といった執務環境の整備を進めており、前述の予定どおり業務開始ができる状況が整いつつある。

## 2. 移転決定後の文化行政や社会状況等の変化

平成28年の政府決定以降、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化庁において様々な施策に取り組むとともに、その推進にあたって配慮しなければならない社会状況等の変化も新たに生じている。

例えば、平成30年の文化財保護法改正では、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図るとともに、令和3年にも同法を改正し、無形文化財の登録制度を創設したところである。また、2019(平成31・令和元)年には、フランスのノートルダム大聖堂や首里城が火災により大規模な被害を受けたことから、これを機に政府をあげて、文化財を火災等から守るための対策の強化が図られている。そして、令和3年12月には、我が国の貴重な文化財を後世に確実に継承していくための5か年計画、いわゆる「文化財の匠プロジェクト」を策定し、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築に取り組んでいるところである。

さらに、2025年国際博覧会の開催がいよいよ迫ってきている。平成30年に開催国が日本に決定され、その後、令和2年の閣議決定に基づき、大阪・関西万博を契機とした多様な文化、価値観の重なりの創出に取り組むことや、大阪・関西万博の成功に向けて政府と大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした地方公共団体、経済界等が一体となって取り組むことされている。文化庁としても、内閣総理大臣を議長とし関係府省庁で進める「日本博2.0」を実施し、我が国の文化芸術や日本の美と心を国内外へ発信するとともに、食文化をはじめとする生活文化や文化観光などの振興を強く進めていくことが求められている。

一方、令和4年夏以降、旧統一教会を巡る課題が社会的に大きく取り上げられ、国会における審議が行われるなど、文化庁として関係府省庁とともに喫緊に取り組まなければならない問題も新たに生じており、その解決に向けて迅速かつ的確に対応することが求められている。

## 3. 移転に向けた更なる対応

これまでの政府や文化庁移転協議会での決定内容に基づき、予定どおり対象となっている組織を移転し、この春をもって文化庁の京都移転を完了させる。なお、これに加えて上記2. の最近の状況等を踏まえ、当面する課題に支障なく対応できるよう、その移転完了後、下記の対応を講じることとする。

### (1) 文化庁の更なる機能強化等について

京都移転を契機として、文化庁長官のリーダーシップの下、庁全体の政策企画・調整機能を更に強化するために長官の補佐体制を整えるとともに、多くの関係課が関わる「食文化」及び「文化観光」行政については、その企画立案機能を強化するため、従前の「地域文化創生本部」を発展的に見直し、長官をトップとした関係課長・参事官からなる「食文化推進本部（仮称）」及び「文化観光推進本部（仮称）」を京都に設置する。

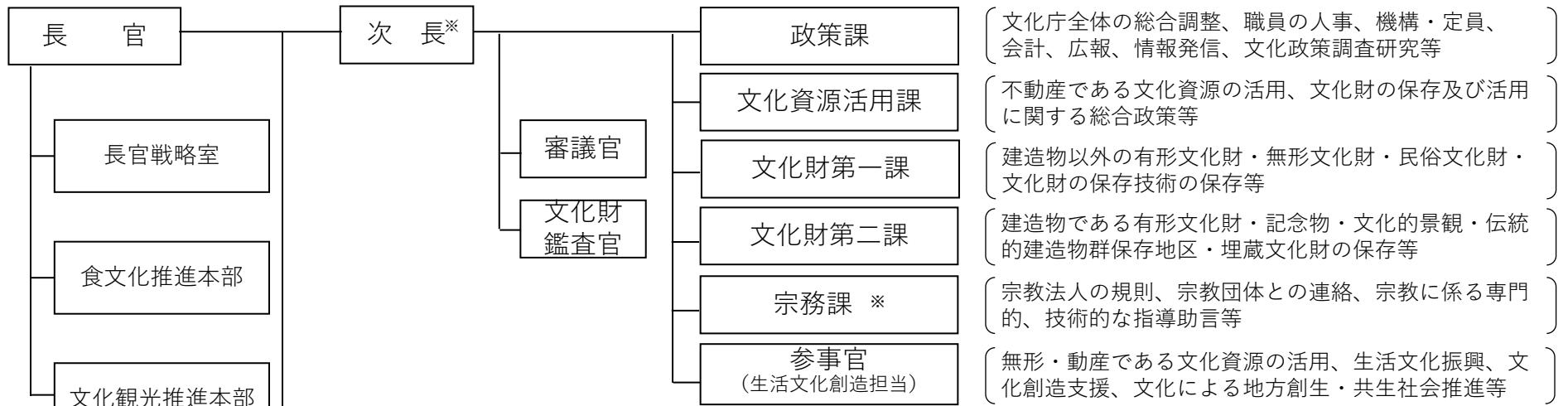
なお、こうした機能強化にあわせて、これまでの参事官の担当名称を整理し変更することとする。

### (2) 宗務課等に関する暫定経過措置について

宗務課等は京都移転の対象とされてきたところであるが、現在、旧統一教会を巡る課題への対応等に取り組んでいる職員については、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切りがつくまでの間、暫定的に東京で勤務を行うこととする。

# 令和5年3月27日以降の文化庁の体制

## 【京都】



## 【東京】



※ 業務に一定の区切りがつくまでの間、東京において勤務する予定

## 岸田内閣総理大臣 挨拶

「…いよいよ明日から文化庁は業務を開始いたします。中央省庁の初の本庁の移転です。これまでの関係者の皆様方の御尽力に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

政府といたしましては今回の移転を機に、京都を中心新たに文化振興に取り組んでいきたいと考えております。

…また2025年には大阪・関西万博が開催されます。今回の移転を機に、伝統×創造で日本を元気に、という思いで、都倉文化庁長官のイニシアティブの下、京都から食文化や文化観光などを始め、新たな価値を生み出し、広く世界に発信していきたいとも考えております。…」

※首相官邸HP ([https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202303/26bunkatyou.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202303/26bunkatyou.html)) より抜粋

# 京都移転後の取組

令和5年3月

3月27日 除幕式 【京都で新・文化庁の業務開始】  
岸田内閣総理大臣・永岡文部科学大臣より訓示  
長官戦略室、食文化推進本部、文化観光推進本部を設置

3月28日 食文化推進本部初会合を開催



令和5年4月

4月 4日 文化観光推進本部初会合を開催

4月19日 「地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について」（各都道府県・指定都市宛文化庁長官通知）

令和5年6月

6月27日 食文化推進本部・文化観光推進本部 合同会合開催（石川県、京都府、京都市からヒアリング）

令和5年7月

7月14日 文化庁・京都府・京都市の若手職員による共創・連携活動 第1回ミーティング開催  
(7月17日に祇園祭・山鉾巡行においてボランティアとして参加。)

令和5年9月

9月8~9日 京都府等主催 文化庁京都移転記念事業「きょうハレの日、」に参加  
(記念式典及び記念コンサートで都倉長官が演奏及び指揮。サテライト会場において100年フードの政策をPR。)

令和5年10月

10月23日 文化庁・京都府・京都市の若手職員による共創・連携活動 丹波漆の産地訪問  
(京都府主催において福知山市のNPO法人丹波漆へ訪問し意見交換を実施。)

令和5年11月

11月27日 文化庁・滋賀県・大津市の若手職員による意見交換 石山寺訪問  
(石山寺において文化観光等について意見交換。)

令和6年2月

2月 5日 文化庁・京都府・京都市の若手職員による共創・連携活動 第2回ミーティング開催  
(京都市産業技術研究所の専門家による漆の講義と意見交換。)

# 地方公共団体に対する情報提供

## 「地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について」

(令和5年4月19日付 各都道府県・指定都市宛 文化庁長官通知 抜粋)

…本年3月27日からは、京都における新しい文化庁の業務を開始するにあたり、文化庁長官の下に新たに「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」を設置したところです。

両推進本部は、2025年の大阪・関西万博も見据え、庁内の多くの関係部署が関わる「食文化」及び「文化観光」施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、農林水産省や観光庁等の協力も得ながら総合的かつ効果的に推進するものです。

今後、両推進本部では、「食文化」及び「文化観光」に係る施策の全国展開を図ることをメインテーマとして、現行施策の確認・共有を図り、2025年の大坂・関西万博をターゲットにした取組の検討をはじめ、全国各地において、食文化や文化観光の推進を通じた地方創生に取り組むとともに、地方公共団体等との更なる連携方策についても検討することとしております。

既に、こうした取組を参考にして同様の組織を設置する地方公共団体があるなど、地域における検討や取組が進みつつあることを踏まえ、各地方公共団体において、食文化や文化観光の一層の振興に向けて、関係部局横断で施策を推進する体制を整えたり、地域の特徴を活かした特色ある取組を行ったりする場合には、文化庁としても連携しながら関係施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、…情報提供くださるようお願いします。…

## 概要

国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興の観点から、地方公共団体や関係機関等との連携促進の一環として、文化庁は京都府・京都市の若手職員と一緒に共創・連携活動を実施。

## 第1回ミーティング

祇園祭にボランティアとして参加する3機関の若手職員を中心に、祇園祭の関係者等からのお話を伺うとともに意見交換を行い、祇園祭の歴史や文化についての理解を深めました。

・日 時：7月14日（金）13時00分～14時00分

・場 所：文化庁京都庁舎 情報発信室

・参加者：文化庁・京都府・京都市職員 ※東京勤務の文化庁職員は、オンライン参加

本ミーティングに参加する職員の内、有志10名程度は、7月17日（月・祝）の祇園祭・山鉾巡行において、山鉾の曳き手・舁き手（長刀鉾）、給水等のボランティアとして参加。

## 丹波漆の産地訪問

3機関の若手職員を中心に、福知山市の漆の産地を訪問するとともに、NPO法人丹波漆にて関係者と意見交換を行いました。

## 第2回ミーティング

丹波漆の産地を訪問した3機関の若手職員を中心に、京都市産業技術研究所の漆の専門家からお話を伺うとともに意見交換を行い、丹波漆の歴史や文化についての理解を深めました。

・日 時：2月6日（火）

・場 所：文化庁京都庁舎 情報発信室

・参加者：文化庁・京都府・京都市職員

令和5年7月20日、「関西広域連合と関西経済連合会との意見交換会」において、文化庁と関西の自治体・経済界との共同宣言を採択。関西全体で、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組む。

- 文化庁の京都への全面的な移転では、国内外の多くの人々を魅了する文化資源が数多く存在する関西で、その機能を強化しながら業務を開始し、日本全国の文化の力による地方創生の大きな一步を踏み出した。
- 2025年には大阪・関西万博が開催される。文化芸術に関するこれまでの取組を更に進め、新たな価値を生み出し、日本の美や心を関西から世界に発信する絶好の機会となる。さらに、官民一体となって我が国の文化芸術の国際発信とグローバル展開にビジネスの観点を取り入れて戦略的に取り組むCBX（Cultural Business Transformation）を推進する。
- 文化庁、関西広域連合、関西の経済界が一体となって、行政、経済、教育、文化芸術等の関係団体や地域住民などと連携しながら、オール関西で、次のような取組を展開する。

### ■観光と文化芸術～文化資源を磨き上げてインバウンドの中核コンテンツに

文化の活用から保存への持続可能な好循環のモデルを全国に、「日本博2.0」の全国展開やそのレガシーの着実な継承・発展、国内アート市場の活性化による世界的なアート市場としての確立 等

### ■産業と文化芸術～文化によるインパクトある新たなものづくり

日本の文化を生かすとともに、これまでの伝統産業やものづくり文化にデジタル技術を組み合わせるなどして、新ビジネス創出につなげ、文化による産業振興や国際市場への展開に向けた取組を深化 等

### ■暮らしと文化芸術～日本の暮らしの文化の継承・発展

日本の暮らしの文化の次世代へ着実に継承、新たな価値の創造やその魅力の発信 等

### ■まちづくりと文化芸術～文化芸術は地方創生の起爆剤

伝統（古典）文化から現代アートまで、更なる文化の融合、建築文化の価値の確立、劇場・音楽堂等をコミュニティの核として、誰もが文化芸術に親しめる環境の整備 等

令和5年7月20日

文化庁長官

関西広域連合広域連合長

関西経済連合会会長

都倉 俊一

三日月 大造

松本 正義

文化庁連携プラットフォーム共同代表

京都府知事

京都市長

京都商工会議所会頭

西脇 隆俊

門川 大作

塙本 能文

# 関西経済連合会との連携

「文化と経済の好循環」実現のため、昨年7月の共同宣言に基づき、関西経済連合会との連携を以下の通り推進。

## ◎関西経済連合会都市・観光・文化委員会講演会への文化庁幹部出席等

7月6日 大阪開催、テーマ：「文化×経済」、文楽活性化 長官他文化庁幹部、角副会長他関経連幹部等約70名出席

10月26日 京都開催、テーマ：伝統文化と現代の融合、日本遺産琵琶湖疎水船視察

文化庁幹部、角副会長他関経連幹部等約50名出席

12月20日 神戸開催、テーマ：アートと経済の融合、ナイトタイムエコノミー

長官他文化庁幹部、金花副会長他関経連幹部等約80名出席

## ◎関西経済連合会幹部による文化庁主催国際シンポジウム参加及びサマーソニック2023大阪会場視察（8月18日）

松本会長はじめ関西経済連合会幹部が大阪で開催された音楽とアートの融合に関するシンポジウム、サマーソニック会場を視察。

## ◎文化庁より関西経済連合会に対し、文化芸術分野での具体的な取組の推進を提案（11月30日）

昨年7月の共同宣言を踏まえ、①アートと音楽フェスの融合的取組、②日本版グラミー賞の創設、③関西由来の伝統芸能及び関連文化施設の事業強化、④町家や近現代建築等、関西が持つ街並みの魅力を継承・発展させる取組、⑤ナイトタイム・エコノミーの実現、⑥我が国ソフトパワーの世界への強力な発信、などについて提案。



## 令和6年度 文化庁予算(案)の概要

	前年度予算額	令和6年度 予算額(案)	△ 減 額	△ 増 額	△ 減 率
文化庁予算	1,061億円	1,062億円	1億円	0.1%	

※デジタル庁一括計上分含む。

※国際観光旅客税財源充当事業:81億円(40億円)(別途計上)

※令和5年度第1次補正予算として302億円を計上。

( )内は令和5年度予算額

【 】内は令和5年度補正予算額

## 継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化

445億円(447億円)  
【201億円】

## 文化財修理・整備・活用、防災対策等

256億円(257億円)  
【196億円】

- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
- ・歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業
- ・重要文化財等防災施設整備事業
- ・文化財保存技術の伝承等

113億円(113億円)  
【 56億円】  
51億円(53億円)  
【 36億円】  
23億円(20億円)  
【104億円】  
5億円( 5億円)

## 多様な文化遺産の公開活用の促進等

188億円(191億円)  
【 5億円】

- ・無形文化財の伝承・公開
- ・史跡等の買上げ
- ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業
- ・日本遺産活性化推進事業
- ・国立アイヌ民族博物館の運営等

7億円( 7億円)  
100億円(100億円)  
4億円( 4億円)  
7億円( 7億円)  
16億円(16億円)

## グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実

219億円(215億円)  
【 76億円】

## 文化芸術のグローバル展開等による創造的循環の創出

16億円( 16億円)  
【 1億円】

## 舞台芸術等総合支援事業

94億円( 94億円)  
【 5億円】

## 障害者等による文化芸術活動推進事業

4億円( 4億円)

現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

27億円(新規)  
【10億円】

日本映画の創造・振興プラン

12億円(11億円)

メディア芸術の創造・発信プラン

9億円( 7億円)

地域文化共創基盤の構築

11億円(11億円)

文化芸術による創造性豊かな子供の育成

85億円(84億円)  
【11億円】

・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(※)

55億円(55億円)

・劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業(※)

10億円(新規)  
【10億円】

・文化部活動改革～部活動の地域連携や地域文化クラブ

5億円( 4億円)  
【 1億円】

活動移行に向けた環境の一体的な整備～

・伝統文化親子教室事業

15億円( 15億円)

※ 他事業への計上分含む

【このほかクリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援(5年の基金の3年分) 60億円】

## 文化振興を支える拠点等の整備・充実

359億円(355億円)  
【 20億円】

## 国立文化施設の機能強化等

323億円(324億円)  
【 20億円】

・運営費交付金

322億円(320億円)

・施設整備費

1億円( 4億円)  
【20億円】

文化拠点機能強化・文化観光推進プラン

18億円( 19億円)

博物館機能強化の推進

4億円( 4億円)

国語施策の充実

2億円( 1億円)

DX時代の著作権施策の推進

3億円( 2億円)

宗務行政の推進

3億円( 0.3億円)

(参考1) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計において、被災ミュージアム再興事業2億円を計上。

(参考2) (組織) 文部科学省において、「外国人に対する日本語教育の推進」16億円を計上。【1億円:文化庁計上】

# 継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化

令和6年度予算額(案)

445億円

(前年度予算額)

447億円

【令和5年度補正予算額】

201億円



地域の誇りである文化財について、継承の危機から脱却するため、修理・整備・活用の緊急強化、防災対策等の強靭化を推進するとともに、「文化財の匠プロジェクト」の充実による修理人材の養成や用具・原材料の確保、世界文化遺産・日本遺産等の抜本的活用を促進し、地方創生を推進する。

## 1. 文化財修理・整備・活用、防災対策等

25,615百万円（25,658百万円）  
【令和5年度補正 19,609百万円】

○国宝・重要文化財等の修理・整備の緊急強化、防火・耐震対策による強靭化を推進するとともに、文化財保存技術の伝承のため、「文化財の匠プロジェクト」を推進する。

### 【R6予算案の主な事業】

- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
- ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
- ・重要文化財等防災施設整備事業
- ・文化財保存技術の伝承等
- ・文化財保存等のための伝統技術継承等事業
- ・国立文化財修理センターの整備に向けた調査研究 等



屋根を苔が覆い、葺材の劣化が進行  
【国宝 金剛峯寺不動堂（和歌山県高野町）】



大型地震により石垣が崩壊  
【特別史跡 熊本城跡（熊本県熊本市）】

## 2. 多様な文化遺産の公開活用の促進等

18,845百万円（19,058百万円）  
【令和5年度補正 499百万円】

○伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の伝承者養成等に対して補助等を行うとともに、中間層の邦楽演奏家の裾野拡大や楽器製作の担い手継承を進める。

○地域計画の策定支援、世界文化遺産・日本遺産等の情報発信の取組への支援等を行う。

### 【R6予算案の主な事業】

- ・無形文化財の伝承・公開
- ・文化財保存活用地域計画の策定支援
- ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業 等



重要無形文化財「尺八」  
各個認定保持者



民俗芸能大会の開催  
担当：文化庁政策課等

# グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実

令和6年度予算額(案)

(前年度予算額)

【令和5年度補正予算額】

219億円

215億円)

76億円】



## 1. 文化芸術のグローバル展開等による創造的循環の創出

**1,608百万円(1,595百万円)**

国内の文化芸術の基盤強化及びグローバル展開の推進を通じて文化芸術の創造的循環を創出し、自律的・持続的な文化芸術活動の促進を図る。

- ・芸術家等の活動基盤強化
- ・文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業
- ・文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業
- ・未来のトップアーティスト等の国際的活動支援事業
- ・新進芸術家の海外研修
- ・活字文化のグローバル発信・普及事業
- ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進

等



## 3. 現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進 **2,688百万円(新規)**

劇場・音楽堂等におけるオペラ、バレエ、オーケストラ、歌舞伎等の実演芸術の創造発信や人材養成、普及啓発、施設間のネットワーク形成や子供の鑑賞機会を提供する取組などへの支援を通じ、劇場・音楽堂等が地域の核として、世界に響く芸術の拠点となるよう機能強化を推進する。

- ・総合支援事業
- ・共同制作事業
- ・子供舞台芸術鑑賞体験支援事業

等



## 5. メディア芸術の創造・発信プラン

**904百万円 (732百万円)**

マンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術の振興に向けて、クリエイターやアニメーター等の育成、全国の所蔵館等におけるアーカイブの取組の支援、散逸や劣化の危険性が高まっているマンガやアニメ等の原画やセル画等の中間生成物の収集・保存・活用に係るモデル事業等を実施する。

・人材育成> メディア芸術人材育成事業 (マンガ、アニメ、ゲーム、メディアアート)

・基盤整備等> メディア芸術連携基盤等整備推進事業

・保存活用> マンガ・アニメ等中間生成物の保存活用事業【新規】

## 2. 舞台芸術等総合支援事業

**9,419百万円(9,419百万円)**

文化芸術を通じた国家ブランド形成・経済活性化を図るとともに、文化的地域格差を解消し、あらゆる人に文化芸術に触れる機会を提供する。

・人材育成>

- ・学校巡回公演
- ・芸術家等人材育成

・創造活動の推進・海外展開等>

- ・我が国を代表する芸術団体等が行う優れた公演等への支援
- ・国際芸術交流支援 (海外公演、国際共同制作公演 等)
- ・創造団体等が行う優れた公演等への支援
- ・人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援
- ・全国キャラバン



## 4. 日本映画の創造・振興プラン

**1,180百万円 (1,147百万円)**

日本映画の振興のため、優れた劇映画やアニメーション映画等の製作支援等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行う。

- ・日本映画製作支援
- ・日本映画の海外発信
- ・若手映画作家等の育成
- ・国際映画祭支援

## 6. 文化芸術による創造性豊かな子供の育成

※一部再掲  
**8,517百万円(8,404百万円)**

子供たちの豊かな感性や創造力等を育むため、学校・地域における一流の文化芸術団体による巡回公演や芸術家の表現手法を用いたワークショップ、地域の伝統文化・生活文化等に親しむ体験教室など、多様な文化芸術に触れる環境の充実を図る。

- ・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
- ・伝統文化親子教室事業
- ・子供舞台芸術鑑賞体験支援事業

等

※「2.舞台芸術等総合支援事業」「3.現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進」計上分を含む



担当:文化庁政策課等

# 文化振興を支える拠点等の整備・充実

令和6年度予算額(案)

359億円

(前年度予算額

355億円)

【令和5年度補正予算額

20億円】



## 1. 国立文化施設の機能強化等

32,252百万円(32,355百万円)

ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するために必要な機能の充実と強化を図る。

**運営費交付金 32,152百万円 (31,955百万円)**

- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・独立行政法人国立美術館
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会

※国立博物館を運営する国立科学博物館・国立美術館・国立文化財機構の運営費：20,482百万円（20,157百万円）

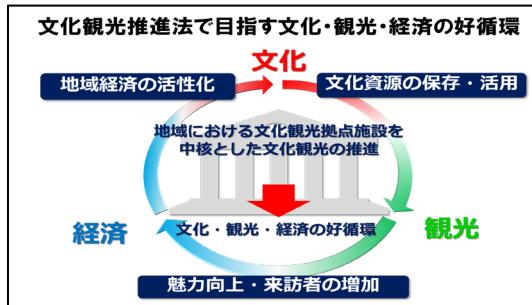


## 2. 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン

1,750百万円(1,917百万円)

博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

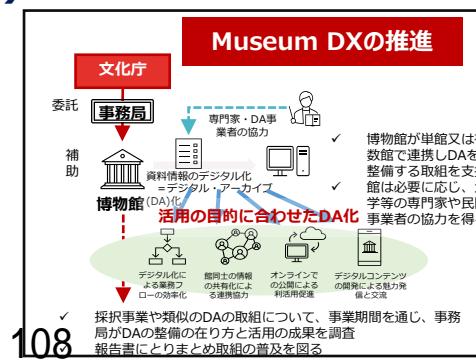
### 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業



## 3. 博物館機能強化の推進 397百万円(439百万円)

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

### Innovate MUSEUM 事業（民間博物館活用事業含む）新制度におけるミュージアム応援事業



## 4. 国語施策の充実

191百万円(71百万円)

国語の改善とその普及、消滅危機にあるアイヌ語や奄美・沖縄等の方言の保存・継承環境を整備するとともに、学術研究、自然言語の情報処理、辞書編纂等に活用できる言語データベースの構築や国語に関するウェブサイトの充実を図る。

## 5. 宗務行政の推進

346百万円(35百万円)

宗教法人として設立されながら、宗教活動を停止している不活動宗教法人の整理・対策の加速化や行政手続のデジタル化など、宗務行政の推進を図る。

文化庁の京都移転を契機とし、2025年大阪・関西万博に向け、食文化や文化観光をはじめ、“伝統×創造”により新たな価値を生み出すなど、**京都を中心とした新たな文化振興を展開し、地方創生を図るとともに、広く世界に発信**

## 文化観光の推進

【予算額（案）：24億円】

【+補正5億円、国際観光旅客税財源81億円】

地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進等を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出

- ・文化観光拠点・地域の整備等を促進
- ・日本遺産の魅力向上・発信による地方創生を推進
- ・大阪・関西万博に向けた文化資源の活用推進【補正】  
(国際観光旅客税財源事業)
- ・全国各地の魅力的な文化財の高付加価値化
- ・高付加価値化された文化財への改修・整備  
※文化観光推進本部の機能強化と併せた文化財活用パッケージの展開
- ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 etc

## 文化財の保存と活用

【予算額（案）：445億円】

【+補正196億円、国際観光旅客税財源も活用】

地域の誇りである文化財について、保存と活用の好循環を促進し、地方創生を推進

- ・国宝重文建造物保存修理
- ・重文等防災施設整備
- ・文化財の強靭化【補正】

etc

## 国内外への発信強化

【予算額（案）：2億円】

【+補正5億円、国際観光旅客税財源も活用】

全国の文化資源の魅力を国内外に発信し、より多くの人の文化体験につながる環境を整備

- ・日本文化の魅力発掘・発信
- ・文化遺産オンライン構想の推進
- ・舞台芸術のデジタルアーカイブ化の推進

etc

## 食文化など生活文化振興

【予算額（案）：17億円】

【+国際観光旅客税財源も活用】

食文化を含む生活文化の継承、新たな価値の創造や魅力の発信による振興

- ・食文化機運醸成事業
- ・食文化推進本部による地域・省庁と連携した発信と併せて推進
- ・生活文化創造・戦略展開事業

etc

## 地域文化の振興

【予算額（案）：100億円】

【+補正20億円、国際観光旅客税財源も活用】

地域における特色ある文化芸術拠点の形成や、地域伝統行事の取組の推進による地域活性化

- ・地域文化共創基盤の構築
- ・現代的課題に対応した劇場・音楽堂の総合的な機能強化の推進
- ・地域伝統行事等への支援

etc

## 芸術文化の振興

【予算額（案）：152億円】

【+補正71億円】

舞台芸術、映画・マンガ・アニメ等のメディア芸術、アート等の振興・発信強化を通じ、国際的な評価を向上

- ・舞台芸術等総合支援事業
- ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進
- ・クリエイター育成・文化施設高付加価値化支援【補正】etc

我が国文化の魅力の再発見・磨き上げ・発信  
▶インバウンド・地方誘客の拡大による地方創生

※予算額については一部重複計上あり。

# 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

令和6年度予算額 8,116百万円

## 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充

2025年大阪・関西万博に向けて、**文化資源を磨き上げて観光コンテンツの拡充**を行うとともに、**戦略的・一体的なプロモーションを推進し、観光インバウンドの需要伸長及び地方誘客・消費拡大を促進**

- 大阪・関西万博の本番に向けて、最高峰の文化資源を更に磨き上げるとともに、戦略的なプロモーションを推進し、年間を通じてインバウンド需要に的確に応えることにより、訪日機運の醸成と万博から現地への誘客を図る。

### <外国人向け鑑賞プログラム・日本文化体験プログラム>



### <アニメ・マンガ等の分野の拡充・多様化>



## 世界遺産をはじめとする文化財の抜本的活用の促進

文化庁京都移転を契機に、2025年大阪・関西万博に向けて、**高付加価値旅行者**による**地方誘客**による**地方創生**を実現するため、**全国各地における文化財の高付加価値化、持続可能な保存・活用をpushu型で抜本的に推進**。

- 世界遺産や国宝等の地域の魅力的な文化財の活用（生きた歴史体験「Living History」、夜間活用、ユニークペニー利用等）を推進。

各事業内容を高付加価値化するとともに、活用から保存への持続可能な好循環の仕組みを可視化する。

### <全国各地の魅力的な文化財の高付加価値化>



二条城（世界遺産・国宝）では、  
・大政奉還を多言語で再現、史実に基づく歴史体験を提供  
・官民連携のユニークペニー利用で新たな客層を開拓  
収益を文化財修理に充當。

【写真提供】元離宮二条城事務所

※端数の関係で合計は一致しない。

4,090 百万円

- 文化庁、国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財を各地方で展示



## 日本文化の魅力発掘・発信

訪日外国人旅行者の満足度向上のため、**文化財等**に対して先進的・高次元な**多言語解説整備等**を行うとともに、日本政府観光局と連携し、**日本文化の魅力を旅前・旅後にオンライン発信**することで、**上質なコンテンツを求める層の誘客・周遊・リピートを促進**

- 訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度向上させるため、文化財に対して先進的・高次元な多言語解説を整備する事業を、観光庁の施策と連携させつつ実施する。

### <運慶meets鎌倉BUSHIDO2（神奈川県）>



- 欧米豪の外国人目線（ネイティブ監修）でウェブコンテンツを洗練・拡充し、歴史や伝統、文化芸術への関心が高い層をターゲットとするリーチ施策を実施。



2,192百万円

- モダン建築（明治以降に建てられた建造物）や重要伝統的建造物群保存地区等の文化財について、高付加価値化された宿泊施設、集客施設へのリノベーション・コンバージョン（改修・用途変更）、滞在快適性や展示環境の向上のための整備を推進。

### <高付加価値化された文化財への改修・整備>



# 令和5年度 文化庁補正予算 事項一覧



## 持続的質上げ、所得向上と地方の成長の実現

◆クリエイター等の活動基盤強化	0.7億円
◆人口減少の影響を受ける地域伝統行事等への支援	5億円
◆舞台芸術のデジタルアーカイブ化の推進	5億円
◆劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援	10億円
◆文化財の強靭化（保存修理、防火・耐震対策等）	185億円
◆大阪・関西万博に向けた文化資源の活用推進	5億円

## 成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進

◆クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援（5年の基金の3年分）	60億円
------------------------------------	------

## 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進

◆日本語教育機関認定法ポータルの構築	0.5億円
◆部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行	0.7億円

## 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心の確保

◆国立文化施設の整備	20億円
◆文化財等の災害復旧	11億円
◆文化財の強靭化（保存修理、防火・耐震対策等）【再掲】	18.5億円

**合計 303億円**

※重複計上となる事業があるため、各事項の総計と合計額は一致しない。

## 事業概要

国指定等文化財の構造の安全性を保持するために必要な保存修理・耐震診断・耐震補強工事や、防火性向上のための消火栓・放水銃等防火施設の整備、石垣等の地盤崩落防止措置等のうち、特に緊急性が高いものに対して補助を行う。

## 事業内容

### ●対象事業

- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
- ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
- ・重要文化財等防災施設整備事業

### ●補助事業者

国指定等文化財の所有者、管理団体等

### ●補助率

50%～最大85%（財政状況等による加算）



国宝 彦根城  
(滋賀県彦根市)



耐震補強



国宝 厳島神社社殿群  
(広島県廿日市市)



屋根修理

- 日本には1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくいか、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力をを持つコンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。

## 事業内容

次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

### ◆ クリエイター・アーティスト育成支援

- 2023年3月、岸田総理は、「広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討」することを表明。クリエイター等の挑戦を後押しするためには、企画から制作、国内外での展開まで一気通貫した支援が重要。
- 新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、コンテンツ産業の競争力強化に資するため、新たなビジネス展開も視野にクリエイター等を対象とした総合的な人材育成支援を行う。

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開まで的一体的な活動を、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・45億）

#### 【事業例】

- 国内外で活躍が期待される国際コンクール受賞者や、若手演奏家、実演家、脚本家、作曲・作詞家、プロデューサー等を起用し、世界的な活動実績を有する指導者等が若手を現場で育成しながら海外公演等の海外展開を行うプロジェクトを支援。国内外の主要な音楽祭や劇場等で活躍する人材を育成。
- 創作支援プログラムで育成した若手クリエイター等を対象に、海外での活躍実績等がある専門家等が、海外展開に向けたアドバイス、ノウハウの共有等のサポートを実施し、海外アートフェスティバル等へ出品・展示を支援。グローバルに活躍できる人材を育成。

### ◆ 文化施設による高付加価値化機能強化支援

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに通用するクリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該クリエイター・アーティスト等の（国内における）活動の拠点かつ活動に対して新たな高い価値を付加する拠点としての機能を形成することを推進する。
- また、こうしたクリエイター・アーティスト等が生み出す作品を含めて、施設が持つ価値（コンテンツ）をデジタル・アーカイブ化等も行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹きつけるための支援を行う。

次代を担うクリエイター・アーティストの国内における活動・発信拠点となるべく文化施設における発信力の強化（デジタル・アーカイブ化含む）、新たな高い価値を文化芸術活動に付加する取組について、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・15億）

#### 【事業例】

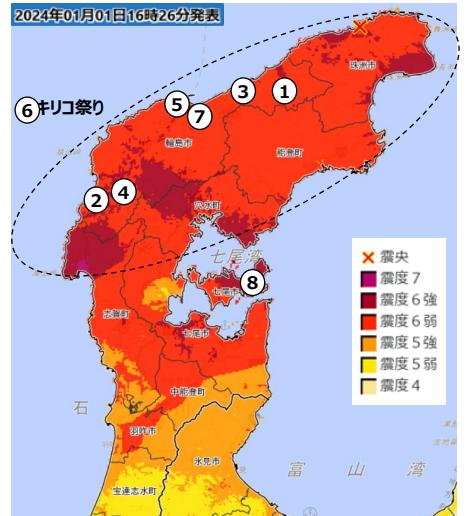
- クリエイター等の作品や関連資料等のデジタル・アーカイブ化
- デジタルコンテンツ活用やクリエイター等自身のパフォーマンス等による展覧会や公演含め施設の運営・機能強化
- デジタルコンテンツ活用型やクリエイター等自身のパフォーマンス等によるグローバルな発信等の支援

## 文化財等の被害状況・対応について

## 被害状況 ※3月18日（月）現在

区分	被害件数
文化財	国宝・重要文化財（建造物） 57件 (指定総数:107件)
	登録有形文化財（建造物） 158件 (登録総数:1,004件)
	その他国指定等文化財 62件
	地方指定・登録文化財 120件
	計 397件
文化施設	125件

※指定/登録総数は、石川県・富山県・新潟県の総数



## (具体的な被害の例)

市町村名	被害物件	種別	被害状況	
石川県輪島市	かみときにけ 上時國家住宅	重要文化財（建造物）	主屋倒壊	①
	かどみけ 旧角海家住宅	重要文化財（建造物）	主屋倒壊	②
	くろしまちく 黒島地区	重要伝統的建造物群保存地区	倒壊、傾斜多数	②
	しろよねせんまいだ 白米千枚田	名勝	ひび割れ	③
	そうじじそいん 總持寺祖院	登録文化財（建造物）	倒壊多数	④
	輪島塗	重要無形文化財	工房倒壊、工具滅失	⑤
	キリコ祭り	日本遺産	灯籠などの損壊	⑥
	永井豪記念館	文化施設	全焼	⑦
石川県七尾市	石川県能登島 ガラス美術館	文化施設	展示作品が多数損壊	⑧
石川県金沢市	かなざわじょうあと 金沢城跡	史跡	石垣崩落	
新潟県新潟市	ささがわけ 旧笹川家住宅	重要文化財（建造物）	漆喰壁破損	
富山県富山市	もりけ 旧森家住宅	重要文化財（建造物）	傾斜、壁にひび割れ	

## 被害情報の把握・緊急保全

- **文化庁**（国指定文化財）と（独）**国立文化財機構**（国指定以外の文化財）が連携して対応。

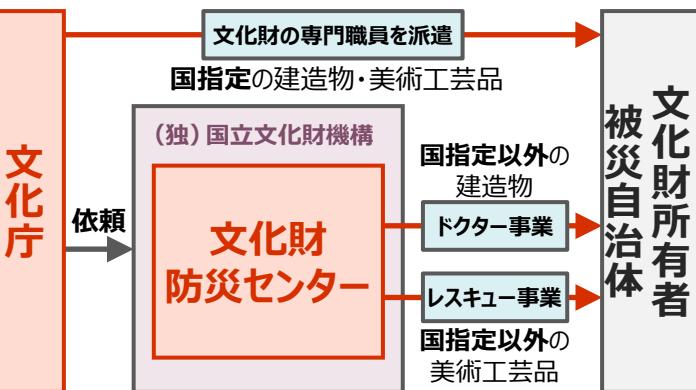
## ● 現地派遣を順次実施

1/12 金沢城、1/19 富山県（富山市、高岡市）、1/23,24 富山県（高岡市、南砺市）、1/30,31 新潟県（新潟市、長岡市）、2/1,2 輪島市、2/8 七尾市・中能登町、2/9 七尾市（能登文化財保護連絡協議会）、2/13 富山県（高岡市）、2/13 石川県（被災文化財等救援委員会・被災建造物復旧支援委員会）、2/14 能登町、2/16 金沢市（文化財レスキュー支援団体会議）、2/19 輪島市、加賀市ほか、2/20 新潟県（新潟市）、2/22 輪島市、富山県（富山市、氷見市、射水市ほか）新潟県（新潟市）2/27 輪島市、2/27～29 新潟県（佐渡市）、2/29～3/1 金沢市、3/5,6,9 輪島市、3/11 七尾市、白山市、3/12 珠洲市、3/14 金沢市（重要無形文化財「輪島塗」支援PT）他  
[その他調整中]

- 文化庁の専門職員を派遣

- 文化財ドクター派遣事業：建造物の応急措置への技術支援

- 文化財レスキュー事業：美術工芸品等の破棄・散逸を防止



- 文化施設の復旧に向けた相談窓口を文化庁に設置

## ● 復旧に向けた財政支援

- 国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品等）への国庫補助  
(補助率最大85%)
- 地方指定文化財の災害復旧事業への特別交付税措置（地方負担の8割）
- 公立社会教育施設（文化施設を含む）の災害復旧事業（補助率2/3）等  
(※伝統産業を含む中小・小規模事業者の事業再開の支援は経産省において実施)